

令和7年

七ヶ浜町議会議録

6月会議 6月3日開会  
6月4日閉会

七ヶ浜町議会



令和 7 年 6 月 3 日 (火曜日)

七ヶ浜町議会定例会 6 月会議会議録

(第 1 日目)

令和7年七ヶ浜町議会定例会 6月会議会議録第1号

令和6年6月3日（火曜日）

出席議員（14名）

1番	鈴木洋市君	2番	鈴木篤君
3番	佐藤信輝君	5番	鈴木博君
6番	鈴木恵子君	7番	佐藤直美君
8番	熊谷明美君	9番	佐藤壯一君
10番	遠藤喜二君	11番	岡崎正憲君
12番	歌川渡君	13番	仁田秀和君
14番	安倍敏彦君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	寺澤薰君
副町長	平山良一君
総務課長兼デジタル推進室長	藤井孝典君
防災対策室長	石井直紀君
企画財政課長	青木ゆかり君
税務課長	遠藤衛君
町民生活課長	宮下尚久君
まちづくり振興課長	鈴木昭史君
建設課長兼復興推進室長	阿部豊則君
国際村事務局長	我妻幸弘君
子ども未来課長	菅井明子君
健康福祉課長	関本英児君
長寿社会課長	沼倉隆弘君

会計管理者	鈴木正実君
上下水道事業所長	後藤謙一君
教 育 長	大槻泰弘君
教 育 総 務 課 長	稻妻和久君
生 涯 学 習 課 長	遠藤弘次君

---

事務局職員出席者

議会事務局長	佐々木祐一君
同 書記	鈴木一叶君

---

議事日程 第1号

令和7年6月3日（火曜日） 午前10時00分 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会議日程の決定

日程第 3 一般質問

日程第 4 議案第41号 個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を  
改正する条例について

日程第 5 議案第42号 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害被災者に  
対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一  
部を改正する条例について

日程第 6 議案第43号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につ  
いて

日程第 7 議案第44号 工事請負契約の締結について「令和7年度七ヶ浜町武道館耐震  
化工事及び大規模改修工事」

日程第 8 議案第45号 令和7年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第1号）

日程第 9 報告第 4号 令和6年度七ヶ浜町一般会計継続費繰越計算書の報告について

日程第10 報告第 5号 令和6年度七ヶ浜町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につ  
いて

---

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会議日程の決定

日程第3 一般質問

午前10時00分 開

○議長（安倍敏彦君） おはようございます。

本日6月3日は休会の日ですが、議事の都合により令和7年七ヶ浜町議会定例会を再開し、  
6月会議を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安倍敏彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、5番鈴木 博議員、6番鈴木恵子議員を指名いたします。

---

#### 日程第2 会議日程の決定

○議長（安倍敏彦君） 日程第2、会議日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。令和7年七ヶ浜町議会定例会6月会議の日程は本日から明日4日までの  
2日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声ありますので、異議なしと認めます。よって、6月会議の  
日程は本日から明日4日までの2日間と決しました。

---

#### 諸般の報告

○議長（安倍敏彦君） ここで諸般の報告をいたします。

前回の5月会議から今回の6月会議の開始前までにおける七ヶ浜町議会の諸活動について、  
お手元に配付した資料のとおりであります。この際、説明は省略させていただきます。  
これをもって諸般の報告を終わります。

---

#### 行政報告

○議長（安倍敏彦君） 次に、平山良一副町長へ行政報告を求めます。

平山良一副町長、御登壇願います。

〔副町長 平山良一君 登壇〕

○副町長（平山良一君） おはようございます。

それでは、令和7年七ヶ浜町議会定例会6月会議の開会に当たり、令和7年定例会3月会議以後における行政報告を申し上げます。

3月11日、東日本大震災から14年目となった今回は、追悼行事として公園墓地蓮沼園内の東日本大震災慰靈碑前、及び七ヶ浜国際村エントランス広場に自由献花用の献花台を設置いたしました。当日は伊藤信太郎元環境大臣や「みちのく仙台ORI☆姫隊」、渡辺善夫前町長、平正美前副町長がおいでになられ、祭壇に花を手向けられました。町民の皆様には、14時46分のサイレンとともに1分間の黙祷を促し、震災で犠牲になられた方々を追悼するよう呼びかけました。

4月6日から15日までの10日間、「春の全国交通安全運動」が展開されました。6日には「交通安全車両パレード」、翌日には「交通安全のりだし作戦」を行い、ドライバーには本町の特産品であるノリを手渡しながら交通安全を呼びかけました。本町の交通死亡事故ゼロは、皆さんの御理解により5月31日時点で1,292日となり、今も継続しております。これからも死亡事故ゼロが続き、町民の皆様が安心して暮らしていくよう引き続き啓蒙をしてまいります。

4月8日町内小学校の入学式が行われ、123名の新1年生が大きなランドセルを背負い、それぞれの学びやへ通い始めました。翌日には町内中学校の入学式があり、141名が新しい制服に袖を通し、新たな学校生活のスタートを切っております。

5月3日から5日まで、七ヶ浜国際村で企画展「平和のカタチ～未来を紡ぐ、平和への想い～」を開催したところ、3日間で1,179の方に御来場いただきました。今回は、「戦後80年を迎える、平和について想いをはせる」ことをテーマに開催されました。七ヶ浜出身のクラシックサキソフォン奏者伊藤洋夢さんのコンサートをはじめ、国連平和賞を受賞した「オルケスタ・デ・ラ・ルスコンサート」や「平和のカタチトークショー」などがあり、展示コーナーも設けられ様々な角度から平和について考えてみるよい機会となりました。人々が共に生きる未来と平和について向き合い、視野を世界に向ける新たな時代への扉を開いた国際村にふさわしいイベントとなりました。

5月11日、町野球場で第71回地区対抗野球大会が行われました。前日の雨によりグラウンドのコンディションが心配されましたが、当日は天候に恵まれ参加された11地区の若手からベテランの皆さんのが、優勝杯を手にしようと懸命にプレーされていました。参加されたさんは、御家庭のことや仕事で忙しい中、かつての勘を取り戻そうと練習を重ね試合に臨みました。結

果は松浜地区が15年ぶりに優勝し、2位には遠山地区が、3位には代ヶ崎浜地区及び要害・御林地区が入りました。「地区対抗の競技となると燃える」という七ヶ浜人の気質がプレーの中に随所に見られた大会となり、どの試合も白熱した見ごたえのあるものとなりました。

5月24日、第6回「小学校地区民合同大運動会」が開催されました。当日は曇り空ではありましたが、グラウンドでは真剣に競技に臨む生徒の姿がありました。子供たちの元気と笑顔は町の活力であり、地域の宝でもあります。学校と地域が一体となって子供たちの成長を見守り、世代を超えた交流が人と人とのつながりを確かなものとし、大きな地域力となっていくことが期待されます。

6月1日、七ヶ浜町消防団消防演習が予定されておりましたが、あいにくの雨で中止となつてしましました。前々日まで練習に取り組む団員の姿があり、中止となって残念ではあったものの、今後の活動に多くが生かされるものと思います。今、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」や宮城県から遠い震源域でも影響が及ぶ可能性のある「南海トラフ地震」など、災害が激甚化することが心配されています。何よりも町民の命を守ることが最優先です。地域を知り尽くし、素早い初期対応のできる消防団の果たす役割は極めて大きく、強い責任感を持って安全で安心して暮らせる町の実現のために、さらなる力添えをいただけるものと期待しております。

引き続き、町民の皆様が心豊かに生き生きと暮らすことができるまちづくりに向け、職員一丸となって取り組んでまいりますので、議員各位の格段の御理解と御協力をお願い申し上げ、行政報告といたします。

どうもありがとうございました。

〔副町長 平山良一君 降壇〕

---

#### 挨拶

○議長（安倍敏彦君） ここで、5月16日就任されました大槻泰弘教育長から挨拶の申出がございますので、許可をいたします。大槻泰弘教育長、御登壇願います。

〔教育長 大槻泰弘君 降壇〕

○教育長（大槻泰弘君） 皆さん、おはようございます。

令和7年七ヶ浜町議会定例会5月会議において任命案の同意を得て、5月16日寺澤 薫町長より教育長を拝命いたしました大槻泰弘と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

七ヶ浜町には深い御縁をいただき、亦楽小学校に教諭として4年、向洋中学校には校長とし

て3年、計7年働く機会に恵まれました。心より感謝しております。

さて七ヶ浜町の教育長就任に当たりまして、まず教育基本法第1条「我が国の教育の目的」に基づき、子供に心身の健康とより良い生き方を求める力をつけ、国際的平和社会の形成者として育成することを踏まえながら、七ヶ浜町ならではの教育を進めることを肝に銘じておりますことを表明いたします。

七ヶ浜町は、現在寺澤町長の下「七ヶ浜町長期総合計画」を推進しております。その中で、特に「七ヶ浜・グローカルPROJECT」は、大きな社会の変化に対応できる次代を担う児童生徒に、生きる力という財産を自分の中に身につけさせたいという願いから生まれました。地域に根差し、世界を見据えた七ヶ浜の英語コミュニケーション能力の育成と、充実したICT教育の創造という2つの教育活動を柱に、実践を積み重ねてまいりました。

平成28年度より始まったこのプロジェクトも、今年で10年の節目を迎えております。令和元年から令和3年までは、コロナ禍のためにコミュニケーションをとることも難しい時期があり、今は世界の各地で戦争が起こるなど不安に満ちたニュースであふれる日々になってきています。子供たちの自己肯定感も低くなり、これらの影響が不登校や自信の持てない気持ちにもつながってきています。

これまでの10年の成果と課題を総括し、来年度から「七ヶ浜・グローカルPROJECT・セカンドステージ」として、発展的により充実した形でスタートしてまいります。英語コミュニケーションの能力の育成と、充実したICT教育の創造という2つの柱を残しながらも、不登校児童生徒への対応、基礎学力の定着と日常化、部活動の新たな展開へ向けた推進など、現在抱えた課題にも対応した形で進化させてまいります。

小学校で勤務してきた私は、退職までの最後の3年間向洋中学校で勤務することになりました。中学校で勤務したことのない私が着任したとき、たくさんの生徒が玄関前の階段の両側に並び、校歌を吹奏楽の演奏と集まった生徒たちの歌で歓迎してくれました。このときの感動は、私の中に大きな力となって刻み込まれました。私のエネルギーの源泉になっています。

また、私を支えることになる大好きな言葉にも出会いました。「どんな苦労があっても、私は中学校で過ごす春・夏・秋・冬が何より好きだ。様々な表情を見せる思春期の生徒の一瞬一瞬に寄り添える幸せは、何にもかえがたい」、伊豆市の相馬校長先生の言葉でございますが、今でも大切にしている言葉でございます。いつしかこれが、私の教育信条になりました。中学校だけではなく、七ヶ浜町の子供たち全員に寄せる思いも全く同じであります。

ここにおられます全ての皆様と力を合わせて、七ヶ浜町の全ての子供たち一人一人の中に生

きる力をしっかりと育んであげたいと、心から願っております。各位の御指導並びに御鞭撻をお願い申し上げ、教育長就任に当たっての七ヶ浜町議会での挨拶とさせていただきます。

令和7年6月3日、七ヶ浜町教育委員会教育長、大槻泰弘。

---

#### 提案理由の説明

○議長（安倍敏彦君） 次に寺澤 薫町長提案の提案理由の説明を求めます。

寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） おはようございます。

それでは、令和7年七ヶ浜町議会定例会6月会議に提案いたしました議案等について説明をさせていただきます。

提案いたしました議案等につきましては、議案第41号から議案第45号までの5議案、そして報告が2件あります。詳細につきましては後ほど担当課長から説明申し上げますので、私からは要点のみを説明させていただきます。

初めに、議案第41号個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく標準準拠システムへの移行に際し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項で定める独自利用事務を追加するものであります。

次に、議案第42号東日本大震災における原子力発電所の事故による災害被害者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例については、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害被害者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免措置を延長し、当該災害被害者の負担軽減を図るものであります。

次に、議案第43号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については、東日本大震災に対処するための特別の財政援助、及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部改正に基づき、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第44号令和7年度七ヶ浜町武道館耐震化工事及び大規模改修工事の工事請負契約の締結については、地方自治法第96条第1項第5号、及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により契約を締結することについて議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第45号は令和7年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第1号）であります。補正の額

は8,810万6,000円の追加で、補正後の総額を歳入歳出それぞれ80億8,710万6,000円とするものであります。

歳出の主な内容としましては、笹山区コミュニティ活動備品購入事業補助金、物価高騰対応重点支援給付金支給事業、地球温暖化対策実行計画策定事業、菖蒲田漁港内支障物撤去事業、消防団活動装備品購入事業などであります。主な財源としましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、市町村振興総合補助金、コミュニティ助成事業助成金、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金などを充当しております。

次に、報告第4号は令和6年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第4号）で議決をいただきました継続費の繰越計算書に関する報告であります。

次に、報告第5号は令和6年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第6号）及び（第7号）で議決いただきました繰越明許費の繰越計算書に関する報告であります。

以上、御提案いたしました議案等について説明いたしましたが、慎重審議の上御同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

〔町長 寺澤 薫君 降壇〕

---

### 日程第3 一般質問

○議長（安倍敏彦君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問の通告がありますので、通告順に許可をいたします。

最初に、10番遠藤喜二議員の質問を許可いたします。発言席に御登壇願います。

〔10番 遠藤喜二君 登壇〕

○10番（遠藤喜二君） 議長の許可が出ましたので、一般質問に入らせていただきます。日本保守党の遠藤喜二と申します。

今回は、質問は1問です。前回と同様、一番目の質問に立たせていただきました。吉田浜野山避難経路についてであります。要旨を読み上げます。

吉田浜野山の避難経路は、一般的に七ヶ浜町民として考えた場合本来津波避難階段と認識するものであるが、102段の階段の『懸込み』と言われる高さの不均衡と『踏み面』と言われる足を乗せる面の不均等、またS字階段に関して避難階段ではなくジョギング用階段かと思うことに大いなる疑問視を抱き、質問するものであります。

実際に数回、高齢で足の不自由な方、健常者の住民の方、地元の男女の中学生に上から歩いてもらったり走ってもらったり、津波を想定して駆け上がっていただきました。その上で、下

記の質問をするものであります。

まず、①この避難経路という擬木階段の基本的用途は何かを伺うものであります。

次②番目、高低差と段数、上がる角度と距離、及び『懸込み』寸法と『踏み面』寸法の現状竣工階段の算出基準の適正な整合性を伺うとともに、S字曲線ではなく直線階段のほうが避難階段としても利活用として最適と思うが、重ねて伺うものであります。

③番、一般的に階段部の中央部のほうが最適と思われるが、ガードパイプと思われる「手すり」が左側に寄せてある、その効果を伺うものであります。また、その上部途中からガードパイプそのものが設置されていない理由も、重ねて伺うものであります。

④番、踊り場の位置と数と広さの利用活用効果を伺うものであります。

⑤番、雨水等において、豪雨等の推測量に適した階段下部集水ますの容積の適正度を伺うものであります。

⑥番、門扉の必要性の是非を伺うものであります。

⑦番、伐根や切った木々の一部未処理状態と、現状のり面の一般の方々が見た「きれい感の見た目」、これの景観状態を伺うものであります。

一応 7 問伺うものであります。

○議長（安倍敏彦君）　吉田浜野山避難経路について回答を求めます。寺澤　薰町長、御登壇願います。

〔町長　寺澤　薰君　登壇〕

○町長（寺澤　薰君）　それでは、10番遠藤議員の御質問、吉田浜野山避難経路についてお答えをさせていただきます。

御質問の1点目、「この避難経路という擬木階段の基本的用途は何か伺う」についてお答えをさせていただきます。

まず吉田浜野山避難経路は、笹山線入り口より生涯学習センターへ最短距離で避難を可能にした避難経路であり、菖蒲田浜方面から生涯学習センターへ車による避難で渋滞が発生した場合を想定して整備したものでございます。この避難経路の基本的用途は何かということでございますが、災害避難時における徒歩避難経路としているところでございます。

次に御質問の2点目、「高低差と段数、登る角度と距離、及び『懸込み』寸法と『踏み面』寸法の現状竣工階段の算出基準の適正な整合性を伺うとともに、S字曲線ではなく直線階段のほうが避難階段としても利活用として最適と思うが、重ねて伺う」について回答させていただきます。

今回整備しました避難経路の階段は築物に附属するものではなく、単独で整備する屋外の避難経路階段のため、設計するに当たっては建築基準法施行令第23条の定めを参考に、『蹴上げ』22センチ以下、及び『踏み面』寸法21センチ以上として整備したところでございます。また、当該地は震災前まで住民が通り道として利用していた経緯もあり、歩行していた形状を生かしております。

次に御質問の3点目、「一般的に階段部の中央部のほうが最適と思われるが、ガードパイプと思われる手すりを左側に寄せた効果を伺う。また、上部途中から設置されていないのはなぜかを伺う」について回答させていただきます。

災害避難時には一時的に通行量の増加が見込まれるため、通行の支障となる中央への手すりの設置ではなく、斜面への転落防止を兼ねて上り方向左側への設置としたものでございます。階段の最上部においては、勾配も緩やかとなることから未設置しております。

御質問の4点目、「踊り場の位置と数と広さ等の利用活用効果を伺う」についてお答えいたします。

踊り場の位置と広さについては、避難誘導等も考慮して1.5メートル幅で、津波の到達が想定される地盤高より高い地点に設置しております。利用効果については、避難者を誘導される方や避難時にいっとき休憩を必要とする方も利用できるスペースとして設けております。

御質問の5点目、「雨水等において豪雨等の推測雨量に適した階段下部集水ますの容積の適正度を伺う」についてお答えをさせていただきます。

御質問い合わせたまつについては、階段路面の排水と階段脇が雨水により洗掘されることを防止するために階段側部に皿型水路を設置しており、その排水を受けるため設置したまでございます。最終ますではなく、このますから水路方向への配水管として設けたものでございます。

御質問の6点目、「門扉の必要性の是非を伺う」についてお答えをさせていただきます  
この門扉は、水路の維持管理面で定期的な集水枠の清掃作業時の出入り用に必要なものとして設置しております。避難経路整備以前転落防止柵もありませんでしたが、整備事業の中で転落防止策とともに清掃作業時の出入りを考慮して門扉を設けたものでございます。

御質問の7点目、「抜根や切った木々の一部未処理状態と、現況のり面の一般の方々が見たきれい感の見た目の景観状態を伺う」についてお答えをさせていただきます。

一部未処理の状態があるとのことで、職員に確認をさせたところ、工事の抜根や伐木ではありませんでしたが、改修等を行ったところでございます。また景観については、今後歩行する

利用者に配慮し、支障のないように管理をしてまいりたいと思います。

以上、遠藤議員の御質問への回答とさせていただきます。

○議長（安倍敏彦君）　遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君）　まず『懸込み』と『踏み面』、これは一番低いところで5センチなんですよ。『懸込み』というか、大きいところで180ですね。これは全部擬木が立っている、そして止まり木がありますよね、その内々で計りました。そうすると上まで102段ということで、全部こういうふうに計りましたので、そうした場合5センチあったり7センチあったり、13センチあったり、18センチあったり、これは避難道としていいものかどうか。一般的な階段というのは同じ高さで同じ広さ、そのほうが歩きやすい逃げやすいというんですけれども、この角度と距離からいっても調整できる寸法だと思うんですよ。

仮に一番下なんていうのは、下ですね180の高さ、2段目125、3段目130、120、130、140といって、84段目から今度9センチになるんですよ、90。これは避難経路の階段というよりは、もうジョギング用というか運動用というか、そういうふうな階段にしか思えない。その件担当課はどのような捉え方をして、こういうふうなつくり方をしたのか聞きたいと思います。

○議長（安倍敏彦君）　建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君）　それでは基準についてなんですか、いろいろ調べた結果、屋外の避難経路階段については明確に定められた公式な指針等はございませんでした。それで指針がないために、建築基準法の施行例を参考に『蹴上げ』22センチ以下、『踏み面』寸法21センチ以上として整備しております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君）　今の寸法、それはいつからのやつでしょうか。

○議長（安倍敏彦君）　建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君）　建築基準法施行例が施行されたのは、今細かい資料がないので分かりませんが、建築基準法施行令が奨励されてからだと思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君）　もう一度寸法を言ってもらえませんか。

○議長（安倍敏彦君）　建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君）　『蹴上げ』が22センチ以下、『踏み面』が21センチ

以上となっております。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 屋外に関しての基準法はないんですよね、本当。それで屋内なんですか  
れども、小学校児童用とあと中学校・高等学校・中等教育学校と、あと劇場・映画館・公会  
堂・集会場なんかは、一応踊り場の幅は1,400以上となっていますね。1,400以上ですよ。あと、  
『蹴上げ』は160以下。先ほど220となっていましたけれども、そのあと変更されているはずな  
んですね、160以下と。ですから、今一般家庭でも150もしくは180くらいが、一般的な階段の  
『蹴上げ』の高さだと思います。

『踏み面』に関しては、260以上となっているんですよね。先ほど210と言いましたっけ。5  
センチちょっと狭いんですよ、その点どうなんでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君） 室内と室外では考え方方が違うと思いまして、室外で  
調べたところ、先ほども申しましたが単独で整備する屋外の避難経路階段のため、今回はこの  
基準で作成しております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） じゃあ先ほどの避難経路の階段、担当課の建設課は全部寸法を当たった  
でしょうか。幅・高さ・『踏み面』、どうですか。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君） 設計図を基に作成していました、工事の完成検査の  
ときに全部ではないですけれども、ある程度は当たっております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 設計図の審査はどこでしたんですか。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君） 内部で、職員同士で確認しております。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 内部で職員が確認した。確認したとき、違和感はなかったんですか。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君） 特に違和感はなかったです。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 素人が見ても、皆さん見えるかどうか分かりませんが、『踏み面』の幅が全然違う。下から7段・8段は狭過ぎる。あとは中間はいいとしても、曲がり階段の手前もまた狭過ぎる。

いいですか、先ほど私質問で言いましたよね。町民の方に歩いてもらった、走ってもらった、この避難経路を今ここにいらっしゃる職員の方で歩いた方、走った方はいらっしゃいますか、実際。いかがですか、皆さんにお尋ねしたいと思いますけれども、代表で。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君） 自分が下から上まで駆け上がりましたところ、そんな違和感はなかったと思います。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） そうですか。実に残念ですね、町民の方が違和感があると言っているのに。特に中学生の方は、ジョギング用にはいいというんですよ。最初ぱぱっと走って、今度ゆったりした感覚があると。

ところが足の不自由な方、実際同じ住宅にいらっしゃったものですから、協力してもらって1回歩いてもらいました。その方は走れないものですから、その方いわく「同じ感覚でないと上がりづらい」「登りづらい」「下りづらい」。

それと、「手すりが左端にあって、使いづらい」。できれば、階段の幅からして手すりそのものは中央に寄せるべきではないんでしょうけれども、避難階段であれば手すりが真ん中にあったほうが、逃げる人は下から上ですから、そうすると右側左側から両方使える、そういうふうな意見もされました。なぜ左側にガードパイプというか、車道で言えばガードレールしかないのか。「なぜ真ん中に手すりを設置してくれなかつたのか」と、私は責められました。「これは町の仕事なので、仕方がないんですか」と再度問われました。そのところ、いかがですか。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君） まず、当該地は震災前まで住民が通り道として利用していた経緯もあり、歩行していた形状を生かして階段を作成しております。

また、手すりについては斜面への転落防止を兼ねて、上り方向左側への設置としたものでございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） そうすると、これは1列に並んで逃げるということですか。逃げるというか、歩くことですか、走るということですか。隣りに並ぶ右側の人は手すりは使えないということですね。あくまでも一列走行というか、1列歩行のためのガードパイプということですか。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君） 逃げるときはそれぞれの事情があると思いますので、あまりそういうことは気にせずに、一人一人が駆け上がると思っております。  
以上です。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 再度お尋ねします。担当課長は、「階段を上って違和感はない」と言わされました。私はそれに対して突っ込みを入れました。町民の方、男女の中学生の方々に実際歩いてもらって、走ってもらったと。何にも全然感じないですかね。町は「現状のままの工事をした」と言いますけれども、階段の部分はこの上がりの図面から見れば、後ろの方は見づらいと思いますけれどもある程度の勾配があるんですね、勾配はあって当然なんですけれども。

ただ途中、これは調整できるはずなんですよ。プロがレーザーを使って角度を調整するわけですから、掘り込みでも何でもできるわけですよ。何も盛土する必要ないんです、これだと。逆に、さっき言った下の段・この7段・8段が急に段がついていると、これそのものが違和感んですよ。聞いています、今お二人はお話ししていましたけれども。いいですか、あなた方は公務員として感じなかつたのかどうか。町のために、町民の方々が利用するということで、あなた方は「いや、私が歩いて違和感はない」、その言葉そのものが私からすればおかしいんですよ。その点、再度伺います。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君） 何度も申しておりますが、昔住民が通り道として利用した経緯もあり、形状を生かして今回階段を作成したわけですし、私も町民ですが町民目線でも特に違和感はないと感じております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） では、担当課じゃなくて町長にお尋ねします。

今言った下180・125・130、一番下を102段とした場合85段まで下から15くらいは120から180

なんですよ。その上は70・80・70とか、それに関して違和感はありませんか。それとその『踏み面』、『踏み面』が結局下のほうは285、そして5段目から660、下から言いますと102段から98段まで300台、その次は95段から89段までは650台、幅のあるところで690。こういうのは工事者が調整できるものだと思うんですけども、その点町長はいかが思いますか。建築に詳しい方ですから、どうぞ。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 遠藤議員さんおっしゃられるとおり、現場で『踏み面』と『蹴上げ』、さらには階段の幅云々ということで私も5回ほど往復をさせていただきましたし、『踏み面』等の広さ、あとはバチの部分がありますのでどうしてもカーブが入るので、その辺も見ました。違和感というよりは、上がっている人にとってリズムが狂うかな、それは感じます。

ただ基準外かと言われると、基準外ではないんですね。そして『踏み面』『蹴上げ』、そしてなぜこういうふうに擬木のあれで抑えたのかなというふうなことでは、逆に型枠が今なかなか高額になっており、そういった部分では型枠をコンクリートそのものじゃなくて擬木をある程度型枠代わりにしてやったんだろうなというふうなことで。

ただちょっと階段が13段分くらい、19番目から32段目でしたかね、確かに『蹴上げ』が低いなというふうなことなんですが、逆にこれを倍にしたときにはどちらがいいんだろうかというふうな部分。そうすると『踏み面』が大分長くなるな、勾配がつなぐというふうなことで何とも言えないんですが、基準的にはリズムは狂いますけれども、建築基準法施行例上はクリアしているなというふうな思いでございます。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 建築基準法上はクリアしている、それはいいんですよ。ただ利便性を考えた場合、健常者だけが使うわけじゃないでしょう。そうした場合さっき言ったリズム感、歩いていてリズム感、細かいところ歩いて急に広くなる、高さも緩くなる、リズム感狂いますよね、人間として。私なんか、しゃっちゅう狂っていますけれども、そういうところを工事中に確認できなかったのか。工事後に、違和感がないと。私は一般市民であれば、「何、これ」と思いますね。

ですから、避難経路というよりは「逍遙のジョギングコース」と名前を変えたほうがいいんじゃないかなと、そういうふうに思いますよね。ましてあそこはもともと獣道ですから、獣道を現状のまま変えた、芸がないですね。現状のまま変えたというのは。やっぱり、ある程度改良して階段をつくるべきではないんですか、今の時代。新しくつくり直せとか、そういうふうに

本当は言いたいんですけども、言えないのが現状です。私が町長であれば、つくり直しさせます。責任の下で、町民のために。まず、これだけは頭に入れておいてください。利便性を考えた場合、本当に使った場合、全町民のために本当に利便性がいいかどうか。再度、頭の中に残しておいてください。

これ行くとずっと終わらなくなるので、あと次行きますね。手すりの件です、ガードパイプ。ガードパイプはいいんですけども、一般的に神社なんかは真ん中に手すりがついています。登る方、降りる方、足の不自由な方、そういう方がいますから。これは階段なので、避難道と名を打っているので、多分下からの一方通行として考えた場合、1人だけ足の悪い身体の不自由な方がいるわけじゃないと思うんですね。手すりを真ん中にして、右からと左からと登る上る方がいると思うんですよ。先ほど言われた「ガードパイプを左側につけた」、その意義そのものを再確認したいんですけども。なぜ中央につけなかったのか、階段が狭くてつけなかつたのか、再度伺うものであります。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君） それでは、手すりについてお答えいたします。

建築基準法施行令の中に、階段幅が3メートルを超える場合においては中間に手すりを設けることとなっておりますが、今回の階段の幅は2メートルであるため、片側の転落防止のために設置しております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） また聞きましたね「建築基準法上」、それはいいです。その前に、登る人のことを考えて建築基準法以上のものを考慮してつくったのかどうか、再度伺います。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君） 中央に設けなくても、結局は片側に転落防止という意味も込めまして、設置したものであります。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 転落防止であれば、右側にもつけるべきじゃないんですか。いかがですか。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君） 右側はのり面にはなっていますが、それほどひどく

ないと言ったらあれなんですけれども、現場見てもらえばいいんですけども、まず落ちていくことはないというふうに考えます。

以上です。

○10番（遠藤喜二君） 最後、もう一度お願ひします。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君） 落ちていくことは考えられない。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 左側はのり面になっていて雑木が入りますから、右側は逆に削って土が「現し（あらわし）」になっています。ちょっと見にくくい現し方ですけれども、景観的には芝生なんか植えていただくとちょうどいいかなと。

そして皿型の雨水溝というか、ちょっと浅い感じがしますね。昨日・おとといの雨だと、それをオーバーしていますよね。下の集水ます、図面で何センチになっていますか。実際に図られました、そこをお尋ねします。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君） ますについては、主に階段に水がたまらないように、皿型水路の水を受けて排水管へ流すことを考えて設計しています。

それと、この間5月30日（土曜日）に雨降りの状態を見に行つたんですけども、皿形水路を伝つて流れていき、階段に雨水がたまるようなことはなかったです。6月1日（日曜日）にも現場を見ましたが、階段脇のほうから水が流入てきて、土砂が一部流れてきていた状態ではありますが、将来的に草が生えればその土が落ちてくることもないのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 「将来的に草が生えれば」ということは、名のない雑草が生えて裸になつた土の部分が隠せるということですか、そうですか。

あと、図面で集水ますは何センチなっています。実際に計りはかりました。内寸で21センチしかないですよ。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君） すみません。今図面がないものですから。（「お貸ししますよ」の声あり）それで確認すれば何センチか分かると思うんですが。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君）　図面では、270の340となっているんですよ。小型浸透ます、要は底のないやつですよね。270の340、いいですか、実際に内寸を計ってみてください。21センチしかないんですよ。これは外寸の寸法ですか。でも、21センチの21センチなんですよ。この図面からいくと、27センチの34センチなんですよ。どこで狂ったんですかね。図面どおり施工されているんですか、これ。

○議長（安倍敏彦君）　建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君）　その図面が当初の図面かどうか分からぬものですから、下手すると変更している可能性がありますので、その辺も確認させていただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君）　遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君）　この図面はあなたから頂いた図面ですよ。いいですか、あなた方建設課から頂いた図面ですよ。打合せしたでしょう。私は人がいいので、質問する課には一応前もって仮にジャブをかけるんですね。そのとき、丁寧に聞くんですよ。私もあなた方も困らないように、そのときちゃんと図面もらったんじゃないですか、この2枚。それで質問しているんですよ。

先ほど言ったU字型の面も、ちょっと緩過ぎる。サーフボードというんですか、それで遊ばれると困るとか何とかということだったんですけども、その前の集水ますなんかは、枯れ葉がいっぱい詰まっていますね、詰まっていましたよ。オーバーフローするのは、当たり前ですよ。

そして「階段に水はない」、当たり前ですよ。だって階段そのものに傾斜がついているんですから、右左。右に低かったり左に低かったり、水平じゃないんですよ。階段は水平でないほうが水がたまらなくていいですけれども、それに関しては言いません。ただ集水ます、これに関しては浸透ますであればグレーチングをつけてもう少し大きくすべきだと思うんです。まず、1つ。

それと、先ほど「草が生えればきれいになる」、それだったら最初から芝生の種を植えるとか芝生を引くとか、1,500万円も払ってその工事の中に入っていたなかったんですか、入れなかつたんですか。

○議長（安倍敏彦君）　建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君）　芝生については、設計の中には入っておりません。またますの大きさについては、今後は状況を見ながら防災対策室等と協議して対応していくけれども、現段階ではございません。

ばなというふうに思っておりますが。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） ますの大きさを対応するということですか、どうなんですか。ますの大きさを対応するんであれば、U字の側溝というか雨水溝も対応せざるを得ないはずですよ、飲み込みからしても。そして、浸透ますであれば下は砂利敷き・砂時敷き、そういうふうな断層になっているのかどうか。そのところ、再確認します。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君） 先ほども言いましたように、この間の土曜日の大雨のときでさえ影響がなかったというふうに思っておりますので、今後はどういうふうにしていったか考えながら、対応していかなければというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） すみません、何度もお聞きしますけれども、「対応する」というのは何を対応するのか、きちんと申し出ください。ただ対応するだけでは、分からぬよ。きちんと内容を言ってください。

○議長（安倍敏彦君） 副町長。

○副町長（平山良一君） それでは、今後の方向性については、担当課はなかなか申し上げられない部分があるので、修繕になるかどうかにつきまして私のほうから回答申し上げたいと思うんですけども。

まだ梅雨が来ておりませんので、梅雨のときにどういったことになるか、そういったものを見させていただいて、確かに集水ますにつきましてはちょっと小さいかなというような感じもありますので、その辺についてはどうかというようなことを現場に当たらせていただきたいというふうに思いますし、砂利で済むのかどうかにつきましても今後梅雨どきを見て、実際にどうなのかというようなことを私自身も見させていただいて、担当課と今後の対応策を考えていきたいというふうに思いますので、御理解いただきたいと思います。

何とか前向きに考えてみたいと思いますので、御理解いただければというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 今副町長から前向きに対応と、対応はいいんですけども、それは集水ますだけですね。ですから避難経路・階段は、先ほど私が言ったように「逍遙のジョギングコース」とか何かに変えたほうが軟らかみがあるんじゃないかと。階段の『蹴込み』『踏み

面』、そういうのも考慮して。一般の方があそこを利用するということを考えた場合、何%の利用率なのか。そのところ、私疑問視しているんですよ。

例えば、「津波が来る」「津波が来る」となった場合、あそこまで直線距離走りますか、歩きますか。それであれば近い汐見台南、そのところにきちんと大きく避難道とか避難通路とか避難マークをつけてやったほうが、よっぽどよかったんじゃないかな。獣道は獣道で、子供たちが楽しんで通るところなんですよ。我々も、小さいとき学校帰りに山学校じゃないですけれども、イチゴを取ったりアケビを取ったりして獣道を歩きました。獣道は獣道で、1,570万円もかけてやる必要があるんだったら海に近い汐見台、笹山のほう、そっちに金をかけねばよかつたんじゃないかなと思うんですけども、そのところ再度伺います。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君） 今回の避難通路については、菖蒲田方面から生涯学習センターへ車による避難で渋滞が発生した場合を想定して整備しておりますので、あそこの直線をずっと走ってくるということを想定したわけではありません。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 車の渋滞ですね。私、以前にも何回も一般質問をしています。避難道を、笑っていないで。いいですか、真剣なんですからね。怒りますよ、私。避難道、今の町道ですね、あそこ何道路といいましたか。（「横断線です」の声あり）いや、横断線じゃなくて、菖蒲田から上ってくるところ、消防署のほうに。昔「くたびれ坂」といったやつですよ。そのところを道路拡幅して、今単線で2車線になっていますけれどもそれを3車線にするとか、そのほうがよっぽど車の渋滞はなくなりますよ。私は、そういう一般質問を何度かしています。

10メーターの津波が来た場合、皆さん車を途中で投げますか。自分の大事な車、私の車は24年たっていますけれども、24年たった車だって投げませんよ。最後まで、上まで上がりたいですよ。どういう意味で、そういうふうな避難経路をつくったのか。

先ほど課長が「渋滞」と言いましたけれども、いや渋滞が起こるのは当たり前ですよ、それは。「遠くに逃げろ」というんですから。それだったら、車を乗り捨てて汐見台に逃げたほうがよっぽど命は助かりますよ。「てんでんこ」じゃないですけれども、ここまで考えていますか。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） お答えいたします。

まず道路を拡幅する、しないにかかわらず、道路を拡幅すること自体に時間要するものでございます。今回の場合は渋滞を予想し、早めに避難経路を整備できるものと考えて整備したものでございますので、その辺を御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 違うんじゃないですか、回答。もう一度聞きます。拡幅するのに時間がかかるということですか。拡幅する気はあるんですか。あそこなんか、歩道をちょっと狭めれば3車線になりますよ。周りは農地ですから、ある程度町で買上げすれば簡単に歩道はできますよ。再度防対室長に聞きますけれども、回答が違うんじゃないですかね。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 整備の問題でお答えをさせていただきましたので、そのような回答になりました

実際は車で避難する場合、台数が何台になるか分かりませんけれども、町の上のほうで駐車できるスペースにも限りがございます。そちらのほうで必ず渋滞が発生すると、こちらでの予想させていただきました。その辺で、こちらのほうでも下のほうで津波の到達に間に合わず、車を乗り捨てて逃げる方がいるのではないかと。その方も結構いらっしゃるのではないかということで、今回避難経路をつくらせていただいたものでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 例えば「ながすか多目的広場・CCZ第2駐車場」、そこに車を停めて遊んでいる方に「津波が来るよ」と叫んだ。皆さん車に乗る、逃げる。じゃあ、上のほうに有効駐車台数が何台あるなんて頭に入っていますか、ないですよね。「上に逃げれば助かる」、それじゃないんですか。そのところ、考え方も違うと思うんですよね。逃げる人は真剣ですから。受ける側は、「もう駐車場いっぱいですよ」と。「駐車場いっぱい」というのは、逃げている人は分からんんですよ。そのところ、ちょっとおかしいと思います。

それで建設課さん、また防対さんもですけれども、先ほど言った汐見台のほうになぜ避難看板・大きい看板、あと大きい文字で避難通路とか、そういうのを考えなかつたのか再度伺います。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 申し訳ありません。確認なんですか、汐見台というとこ

ろですけれども、南でよろしいですか。

○10番（遠藤喜二君） 先ほど言いました。

○防災対策室長（石井直紀君） 汐見台という話だったので。避難道の件ですけれども、あそこのC C Zの駐車場から登っていく階段のところでよろしかったでしょうか。そちらのほうでしょくか。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 先ほどから「汐見台南」と言っているんですから、揚げ足取らないで「汐見台ですか」と確認するほうがおかしいんですよ。そして、避難道はC C Z、あそこに向かい側にあるんじゃないですか。あそこできちんと明確に、「ここは高台です」と、せめてそういうふうな避難経路としての道しるべをつくるべきじゃないんですかと、私は聞きたいんですよ。いいですか。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 路面に「避難経路」ということで、表示をさせていただいてございます。それと、徒歩避難だけとは限らないというところも私どもは頭に入れてございますので、車避難というものが多くなれば多くなるほど、やはり避難路が多くあったほうがいいという解釈でございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） それじゃあ、先ほどの避難経路・階段、車が逃げるといったって途中で投げ捨てしなきゃならないんですから、上まできちんと誘導すれば何ということないんじゃないですか。道路が広くて、済むわけですから。

例えば、昔の長須賀地区とか菖蒲田地区に住宅があつて、あのような14年前の大きな津波だとは思わず、中には家にいた方もいらっしゃいます。そういうことを加味した場合、道路を広くすれば逃げやすいと思うんですね。上には広場もあるし、公民館の駐車場もあるし、役場の駐車場もあるし、小学校・中学校だってあるわけですから、何のための避難経路の階段なのか。名前を変えたほうがいいですよ。名前は付いてないですけれども。あそこ。もう少し皆さんのが遊べる、楽しめるような階段にすればいいんじゃないですか。いかがでしょうか。もう最後なので、きちんとしたお答えをお願いします。

○議長（安倍敏彦君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） 私でよろしいですか。

先ほども申し上げましたとおり、再度階段につきましては現場に行って手すりがどうの、そういういた部分について再度確認させていただきたいと思います。梅雨時が過ぎましたら、どういった方向が考えられるかというようなことについて、来年度に向けた修繕とか改修とか。そういういたことができるというような判断に立てば、そういうことを考えてみたいと思いますけれども、今の段階では何とも申し上げられません。

申し訳ございませんが、これを回答とさせていただきたいと思います。

○10番（遠藤喜二君） 終了です。時間が過ぎましたので、今回はこれでやめさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安倍敏彦君） ここで、暫時休憩いたします。

午前11時25分より再開いたします。

午前11時12分 休憩

---

午前11時25分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

先ほど、遠藤議員より発言の取消しの申出がありましたので、遠藤議員の発言を許可いたします。

○10番（遠藤喜二君） 一部不適切な発言がありましたので、その部分の削除というんですか、それをお願いいたします。

以上でいいですか。

○議長（安倍敏彦君） それでは、「事務局から2項目削除された」という言葉を削除させていただきます。

それでは、引き続き一般質問を行います。

次に、8番熊谷明美議員の質問を許可いたします。熊谷明美議員。

[8番 熊谷明美君 登壇]

○8番（熊谷明美君） 8番熊谷明美でございます。

ただいま議長より許可を得ましたので、終活支援策と授乳室の利用充実の2問について質問をさせていただきます。

1問目、終活支援策についてでございます。

国の終活支援政策は、高齢者の意思決定の支援や身元保証・医療・介護サービスなど、終活に関する総合支援を自治体と連携して行うことを目指すとしております。主な終活支援策の内

容は、終活相談窓口の設置やエンディングノートの配布、終活に関する知識や情報を得るためにセミナー開催、身寄りのない高齢者のための身元保証の代替をするサービス提供、死後の事務手続サポートなどが含まれております。

2025年は団塊の世代が後期高齢者となるなど、超高齢社会は進んでおります。また核家族化も進み、高齢者のみの世帯や高齢者の単身世帯が今以上に増えていくことは十分に予想されます。高齢者が元気で判断能力があるうちに、自身の人生の最終章を自分らしく安心して生きるために、終活支援の充実が必要と考え、以下の点を伺います。

1点目、今高齢者が自身の情報や介護・葬儀・相続などの要望を人生のエンディングプランとして考え、生前に書き残しておく終活の取組に関心が高まっております。終活支援の一つとしてエンディングノートを町独自で作成し、無料配布し活用する考えはないかを伺います。

2点目、親族がなくなり、遺族にとっては、様々な手続が必要となってきます。複雑な手続を分かりやすくスムーズに行えるワンストップ窓口「おくやみコーナー」と、おくやみガイドブックの設置と配布の考えはないか伺います。

3点目、緊急連絡先や持病・医療情報・葬儀の生前契約・お墓の場所・エンディングノートの有無・家族の意思など、事前に終活に関する情報を自治体に登録し、いざというときにスムーズな対応を可能にするサービス・終活情報登録事業の考えはないか伺います。

4点目、本町においても2021年の7月に「旅と健康」と題して、生前整理やエンディングノートなどのセミナーを開催しております。今後の終活支援講座や、講演の開催は考えているのか伺います。

次に、2問目でございます。授乳室の利用拡充についてでございます。

授乳室の設置は、町ホームページに授乳おむつ替えができる町内の公共施設の一覧が載っております。また、新しく2か所の授乳室も設置され、子育て支援が一歩進んだを感じております。授乳室がさらに利用しやすくなるように、以下の点を伺います。

1点目、出産後の母親の中には、母乳の保存や母乳の張り防止のため搾乳を必要とする人がいます。各施設の授乳室を搾乳できるようにする考えはないか伺います。また、当事者が周囲の理解を得ながら気兼ねなく利用できるよう、「搾乳できますマーク」の表示の設定をするなど、分かりやすい案内を工夫する考えはないか伺います。

2点目、各施設の授乳室の安全対策として、緊急防犯ブザー設置の考えはないか伺います。

3点目、気軽に利用してもらうための周知方法の設置は考えないか伺います。

以上、町長からの回答を伺います。

○議長（安倍敏彦君） 第1問、終活支援策について。第2問、授乳室の利用拡充について、回答を求める。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、8番熊谷議員の1問目の御質問、「終活支援策について」お答えをさせていただきます。

1点目の御質問、「高齢者が自身の情報や要望等、生前に人生のエンディングプランを考え書き残しておく終活支援として、エンディングノートを町独自で作成し、無料配布する考えはないか」についてお答えをさせていただきます。

エンディングノートにつきましては、現時点において町独自で作成する考えは持っておりますが、現在役場内1階長寿社会課の中にある町地域包括支援センター窓口にて、仙台法務局などが作成したエンディングノートを希望者へ配布しております。また、窓口に見本を置いているところでございます。なお、今後住民ニーズ等の状況を見ながら、検討項目の一つとしてまいりたいと考えております。

次に、2点目の御質問、「ワンストップ窓口『おくやみコーナー』と、ガイドブックの設置・配布の考えはについて」お答えをさせていただきます。

本町では、特段「おくやみコーナー」としての設置はしておりませんが、御遺族が窓口にお越しになった際は、町民生活課戸籍住民係の職員が丁寧に聞き取りを行い、その方に必要な各種手続を確認・御案内しているとともに、御遺族が各担当課に移動しなくとも手続ごとに職員のほうが交代することで、ワンストップの「おくやみコーナー」と同様の対応をしているところでもございます。

また、ガイドブックにつきましては現在遺族の方宛てに、お亡くなりになった場合に必要な主な手続を示した資料をお配りしておりますが、この資料の内容をさらに充実させガイドブックとして作成するよう検討しているところであります。

次に3点目の御質問、「終活情報登録事業の考えは」についてお答えをさせていただきます。終活情報登録事業は、高齢者等が緊急連絡先や医療等の終活情報を事前に自治体に登録して、緊急時やお亡くなりになられた際に、あらかじめ指定した相手に伝えることができる制度でございます。現時点では、終活情報登録事業の導入を考えてはおりませんが、今後の高齢社会の進展に伴い、引き続きほかの自治体の動向等を注視していきたいと考えております。

次に4点目の質問、「終活支援講座の考えは」についてお答えをさせていただきます。

今年度成年後見支援制度の中核機関として、町地域包括支援センター内に「町成年後見支援

センター」の設置準備を現在進めております。成年後見制度は、判断能力の不十分な方を支援し、本人に代わって後見人が財産管理や身上保護を行う制度でございます。終活に関する正しい知識を得ることや、将来に備えて準備を進めることと、成年後見制度の理解を深めることは密接なつながりがございます。今年度、成年後見制度に関する講演会を予定しておりますが、講演会の内容として、成年後見制度のことと加えて終活のことについても検討してまいりたいと考えております。

以上、熊谷議員の1問目の回答にさせていただきます。

次に2問目の御質問、「授乳室の利用拡充について」お答えをさせていただきます。

1点目、「各施設の授乳室を搾乳可能にする考えはないか、また分かりやすい案内を工夫する考えはないか」についてお答えをさせていただきます。

本町では、子育て中の母親に対して新生児訪問や乳児健康診査などの機会に、助産師や保健師などの専門職が乳房ケアに関する助言や、産後ケアなどの情報提供を行っているところであります。出産後間もなく仕事復帰された方や、お子様が入院中の方など、様々な事情により外出先で搾乳を必要とされる方がいらっしゃいます。そのため、お子様と一緒にできない場合でも気兼ねなく授乳室を利用できる環境を整えることは、大変重要なことと考えております。まずは議員提案のとおり、町内の公共施設にある授乳室に「搾乳での利用が可能である」表示などを設置し、安心して利用できるような案内を工夫してまいりたいと思います。

次に2点目の御質問、「各施設の授乳室の安全対策として、緊急防犯ブザー設置の考えはないか」についてお答えをさせていただきます。

町内の公共施設にある授乳室等については、防犯対策のため事務室の近くに設置しており、使用中は内側から鍵がかけられるようになっております。授乳スペースに緊急防犯ブザーを設置することについては、緊急時の安全対策として、今後設置に向けて各施設の状況に適した方法を検討してまいります。

次に3点目の御質問、「気軽に利用してもらうための周知方法の工夫は」についてお答えをさせていただきます。

現在、町ホームページ等において一覧表を掲載し、広く情報提供しているところですが、設置場所の写真を掲載するなど、子育て中の方がさらに利用しやすいような周知方法を工夫してまいります。

以上、質問への回答とさせていただきます。

[町長 寺澤 薫君 降壇]

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） では、1問目から再質問をさせていただきます。

まずエンディングノートの町独自の作成と、それから無料配布・活用についてでございます。

本町は、今町長がおっしゃったように、法務局が出しているエンディングノートを進めております。町のホームページにも載っております。病気になったときの例えは医療機関、近隣の医療機関の状況だったり手続だったり、それから医療処置の希望、エンディングノートの内容といったしましてはそのような内容、それから遺産相続・葬儀の準備・その他手続等々、町の情報も含めて町独自のエンディングノートをつくるということは、大変有効ではないかななど。法務局は全宮城県全体のものなので、町独自のものを町の情報を入れながらエンディングノートを作成して、町民の方々に活用していただくということに関しては、大変有効ではないかなというふうに思っております。

ですから簡単で、法務局も大分ページ数も厚くいろいろなことが載っているんですけども、簡単に七ヶ浜らしいページをつくって、まずは取つかかりとして「エンディングノートをつくれてみよう」「書いてみよう」というふうな、そのようなものをぜひ町としてつくるべきではないかななど。またそれを、本人はもちろんですけれども、記入することによって離れて暮らす御家族だったりそういう方々が、自分の親だったりおじいちゃん・おばあちゃんが「こういうことを考えているんだ」ということが分かるように、それがお互いに分かると円満な関係にもつながっていくのではないかというふうに思います。

ですから、確かに世の中にたくさんエンディングノートというのはあるんですけども、町独自に分かりやすく、町の情報を入れながらエンディングノートを作成することは有効だと思いますけれども、その辺の考えをもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 今議員さんおっしゃられたように、今年の1月から町のホームページや町の長寿社会課の窓口のほうで、仙台法務局等が作成されておりますエンディングノートのほうを、希望者の方に配布させていただいております。

その中には、医療や介護、また亡くなった後の葬儀やお墓のこととか財産のこととか、そういったものが載っておりますが、現在は必要とされる方のニーズ、そういうものを含めて必要な方がどの程度いらっしゃるのか、またなぜ必要なのか、そういったところをお聞きしながら配布している状況でございます。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○ 8番（熊谷明美君） エンディングノートに関してですけれども、町独自にというふうに私が申し上げたのは、町独自の情報も入れてぜひつくるべきだというふうなことで、申し上げたところでございます。

本町の「七ヶ浜町高齢者福祉計画」を見ますと、令和7年の高齢化率は34.8%、15年後の令和22年には44.3%になると言われております。半分近くが高齢者ということで、大変高齢化率が年々増加していくところが、見て取れるわけでございます。

終活は、自分の人生の終わりに焦点を当てるだけではなくて、人生を前向きに考えるための活動でもあります。自分の人生を振り返り、残りの人生をどのように過ごしたいかを考え、目標や計画を立てることで、老後の生活を豊かにすることもできます。また、核家族化や身内の関係も今希薄になっているところでございますが、自分の死後だけではなくて家族への思いを書き残すことで、家族の心身の負担も減らすことができる可能性が出てきます。

この間町民の方にお話を聞いたときに、「わざわざ塩竈市に行って、エンディングノートをもらってきた」というお声がございました。エンディングノートがあるということ自体を分かっていらっしゃる方は、そうやって出しているところからもらってくる方もいらっしゃるんですけども、エンディングノートそのものを分からなかったり、また活用の仕方が分からなかったり、それから塩竈市ですと例えば「こういうふうな手續は何々課ですよ」とか、後から出てきますおくやみコーナーは、亡くなった後の親族の方々に対する一つの窓口の設置というところをお話しさせていただいているんですけども、その前に高齢者が生前といいますか、これから活動をする中で「何々の問題点は何々課に連絡ください」とかと、きちんと課ごとにサービスの内容なんかも載せながら掲載しているというところもありますので、それというのは法務局で出しているものにはないわけですね。

ですから町の状況だったり情報だったり、そういうものも載せながら住民の方々、特に高齢者の方々の不安材料を少しでも減らすためにも、エンディングノートを上手に七ヶ浜らしいものを作つてお渡しするというのは大事じゃないかなというふうに思っているんです。ただお渡しするんではなくて、きっと全戸配布するとただ「もらったな」というだけで活用されない可能性がありますので、その後は配布の仕方も工夫すべきだというふうに思いますが、まず町の情報を入れながらエンディングノートというものを町自治体でつくるべきだというふうに思いますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） エンディングノートにつきましては、自治体だけでなく議員さ

んおっしゃられるとおり民間事業所や様々なところで、販売・配布とかをしております。

それで、町で作成するに当たりましてそのような様々な町の情報、そういったものを入れ込んだものがエンディングノートの中で必要なのかどうか、別な形のものがいいのか。そういうふたところも含めて、まずはエンディングノートの必要性、そういったところのニーズを図るために今現在窓口で、別なところでつくったものですけれども、配布させていただいているというような状況でございます。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 法務局のエンディングノートを見たときに、意外といかついなというふうに思いました。塩竈市のエンディングノートはこんな感じのエンディングノートで、分厚いところがあるんですけれども、そういうものもありました。それから、多賀城市はもっとかわいらしくて、これはダウンロードしたやつなんですけれどもこんな感じで、約40ページ近くのエンディングノートがあって、今申し上げましたように後ろのほうには塩竈市の市役所のそういうふうなサービスなんかも載っているということでしたので、やはり町でつくるということは必要じゃないかなっていうふうに。

また、こういうふうにポップなというか、そういうふうな外観だったり内容だったりで、書くのに取つかかりやすいんじゃないかなというふうに思うんですね。余りにもいかつくて、法務局だと家族の時系列みたいな、何親等か分かりませんけれども先祖代々の名前を書く。もちろん塩竈市にもありますけれども、そういうふうなものから始まるのではなくて、名前を書いてこれからどういうふうにしたいのかとか、それからその家族の思いだったりそういうものも書き入れながら、各方が思いをめぐらしながら自分自身のこれからのことを見直すことができるというふうに思いますので、ぜひ工夫すべきだというふうに思います。ですから、法務局のエンディングノートもいいかもしれません、町の取組としては町独自のものが必要じゃないかなっていうふうに思っております。

つくるにしても、ただでつくれというわけにもいきませんので、塩竈市なんかも民間の事業者さんから広告を載せて、広告代の収入で一部そういうふうな予算を立てているということでございますので、そういうふうな形でいろいろ工夫しながら住民の方々が、特に高齢化が進んでいる本町といたしましては、そういうような高齢者の方々へのサービスとしてエンディングノートを、取つかかりやすいようなエンディングノートをつくるべきだというふうに思いますけれども。課長、再度お願ひいたします。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） そうですね。高齢化が進んでいる中で、確かにそういった事業も課題として考えていかなければいけない部分もあるかと思います。住民ニーズ、そういったものの踏まえてほかの自治体でどのような対応をしているのか、今後とも情報収集のほうを進めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 次に、2点目に移りたいと思います。

私何年か前に、このワンストップ窓口の一般質問をさせていただきました。そのときも同じような御回答で、「職員がそこに来てそれぞれに対応いたします」というような御回答でございました。

内閣府の「高齢者等終身サポート事業ガイドライン」を参考に見ますと、親族は身元保証や医療施設・介護施設への入院の際の連帯保証人、死亡または退去時の身柄の引取り等々、また死後の事務として死亡の確認や関連者への連絡、死亡診断書の請求・受領、死亡届申請・火葬手続・葬儀・収納・埋蔵・永代供養に関する手続・費用精算、家財道具や遺品等の整理、行政機関での手続等と、複雑なものも含めて多くの手続があります。

「おくやみコーナー」を設置することが大事だというふうに申し上げましたのは、今特に若い方々というのはそれぞれ核家族で、自分の御両親だったりが亡くなったときに「どうしたらいいのか」というふうな、例えば3世代でおじいちゃん、お母さん、それから自分たち、4世代だとお孫さん、そういうふうに一緒に住まわれている方は、大人の人たちというか先輩の方々の姿を見て、「亡くなったときにはこういう手続をすればいいんだな」とか、病気のとき入院のときにこういうふうな手続をすればいいんだなっていうことが、姿を見ていればそこで勉強にはなると思うんですが、核家族の中で例えば遠くに離れて住んでいる子供さんが、今まで経験したことない初めて親が亡くなったというふうになったとき、また入院するというふうになったとき、やっぱりうろたえるというふうに思うんですね。特に亡くなったときというの。頼りになるのは、行政の窓口だというふうに思います。

ですから、親切に「おくやみコーナー」という窓口を設けて、本当に丁寧に「亡くなったときはこういう手続も必要なんですよ」とかというふうな形で御案内して、また一緒に話を聞いてあげながら進めていくということが大事だというふうに思います。ほかの自治体、県のところの自治体さんは予約方式で、亡くなったというふうになったときには「いついつ来てください」「それまでに、いろいろな資料も整えておきますので」ということで、それで来ていただ

いろいろアドバイスをしていくというような「おくやみコーナー」、窓口を設置しているところもございます。

本町におきましては、確かに1階のところは大分課が1つのフロアだったりくつついておりますので「コーナーの窓口は必要ないんじゃないかな」というふうに思うかもしれませんけれども、「おくやみコーナー」という窓口があるんだっていうことで相談しやすい、また手続きやすいというふうな親族さんが出てくるのではないかなと思いますけれども、改めてそのような設置を考えないか伺いたいというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） ただいまの御質問にお答えいたします。

議員さん御指摘のとおり、御遺族の方は戸惑いも多いと思います。「何から手続したらいいのか」というところから入り口があると思うんですが、死亡届が届いた際に主に葬儀屋の方が届をお持ちになるんですが、そのときに町長答弁にもございましたとおり必要な手續について資料をお渡ししてございますので、それを喪主の方なりが御覧になれば、役場に行かないといけないのかなというところはまず御理解いただけるかと思います。

あと議員さん御指摘のとおり、お話をよく伺って丁寧な御案内を差し上げるということがまさしく必要でございまして、そういう対応を町民生活課のほうにまずいらっしゃるので、職員のほうでやらせていただいております。御質問のようなワンストップ窓口「おくやみコーナー」というものの設置につきましては、現時点では設置の考えはございませんが、御指摘のような御遺族の方への親切丁寧かつ迅速な対応ということで、今もワンストップ窓口と同等のことができるとしていると考えております。

そういう対応を、今後も継続してまいりたいと考えておりますので、御理解お願いいいたします。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 私も、多分この1枚ものの町民生活課さんのものと、それから長寿社会課さん、健康福祉課さん、いろいろ載っているやつを前に頂いたことがございます。これを多分お渡しして、手續なんかも進められているのかなというふうに思っております。今回2回目で、同じような回答でございましたので、前向きに「おくやみコーナー」窓口を考えていなければというふうな希望であります。

次に、ガイドブックについてでございます。こちらも多賀城市さんと、それからあと塩竈市さんのやつを入手したんですが、塩竈市さんのほうは「私と家族の終活便利帳」、これはまた

エンディングノートとは違いまして内容的にはいろいろなサービス等々も載っているようなものも出しております。それから、あと多賀城市さんにおきましても「おくやみガイドブック」、こちらもページ数大きいんですけどもこんな感じで、私ダウンロードしたやつなんですがこういうものを出しております。

本町におきましては、ガイドブック（本）という状態では難しいかどうか、その辺もできるかどうか、まずはお伺いしたいというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） ガイドブックの御質問についてお答えいたします。

町長答弁にございましたとおり、ただいま議員さんお示しの現在お配りしているものがありますが、それをもっと充実させた内容でガイドブック、あるいはガイドブック的なものとしてもうちょっと詳しいものをつくれないかということで、検討を始めているところでございます。

具体的に、どういったものが最終的に出来上がるかはまだ未定なんですが、他市町村でもいろいろと事例がございますので、そういうものを参考にしながらうちの町に合った内容で、ボリューム感も含めてどういったものが見やすいか、分かりやすいかというのを研究しながら進めてまいりたいと考えております

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 大変前向きな御回答だと思います。

それで完成した暁にはといいますか、例えばきちんとホームページ上だったり、あとアプリ化してそのアプリでチェックしたりそれから検索したりということが、できるようなものも考えられないかなというふうに思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。紙の状態だけじゃなくて、ホームページとかそういうものも活用して、皆さんができるようなものにしていくかどうか、お伺いしたいというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） ただいまの御質問にお答えいたします。

アプリとかということになりますと、まだ予定としては今のところないんですが、ガイドブック的なものを御用意した場合に、例えば想定しておるのが町のホームページ上で御覧いただくということで、御活用いただくのが現実的にもすぐ対応できるかなと思いますし、また詳しい情報を御覧になりたいという方はすぐ情報が探せるようにお示しすることが、まずは適切なのかなということで想定しております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） では、3点目の再質にいきたいと思います。

「終活情報登録事業」に関しましてでございますが、先ほど町長がおっしゃったように緊急搬送時や死亡時などのときに、警察・消防・医療機関等あらかじめ指定した情報を開示、対象者から照会があった場合にその情報を自治体が伝達するというシステムでございます。

情報登録のメリットとしましては、単身の高齢者の世帯だったりそういう方々が、元気な時に自分の意思や情報をスムーズに伝えることができるということでございます。仙台市や、それから山口県の周南市、横浜市など多くの自治体が事業を取り入れております。成年後見制度の観点からも、これは導入すべきだというふうに思いますけれども、再度導入の考えをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） こちらの事業は、他自治体においてまだ多くの自治体で始まつたばかりかと思います。また内容等についても、自治体によって様々かと思います。

それで、この事業自体が必要な事業であるのかどうか、そういったところも含めて今後とも検討していきたいというふうに考えております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） では、4点目にいきたいと思います。

塩竈市では、エンディングノート作成・配布だけではなくて、エンディングノートを作成するための講習会を開催したり、またエンディングノートに限らず遺言書の書き方とか、それから終活全般のこととか、それから介護・成年後見制度などいろいろと講演会・講習会も進めていらっしゃいます。

先ほどの答弁では、本町におきましても成年後見制度を含む講演会・講習会も進めていかれるということでございますけれども、大体具体的に令和7年度はどのようなことをしていくのかということ、またいつ頃するのかというところも、もしお決まりでしたらお伺いしたいというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） まず成年後見支援センターのほうを、今後開設する予定でございますが秋から冬頃、時期はまだ未定ですけれども、講演会のほうを開催したいなというふうには考えております。

その中で、終活については成年後見といったところも含まれますので、そういった内容も内

容として考えられるかどうか、そういった内容を含めて検討していきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） エンディングノートをつくるのが本来の希望ではなくて、町独自のエンディングノートをつくって、その方が活用するということが大事だというふうに思うんです。これから高齢化の人数が増えていって、自分の人生を考えるというふうな一つの機会としてエンディングノートを活用するということですので、講習会とか講演会なんかもどんどん活用しながら、自分自身のこれから的人生だったりというのを見直す、そういう機会もつくっていただきたいというふうに思います。

次に、授乳室にいきたいというふうに思います。産後授乳している母親の体内では、母乳が作られ続けております。二、三時間ごとに搾乳しないと、分泌が悪くなったり乳腺炎などになるおそれが出できます。またリトルベビーをお持ちの母親は、母乳の保存も必要になってきます。常に、乳児と一緒に都度授乳ができるような環境にいればよいのですけれども、例えば低出生体重児（リトルベビー）の母親の場合は、赤ちゃんがN I C U（新生児集中治療室）などに長期入院している方でお母さんが早めに退院すると、どうしても搾乳というのが必要になってしまいます。

神奈川県は大分自治体が進めておりまして、「搾乳できます」というマークもつくっているいろいろな自治体で同じものを張り出しているわけなんです。神奈川県では、シンボルマークに関しましては「趣旨が同じであれば、そのシンボルマークをほかの県でも使っていいですよ」というふうに載っているんですけども、本町といたしましても先ほど町長の答弁では考えていただくということでございましたけれども、「搾乳できます」という表示があるのとないのでは全く違うと思いますので、その辺どのような形でシンボルマークを考えていらっしゃるのか、お伺いしたいというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） それでは、搾乳に関するマークについてという御質問にお答えいたします。

議員さんおっしゃるとおり、神奈川県のほうで独自に搾乳のマークを公表していまして、「趣旨が同じであればどの自治体でも利用して構わない」というふうにしておるようでござります。そういった先進地の事例を参考にしながら、施設ごとにどういった表示が分かりやすいかというところで考えていきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○ 8番（熊谷明美君） 一応神奈川県のものはこんな感じで、「搾乳ができます」と大きく載っているところがすごく親切だなというふうに思いますので、ぜひ町としても分かりやすい表示を考えていただきたいというふうに思っております。

次に、2点目でございます。各施設の授乳室の安全対策として、緊急防犯ブザーの設置ということでございます。

授乳は、なるべく静かな環境で授乳できるのがよいと思いますけれども、あまりにも静か過ぎてというか、人通りがなかつたりすると職員の目が届きにくい場所、すみません。個人名を出して申し訳ないんですが、国際村は授乳室が分かりやすくなればよろしいんですけども、あそこは廊下も暗いなというふうに思うんですが、例えば授乳して鍵をかけていたとしても、何か不審な方がうろついているなとか、それから授乳中に具合悪くなってしまって、職員が近くにいないものですから大きな声を出しても多分届かないというふうに思います。そういうふうになつたときに、ブザーを押して助けを呼ぶことができるというようなことも、大事だというふうに思います。ぜひ前向きに緊急防犯ブザー設置は考えるべきだと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 緊急防犯ブザーの件について回答いたします。

施設ごとに設置場所や状況も変わっておりまして、国際村に関しては事務所から離れているというところでございます。事務所に近い場所に関しては、すぐ職員に届くようなブザーというところが適切なのかと考えておりますが、その施設の状況によりましてどういったものがいいかというところを、関係課と協議して設置に向けて検討していきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○ 8番（熊谷明美君） では、3点目に移りたいと思います。周知方法ということでございます。

これは、ただホームページに載せればいいということでは、私はないと思います。特に、ごめんなさい国際村さん、この間行ったときで「授乳室はどこにありますか」と聞いたときに、残念ながら受付の方は「そこにあります」という御案内ができませんでした。また、職員の方に御案内していただいたときも鍵を開けていただいて、もちろん「授乳室」というふうな表示もございませんでしたし、それから開けていただいたときに学校の部室みたいなにおいがいたしました。ソファーもあるんですけども、「ここで赤ちゃんに授乳させるのかな、というふうに思ったところもありました。

そういうふうなところで清潔感のあるような、そしてまたしっかりと入り口のところに「授

「乳室」、また「搾乳できます」という表示をして、本当に気軽にわざわざ鍵を開けてもらってとかというんじゃないなくて、気軽に授乳したいというふうになったときに授乳できるような環境というのは大事だというふうに思っております。

まずは国際村に関して、今後いろいろと変更したり、また変えていかなければいけないところがあるというふうに思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 国際村事務局長。

○国際村事務局長（我妻幸弘君） 議員の御質問にお答えいたします。

先月授乳室の一般質問がありまして、子ども未来課と連携してどういったものがいいかというところで検討してまいりました。国際村のまずは入り口に、こういったいろいろな授乳室のマークですとか、そういう施設ですよという表記をいたしまして、また授乳室前にはこういう「ベビーケアルーム」と「搾乳のマーク」、また御利用の際はお声がけくださいというような表示をしております。

あと防犯対策でございますが、内線電話がございますので「内線電話を御利用ください」というような表示も部屋の中に表示しております。

また、電気ポットですとか水、ウエットティッシュ、そういった必要なものも室内に備えておりまして、部室のようなにおいということは今脱臭剤ですとかそういったものを置きたいなと考えております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 大変失礼なことだったんですけども、入った印象としてそういう感じでした。

生涯学習課・中央公民館に関しましては、入って右側のところで常に扉が開けてあるので、大分開放感があるなというふうに思っておりました。常に換気をしながら、利用しやすいようなものにすべきだというふうに思っておりますので、しっかりとわざわざ行って「どこですか」とかきょろきょろしながら探し当てるんではなくて、御案内をしっかりとすべきだというふうに思っております。

ぜひ、国際村に限らず利用しやすい、また見つけやすい、ですから周知方法といいますか、案内というのはすごく大事だというふうに思います。水道事業所のところには、入り口の外のところに「授乳室があります」ということで、外からも分かるというところがすごくいいことだなというふうに思いますので、ほかの設置場所についても、多目的広場に関してもそうです

けれどもわざわざ中に入つて、それで清潔感があるかどうか分かりませんけれども、赤ちゃんに授乳するわけですのでやはりきれいな環境で授乳してもらえるような、そのような環境づくりも大事だと思いますので、ぜひ親切な表示というのを考えるべきだというふうに思いますが、担当課の課長、その辺はいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 議員さんがおっしゃるとおり、各施設の授乳室の表示については分かりやすく、また子育て世代に親しみやすいような表示を担当課としては考えていきまして、なるべく利用しやすいような環境を整えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） ぜひお願ひしたいというふうに思いますが。

あと、ホームページを見せていただいたときに、大変簡単で分かりやすいんですが、このような画面でした。「ここの施設はおむつ替えができます」「ミルクのお湯もあります」とか、そういうふうに載っておりますけれども、先ほど写真を掲載していただくというような町長の御答弁でございましたのでぜひそういうことだったり、それからあと町全体の地図で「ここに授乳室がありますよ」とかというようなものも、表示できるようなものもホームページ上に載せておくと、町外から来た方々がそれを検索することも可能ではないかなというふうに思いますが、そのような工夫はいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） ホームページに掲載している一覧のほうの工夫をいたしまして、まず写真を載せたほうが授乳室の内容が分かるのではないかというところで、検討しております。加えて、授乳室のある場所が分かるような詳細な位置のところも、載せ方を検討してまいりたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 以上で私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） ここで暫時休憩いたします。午後1時15分より再開いたします。

午後 0時11分 休憩

---

午後 1時15分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

次に、13番仁田秀和議員の質問を許可いたします。仁田秀和議員、発言席に御登壇願います。

[13番 仁田秀和君 登壇]

○13番（仁田秀和君） 13番仁田秀和でございます。

議長より許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

大綱1問目は、ふるさと納税を活用した町の収益構造転換と産業振興の推進についてでございます。

本町では、少子高齢化と人口減少が進む中で、持続可能なまちづくりを支える財源の安定確保が重要な課題となっております。こうした状況におきまして、ふるさと納税制度は単なる一時的な寄附収入ではなく、町の強みを生かして新たな収益を創出し、産業振興や雇用創出、定住促進へつなげる戦略的な政策ツールとなり得ると考えます。

特に、返礼品の高度化や体験型コンテンツとの連動、さらには産業インフラとの組合せにより地域の経済循環を生み出す可能性があり、制度の設計と展開次第では町全体の経済基盤に大きな変革をもたらす力を持つものと考えます。

例えば、気仙沼市では令和6年の1月末時点でございますが、ふるさと納税収入が112億7,000万円を超え、政策的な資金として産業パッケージ構想へと展開されております。本町におきましても、豊かな海産資源やマリンスポーツ、地域の食文化などほかの地域に引けをとらない魅力を有しております、適切な戦略を持って取り組むことにより同規模の収益確保も視野に入ると考えます。

また、本町の長期総合計画において掲げられております「活気を創造していくまちづくり」にも示されておりますように、町の産業基盤を再構築し地域経済に活力を生むことは重要な柱であります。ふるさと納税制度はそのための成長エンジンとなり得る政策手段であり、今後の町の持続可能な経営と政策的政策展開において、極めて重要な位置を占めるものと考えます。

一方で、国の制度として継続性には不透明な要素もあることから、制度改正や見直しの動向にも注意を払いつつ、今このタイミングで戦略的な展開を進めが必要であると考えます。

これらを踏まえ、以下の点について伺うものであります。

1点目は、町のふるさと納税制度に対する基本的な戦略と目標設定について、町の基本的な考え方を伺うものであります。

2点目は、地場産業との連動と返礼品開発の戦略について、町としての支援体制と今後の展望を伺います。

3点目は、ふるさと納税と連動した拠点整備、（仮称開発センター等）との産業振興の可能

性について、町の見解を伺います。

4点目は、住民と連携したプロモーションやプランディング戦略について、町の意欲と課題認識についてそれぞれ伺うものであります。

大綱2問目は、ICT教育の基盤強化に向けたタブレット運用体制の再構築についてであります。

国のGIGAスクール構想により、全国の小中学校で1人1台のタブレット端末が整備され、本町においても児童生徒に同様の端末が貸与されております。しかし導入から数年が経過し、端末の老朽化やバッテリー劣化、予備機の不足、通信環境の脆弱さなどが顕在化しており、現場では対応に苦慮している状況であります。そこで、令和7年度当初予算におきまして、小中学校合わせて1,256台のタブレット端末購入費が計上され、新たな端末更新が予定されており、あわせてウェブフィルタリング機能や通信環境の改善についても整備が図られる予定であります。

議会教育民生常任委員会では、こうした実態を把握するために、全教職員に対しアンケートを実施しました。そのアンケートの結果、端末不具合の対応負担やMDM、フィルタリング設定など技術的支援の不足に関する多くの課題が指摘されました。国は現在第2期GIGAスクール構想の下、今回の端末更新支援に加えICT支援員の配置や、都道府県単位の支援、運営支援センター整備、生成AIを含む公務DXの実証など、教育DXを加速させる施策を展開しております。こうした国の動きに対し、町がどのように対応し、持続可能かつ現場に即したICT教育体制を構築していくのか、学校教育現場への方針共有と戦略的な判断が問われております。

これらを踏まえ、以下の点について伺うものであります。

1点目は、学校におけるタブレット端末の運用状況と課題についてどのように把握され、改善に向けた課題をどう捉えられているのか伺うものであります。

2点目は、MDMやフィルタリング設定など専門的対応領域への支援体制について、体制の構築について町の方針を伺います。

3点目は、ICT支援員や専門アドバイザー等の人的支援の拡充について、今後の展開を伺います。

4点目は、教育委員会、学校、それと業者の連携体制と今後の運用見直しについて、今後の連携体制等々運用改善に向けた考えを伺います。

○議長（安倍敏彦君） 第1問、ふるさと納税を活用した町の収益、構造転換と産業振興の推進

について回答を求めます。

寺澤町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、13番仁田議員の御質問、「ふるさと納税を活用した町の収益構造転換と産業振興の推進について」お答えをさせていただきます。

まず1点目の御質問、「町のふるさと納税制度に対する基本的な戦略と目標設定について、本町におけるふるさと納税制度の現状の位置づけ、及び今後どのような収入目標や政策連携の下で制度を強化していくのか、町の基本的な考え方を伺う」についてお答えをさせていただきます。

まず、御質問の本町におけるふるさと納税制度の位置づけにつきましては、本町の地域資源や魅力を通じて寄附金を頂く制度であり、まちづくりを支える貴重な財源の一つとして重要な役割を担っているものと考えております。

本制度の開始以降、ふるさと納税による寄附件数は年々増加しており、少しづつではありますが着実に成果を上げております。今後につきましては、引き続き我が七ヶ浜町を応援したいと思っていただけるような情報発信や、返礼品の魅力を高めるとともに、町の政策ビジョンに関連した新たな商品の開発を進めていきたいと考えております。また、令和7年度の収入目標については令和6年度の寄附額の2割増程度を目標とし、段階的に引上げてまいりたいと考えているところでございます。

次に2点目の御質問、「地場産業との連動と返礼品開発の戦略について」お答えをさせていただきます。

現在、町では返礼品の企画開発段階から事業者の皆様と連携し、商品化に向けたアドバイス等を行っており、また販路についても商品がより多くの方に目にとまりやすくなるよう、閲覧できるポータルサイトの数を増やしているところでございます。令和6年度では、宮城県漁協七ヶ浜支所において、これまで返礼品として取扱いのなかったワタリガニやアワビなどの新鮮な海産物を返礼品として商品化したところ、好評を博し寄附額の増加につながっております。

今後につきましても、地場産業と連動しながら地域経済への波及効果を高めていけるよう、包括的な支援体制を強化していきたいと考えております。

次に3点目の御質問、「ふるさと納税と連動した拠点整備（開発センター等）と産業振興の可能性について」お答えをさせていただきます。

ふるさと納税制度は、地域の魅力を広く発信し、地域経済を支える有効な制度であると認識

しております。一方では、制度自体の将来的な見通しや、制度の見直し等の可能性を含んでい  
るため、長期的な設備投資については慎重な判断が求められると認識しております。したがつ  
て、町が開発センター等の拠点整備を行うことは考えておりません。

むしろ、既存の町内事業者の皆様が持っているノウハウや、施設等を利用した新たな商品開  
発や情報発信など、個別のニーズに対応した柔軟な支援を町として行っていくことで、事業の  
拡大や新たな事業展開など、ふるさと納税制度に限らず町の産業振興につながるものと考えて  
おりますので、引き続き事業者への支援体制の充実強化を図ってまいりたいと考えております。

4点目の御質問、「住民と連携したプロモーションやブランディング戦略について、町民や  
地元事業者との協働による情報発信・プロモーション（例えばSNS活用、体験動画、ストー  
リーブランディング）などを通じた全国への魅力発信の強化について、町の意欲と課題認識を  
伺うについて」お答えをさせていただきます。

ふるさと納税制度につきましては、まずは全国各地の方々に、我がまち七ヶ浜町の存在や魅  
力を知っていただくことが何より大切であると認識しており、その上で返礼品や地域の歴史、  
まちづくりのストーリーが納税者の目にとどまることで、寄附につながっていくものと考えて  
おります。そのため、ふるさと納税ポータルサイト内では、常に掲載写真などを工夫し、より  
多くの方の目にとまるよう工夫をしているところであります。また、メールマガジンの配信も  
行っており、町の情報も積極的に発信しております。

引き続き魅力ある本町に興味を持っていただけるよう、全国に情報発信し取り組んでまいり  
ますので、御理解をお願いをしたいと思います。

1問目の回答については以上となります。

〔町長 寺澤 薫君 降壇〕

○議長（安倍敏彦君） 第2問、ICT教育の基盤強化に向けたタブレット運用体制の再構築に  
ついて回答を求めます。大槻泰弘教育長、御登壇願います。

〔教育長 大槻泰弘君 登壇〕

○教育長（大槻泰弘君） それでは2点目の御質問、「ICT教育の基盤強化に向けたタブレッ  
ト運用体制の再構築について」、私のほうからお答えをさせていただきます。

1点目、「学校におけるタブレット端末の運用状況と課題認識について。端末の不具合、対  
応体制、教職員や児童生徒の声について町としてどのように把握し、改善に向けた課題をどう  
捉えているか」についてお答えをさせていただきます。

端末の不具合については、学校から教育総務課のほうに連絡をもらい、症状の聞き取りを行

いまして、機器の問題があれば保守委託業者に連絡をして対応しております。また、委託業者から月別で対応報告書の提出を受けています。児童生徒が使用するアカウント等による問題であれば、教育総務課のほうで対応をさせていただいております。

2点目、「MDMやフィルタリング設定など専門的対応領域への支援体制について。教職員の負担軽減に向けた技術的支援や外部人材の活用、広域支援体制の構築について、町の方針は」についてお答えいたします。

これについては、学校と情報共有を図り、保守委託業者と連携しながら対応してまいりたいと思います。

3点目、「ICT支援員や専門アドバイザー等の人的支援の拡充について。支援員の配置状況、巡回体制、国県制度の活用を含む支援体制の今後の展開は」についてお答えいたします。

I C T 支援員については、配置はしておりません。I C T 支援の主な業務内容については、日常的な教員の I C T 活用の支援を行うなどして、事業計画の作成支援や研修支援等がございます。本町は、I C T 導入当初各学校で月に最低1回 I C T を活用した事例を校内で発表し、議論を重ねる実践重視の手法がレベルアップにつながるということでその進め方をし、I C T 支援員の活用は考えてございません。

4点目、「教育委員会・学校・業者の連携体制と、今後の運用見通しについて。現行のトラブル対応体制や情報共有の仕組み、今後の連携強化と、運営改善に向けた考えは」についてお答えをさせていただきます。

機器のトラブルについては、保守委託業者とも情報共有を図り、迅速に対応していただけるように連携を図ってございます。

以上、仁田議員の御質問に対する回答といたします。

〔教育長 大槻泰弘君 降壇〕

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） それでは、大綱1問目の1点目から再質問させていただきます。

本町のふるさと納税収入は、ほかの自治体と比べても低い水準にあるというところでございます。先般、新聞にも掲載されております。町民からも、「もっと活用すべきでは」であったり「もったいない」といった声が寄せられております。

例えば、先ほど紹介しました気仙沼市では、令和6年度に112億円以上を集め、修学旅行の補助にも活用されております。こうした事例を参考にすれば、本町でも目標設定と戦略的な制度運用が必要だというふうに考えます。

そうした中で、なぜ本町がそういった明確な収入目標というものを設定して取り組まないのか、そういったところについてまず町長の見解を伺います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 私も仁田議員と同じく、正直じくじたる思いなんです。ところが本町で返礼品として、产品として何があるか。1つは、のりですよね。のりは基本的には、県漁協のほうで共販という形で全部、基本的にはそちらのほうに行ってしまう。米、ここ七、八年ずっと一等米ですよね。それも、本当だったら小さな町ですけれども、これだけのエリアの中全部が一等米というのは、正直ほかの町にないと思うんですよ。それを返礼品に扱えればいいんですが、全部JA仙台のほうにそれを拠出するということで、そんな中でメインとなるものがな

い。

それで、返礼品となるためにはある程度量が確保できなければならぬ。そういったことも含めて、正直「どんなものがないだろうか」「これもならないだろうか」「ならないだろうか」というふうなことで思いをめぐらせてているんですが、量とかヒット商品というか、そういったもののアイデアが乏しいのか分かりませんけれども、いろいろ考えているんですが正直悔しい思いはしています。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 思いは一緒だということで、大変感銘を受けました。

そうした中で、ただいま产品について町長からも御紹介ありましたが、そうした返礼品の調達だけではなくて、観光・産業・福祉など幅広い政策と関係します。こうした横断的な展開に対応するためには、具体的にどのような体制で推進していくかというふうにお考えなのか、そういった横断的な体制の構築からまずはスタートしていかないと、そういった产品云々とか数量云々、この後質問させていただきますけれども、まずはそういった方針が重要になってくるのかなというふうに思いますので、町長の思いをもう一度伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 先ほど言っていただきました、いろいろ素材としてどんなものがあるのかさらに思いをめぐらせてまいりたいと思いますし、そういったものにつながるものがあればというふうなことで私も、変な話ですが議員の皆さんもそういったアイデアがあれば、ぜひお聞かせ願いたいという思いでおります。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 「アイデアを」ということで、ぜひ提案型としてお聞きいただければな

というふうに思います。

このふるさと納税といったものに関しましては、寄附であるというところの位置づけでありまして、収益を目的としない地方自治体におきましては、例外的に収益を生むという制度でございます。つまりは、全国の自治体が例外的なチャンスをチャンスとして競い合っているのが現状であるというところでございます。

そうでありましたら、本町も全序的に制度を捉え、企画財政課が中心となって政策と制度を統合し、一体的に推進していくべきだというふうに考えますが、その点については町長、いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 本当にこれについては基本というか、本来であれば自治体への寄附なんですよね。そして、制度そのものをどうのこうの私が言ってもあれなんでしょうけれども、しょせんこの制度は自治体の税の奪い合いというふうな思いしかないです、本当に返礼品のためのポータルサイトとか、いろいろなそういう仲介業者に5,000億円も、半分は持っていかれるわけですから、そういう意味では本来地方自治体を応援するんであればとか、国が制度的なものとしていただけるんであれば、地方交付税制度でやっていただくのが本来の筋だと思うんですけども、なかなか自治体がカタログショッピングをやって、みんなで競い合っているというような思いで、私は特にうちのほうは額が少ないからそう思うんですけども、「ちょっと違うんじゃないかな」というふうなことで。

仁田議員さんおっしゃられるとおり、気仙沼とかあとは角田とか大河原とかいろいろ見ますと、例えば気仙沼なんかは肉なんかも大分取り扱ったり海産品だけじゃなくて幅広くやって、あと加工品です。そういう原材料、そして加工場がそういう部分であるというふうなこと。さらには角田・大河原なんかはアイリスオーヤマさん、ランチパッケージから白物家電までというそういう素材が額的に大きくてかなり稼いでいるといいますか、何かそういう意味ではうちの町としてはそれに代わる何かそういうものがないのかなというふうな思いで、例えば加工品とかそういうもので何とか対応できるものがないだろうかと。

ただ、七ヶ浜では海産品とかいろいろなものがあるとか言われますけれども、量が取れていない。魚種とかいろいろな部分では確かにバリエーションはあるんですけども、なかなか量が取れていらないといった部分とか、それを全国展開できるまでのそういうのがまだまだ足りないというような、そういう意味では何度も言いますけれどもじくじたる思いでございます。

○13番（仁田秀和君） 体制構築については、どうですかね。

○町長（寺澤 薫君） 体制としてですけれども、あくまでも民の方の素材を幅広く展開していくということで、確かにサポート的に行政の伴走型もあると思いますけれども、その素材の開発云々までには自治体としてどこまでいくかというと、うちのほうではそういったノウハウを持っていないというのが現実ですね。

ですから横断的なものということで、幅広くそういったアイデアをいただきながらも、ふるさと納税につながるものがあればというふうな思いで、決して閉ざしているわけでもなくて、そういうものが幾らでもあれば考えていきたいと思っています。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 国の制度、本筋で言いますと確かにそのとおりだなという部分はあります。しかし先ほど申し上げたとおり、例外的なチャンスであるというふうに捉えいくのが、今後のまちづくりにも影響する問題だというふうに思います。

アイデアにつきましては、職員さんのアイデアはかなり豊富だなというふうに私は感じております。そこで、町長がいかようにそういった職員さんのアイデアを吸い上げて、取り組まれるのかというところにも注目されるのかなというふうに思います。

ふるさと納税制度は、単なる自主財源の一部ではなくて、町の将来都市にもなるということをございます。戦略が曖昧なままでは、収益機会であったり産業育成のチャンスを逃しているというふうに言わざるを得ないのかなと思います。今こそこの制度を最大限活用して、明確な方針を示すべきではないかというふうに思いますが、その点について再度伺います。

○議長（安倍敏彦君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） 私のほうから答弁申し上げますけれども、確かに今町長が申し上げたとおり、材料としてはどうなのか。種類についてはたくさんあるんですけども、数が取れないということは事実でございます。

ただ、それだけでいいかというようなことになりますと、決してそういうことではなくて数少ないものを組合せたりとか、あるいはほかのソフト関係で組み合わせができるものがあるんであれば、そういうものをパッケージ化してというふうなことについては、当然ながら考えていいかなきやならないものだというふうに思いますので、その辺につきましては町のほうの行政組織の中でそういった体制がつくれるかどうか、そういうものを考えてみたいというふうに思いますので御理解いただきたいと思います。もうちょっとだけ、時間を貸していただければというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 1点目について続けさせていただきますけれども、返礼品の数量というふうにありますけれども、本町では例えば現在福祉施策と連動した返礼品、返礼品なしの応援寄附などが導入されております。今後、さらに教育であったり防災、子育て支援といった目的を明示した寄附メニューを展開されれば、共感を得て持続的な収入確保にもつながるものだというふうに考えますけれども、そうしたところの展開策について、この目的型ふるさと納税への強化という意味でどういうふうに捉えられているでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） ただいま仁田議員さんから御質問いただいた件、現時点では郵便局さんのほうのサービスを活用して、見守りサービスというふうな商品化もさせていただいております。これについてはこれまで実績がゼロということで、いろいろな自治体の事例も見ますと、気仙沼さんであるとか上位のところも全て加工品が、ほとんど上位を占めているという状況でございます。

うちのほうも、昨年度から中間業務委託を行いまして新たな事業者の確保ということで、前年度では7業事業者から、令和6年度末では18事業者のほうに拡大をさせていただいておりまして、体験型の商品化というのも取り組みさせていただいております。ですので、引き続きそういうふるさと納税であるとか教育という部分については、今後勉強させていただきたいというふうに思っております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） そういうところで他自治体の事例を見ますと、加工品であったりとかそういうものに目が行くのかというところでございます。

こういったふるさと納税の実効性を高める、そのための取組としまして、どの層に遡及していくのかという視点も重要なのかなというふうに考えます。そういう寄附者の関心を引き、リピーターを獲得するためには、返礼品だけでなく人や地域の物語を明確に伝えること、これが不可欠になってきます。

実際にのりであったり、景観であったり、復興、子供といったキーワードに寄附者が共感している現状から見ましても、町の背景や価値観を丁寧に伝えることが求められるのではないかというように思います。町として、今後どのようなターゲット層に対して、そのような物語であったり価値を発信していくお考えはあるのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 仁田議員さんおっしゃるとおり、まずターゲットがどこなのかということで、ポータルサイトをよく閲覧できている年代層にまず注目しているということでございます。

これまでポイント制だったものが、昨年度の改正でこの秋にはポイント還元が廃止されます。ですので、いよいよ制度の趣旨に沿った町を応援したいという方々の注目を集めるような見せ方が必要になってくるかと思いますので、仁田議員さんおっしゃるとおり町のストーリー性であるとか地域の特色、あとは返礼品の質、あとは生産者のこだわりとかがお伝えできればというふうな形で、ポータルサイトのほうもそういった形で発信してまいりたいというふうに思っております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） ぜひ、戦略的に進めていかれることを御期待申し上げます。

2点目に移ります。本町ののりやワタリガニ、先ほど御紹介いただきました返礼品は本町の魅力を伝える大切な手段であります。しかしながら、ほかの自治体と比べて品目の多様性であったり付加価値の工夫が、やや乏しい印象というものも否めません。

町は、現在返礼品のラインナップであったり、展開にどのような課題を感じられているのか。先ほど町長から答弁ましたが、再度現状の認識について伺います。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 先ほど「量」というふうなものもございましたが、まず新鮮な生きた海鮮ということでは大分年末に好評を博しまして、寄附件数も一気に増えたという状況もございますので、これはこれで継続できればというふうに考えておりますが、一方では他自治体でも人気がありますように加工品という形が、今後の一つの課題ではないかというふうに考えておりますので、この辺は関係する事業者さんとともにそういった開発とかに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 開発に取り組んでいくということでございますので、返礼品の規格というものが、現状事業者任せになっているというものが見受けられますので、町が戦略的に関わっているというふうには言いがたいのかなというふうに思います。今後マーケティング支援であったり、ブランディングを含めた開発体制を構築する考えについて、もう少し具体的に伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 先ほどから言っている地場産品の原材料という部分では、ふるさと納税の返礼品の地場産品基準というものがございまして、地方団体の区域内において生産されたもの、あるいは区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものなど、いろいろな基準がございます。それに合致したものでないと、返礼品として取扱いできないというふうな条件等もありますので、そういうものを加味しながら事業者さんとこういったことができないかとか、日々追求してまいりたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） ただいまありました産品や量につきましては、3点目のときに伺いたいと思いますけれども、町内では「S U P」などマリンアクティビティーを提供する事業者もおり、体験型返礼品として活用できる可能性もあります。観光資源と連動させた交流型や体験型返礼品の導入について、町はどのようにお考えなのか伺います。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 昨年度、新規でサーフィンのほうのマリンスポーツ店には加入いただいておりまして、今後サーフィン体験とかそういうものは行っていく予定でございます。また、そのほか「S U P」とか「ヨット」関係の体験型も、実は昨年度交渉には行かせていただいておりまして、事業者さんの返事待ちということで、大勢のほうも含めてそういう状況になっておりますので、引き続き協力いただけるように交渉してまいりたいというふうに思っております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） そういう事業者からより協力をもらうためには、体制であったり補助であったりそういうところの構築も必要なのかなというふうに思います。現在、展開されております「ブランド七ヶ浜」とふるさと納税を連携させて、商品の提供にとどまらず体験や地域貢献といった高付加価値型の展開も可能だというところで、提案させていただきました。

また、町のビジョンに合致し地域産業に貢献する事業者に対して、協力体制や共同事業などの優遇措置を講じる仕組みも有効だというように考えますので、その点について町の考えを伺います。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） その辺につきましても、今後事業の拡大の方向と一定のめど、あとは制度の見直し等の関係も含めて、その辺も追求してまいりたいというふうに思っております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 様々ございますけれども、最近では観光地に設置されております「ふるさと納税自販機」というものが注目されております。現地では返礼品を購入し、その場で寄附できる新しい仕組みとして、私が調査したところで全国で50自治体が導入されているということございます。本町でも、菖蒲田海水浴場や観光協会などへの設置により、観光シーズン中の寄附額アップが期待できると思います。

さらにそれを設置することにより、そのデータの活用による戦略強化にもつながるというようになりますので、その仕組みの導入について町長の見解を伺い、伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） ただいま仁田議員御提案の自販機型というのは、私自身まだ把握していないところもございますので、早速調査をさせていただいて、その設置の可能性について探ってまいりたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 大変有効なものだというふうに思いますので、ぜひ設置に向けて取り組んでいかれることを期待申し上げます。

それでは、3点目に移ります。町としましては、新設・整備は難しいということでございました、開発センターにつきましては。しかしその一方で、既存の施設や遊休地の活用、あるいはリースなどの柔軟な導入の方法もあるというふうに考えます。こうした選択肢を含めて、返礼品の生産、それから流通支援に向けた調査・検討を進めるお考えはあるのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） まず調査研究については、担当レベルではございますが、課内で日々行っている状況でございます。また、中間業者からの御提案等もいただいておりまして、広くふるさと納税の先進事例等も勉強させていただいております。

この拠点の「開発センター」というものも、全国的な事例も調べさせていただいたんですが、ふるさと納税に特化した形の開発センターというのは単独ではなかなかないということで、できれば町とすれば既存の事業者、あと今商工会さんのはうから動きの報告があります。七のやさんが「この秋には」というふうなところで御報告もありまして、今後まちづくりと一体となった再開を目指したいというふうなお話もありますので、再出発もこういったふるさと納税の返礼品というのも視野に入れて、連携してまいりたいというふうに考えております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） そういういたところも、事業者依存が見えるなというふうな部分もありますので、町としてどういったところからスタートするのか、そういう戦略を持って取り組んでいかないと、ほかの自治体に負けていく一方だというふうに考えます。これはチャンスですで、ぜひ進めていただきたいというふうに思いながら提案させていただいているんですけれども、そういういた既存の施設、もちろん協力をいただきながらというものはぜひ検討していただければなというふうに思いますけれども、他自治体の中でなかなかふるさと納税に特化した開発センターの設置が見られないという、それは当然だと思います。先ほど申し上げたように、不透明さというものは国の制度としてありますので、そういういたところから進んでいないのかなというところであります。

しかしながら、「開発センター」の拠点整備につきましては、今後の生産振興や雇用の創出の場、さらには定住促進にもつながる多面的な施策であるというふうに捉えて、まちづくりの政策拠点として設置するという名目で進められて、そこにふるさと納税の返礼品の開発があるというふうな方向で進められてはどうかなというふうに考えます。農水産業であったり商工観光・DX推進などの部局と連携をした中長期的な取組について、町としてどのようにお考えなのか、再度伺います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） まずは「町として」というふうなことですが、物事を進めるのに何をしたいのか、何ができるのか、どうしたいのかと。それで、まず素材そのものが明確になっていない。そしてさらにマネジメント、町が今ある產品を「ぜひ全国展開したい」とか「そうやってやりたい」という素材がベースにあって、それをマネジメントしていくなら分かるんですが、今のところは逆にいろいろ町内の方が「こういった商品を」「商品を」という「お試し商品」みたいなもので、「これが広がらないか」「これがもっと拡大しないか」というような状況でございまして、そういう意味で今後の展開というのは、それこそ皆さんよく「民の力」というか、行政の中でもちづくりに生かせる素材、メインとなるものがあるんであればそれもやると思いますが、自治体が直接というよりは、どちらかというとサポートというふうな立ち位置になってしまふんじやないかなと思います。

ですから、積極的に町がカタログショッピング、どこまで続くか分からない制度でもありますし、どういった状況なのかその辺を見極めていきたいなというふうな思いであります。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君）　なのでというところで、ふるさと納税の返礼品の開発にとどまらずに、今後のまちづくりの拠点として考えていかれればどうかなというところであったんでございま  
すが、町長はうなづいているようなので、再度何かお言葉あれば。

○議長（安倍敏彦君）　寺澤町長。

○町長（寺澤　薰君）　最初に言ったとおりじくじたる思いで、実は企業版ふるさと納税とかそ  
ういったものを、「うちのほうでは電気をつくっているんだから、何か売れないか」とか、い  
ろいろなことを発想してアプローチはさせていただきましたけれども、なかなかものにならな  
っていない。結局は、うちのほうで際限なく売れるのは電気と塩水ぐらいかなと思うんですけ  
れども、何かものになるものがないかなというふうな思いでございます。

今後もそういう素材を探しながら、やってまいりたいと思います。

○議長（安倍敏彦君）　寺澤町長。

○町長（寺澤　薰君）　これからシーズンになりますと、トリガイがやっとものになってきて  
いますけれども、量的にはどこまでかというと全国展開できることまでにはなっていないので、  
そういうものが育てばいいなと思います。

またこの前「のりだれ」、ああいったブランド的なものが全国大会に、量は少ないけれども  
金額的なものとしてそれが七ヶ浜のイメージになれるものだったら、そういうものを取り入  
れてまいりたいと思います。できるだけ、そういうアイデアとかをいろいろ町内の人たちに  
出していただいて、ヒット商品になるようなものがあればというふうな思いであります。

私も細々と見ているんですが、例えば丸森でつくっていた「バター最中」とか、あれがどん  
どんどん秋保とかいろいろなところに普及し始めた。フランスのゲランド塩を使ったりと  
か、あとは日本産の塩で栄泉堂といったところで、どんどん口コミで広がっていく商  
品なんかもありますから、そういうものも期待しているというところでございます。

○議長（安倍敏彦君）　仁田議員。

○13番（仁田秀和君）　これまで、大規模施設展開というところで提案させていただいたんで  
すけれども、まずはそういう小規模な施策であったり、加工スペースを備えた施設から始め  
るスマールスタートも考えられるのかなというふうに思います。

例えば、ふるさと納税の収入や交付金を活用した関係企業であったり、団体と連携した段階  
的な整備について、市の予算ではなくて新たに町としてのお考えがありましたら伺いたいと思  
います。

○議長（安倍敏彦君）　まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 現時点では、そういった拠点を整備する考えは持っております。ですので、今後寄附の増額とかそういったものの状況を見ながら、その辺についても検討させていただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 現時点では、私ここにこだわり強いもので、そういった考え方がないというふうに、初めからそういうふうな考え方で取り組まれるのもどうかなというところで、しっかりと調査して「こういったところには全然費用対効果が生まれない」「今後の雇用も生まれない」、そういったデータを参考にされるんであればそうですけれども、そうではないというところで、最初から「取りかかる気がない」とか、「施設整備をする考えはない」というものはどうなのかなというふうに思います。

今の時点でということなので続けさせていただきますと、この制度は今後の制度変更もありますが、制度の有無にかかわらず産業創出・雇用創出を担う拠点整備は持続可能なまちづくりに、再三申し上げますけれども必要な投資だというふうに考えます。例えば、長野県佐久市の「クラビトステイ」であったり、あとは国の「ローカル10,000プロジェクト」のように既存資源を活用した成功例もあります。

本町でも、こうした発想をもとに産業拠点の整備を検討するお考えはおありなのか、もししくは調査する余地はあると思いますけれども、その点について再度伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） 私のほうからお答え申し上げますけれども、今町長がトリガイとかそういういったものは材料としてどうなのかな、将来的にどうなのかなということを申し上げさせていただきました。

当然ながら、例えばお酒につきましても、七ヶ浜から水を持っていってつくっているというようなところもあったわけですよね。そういうことと結びつけながら加工、そういうものができないかというようなことを探るというようなことについては、今後将来的には必要なんじやないかなというふうに思いますし、もしトリガイが本当に量が取ってくれるというふうなことになるんであれば、加工したものもどうなのかというようなことを考えていかなきゃならないというふうに思いますので、この辺につきましては当然ながら漁民の方、あるいは漁協の人たちと一緒にになって考えながら加工場をどうするか、そういう場所を設けることができるかどうか、そういうものも先になりますけれども、検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 副町長のほうから、今漁協等々との連携ということでございましたので、そのほかの事例を紹介させていただきたいと思いますけれども、茨城県境町では「境まちづくり公社」が干し芋の生産施設「S-Lab」を整備し、返礼品の供給力と地域経済の循環を実現されました。このように官民連携で生産拠点を整備し、スピード感を持って事業展開していくモデルは本町においても十分参考になり得ると考えますが、町としての関係団体との連携について再度お考えを伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 今いろいろ御紹介いただきました先進事例、もう一度うちのほうでも勉強させていただきたいというふうに考えております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） それでは、4点目に移ります。発信についてでございますが、これまでの発信は町主体で情報を届ける形が中心でございました。今はポータルサイトを利用されていいるというところでございますが、今後は住民や事業者が自ら伝える側として関わることが重要だというように考えます。町として、住民参加型のプロモーションであったりとか、地元事業者と連携した顔の見える発信については、どのようにお考えなのか。また進める考えについても、併せて伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 今御協力いただいている事業者さん、独自で発信されているところもございますので、もう一度そういった協力事業者の方々と今の現状、どのような発信をしているのかも含めて調整をして、一緒に展開してまいりたいというふうに思っております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 魅力を伝える手法でございますけれども、単なる告知ではなくて先ほど申し上げた物語や暮らしの風景、これに根差した発信が鍵となるのかなというふうに考えます。例えば「海と暮らすまち」であったり、「七つの浜のある生活」といったストーリー性のあるブランドづくりについて、町として具体的にどのように取り組むお考えなのか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 先ほども申したとおり、仁田議員さんおっしゃる地域の

特色、ストーリー性であるとかそういったものを日々、同じ返礼品でもそういった発信の仕方を変えていくことが寄附につながるというふうに思っておりますので、そういったところも意識してまいりたいというふうに思っております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 発信について意識されていくということなので、ぜひ進めていただきたいというところで、効果的な発信が求められるわけでございます。地元の高校生であったり若手事業者など、担い手の育成とそういった発信についての支援というものが、不可欠なのかなというふうに考えます。

SNSの活用支援であったり発信サポート、地域の広報人材の育成について、町としてはどのようにお考えなのか。さらには、どのような仕組みの構築が必要とお考えなのか、伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 現時点を考えているものはございませんが、今おっしゃるような視点を置きながら、例えば広報でそういった部分を募集していくとか、そういったこと等も今後検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） では、具体的にどのようなというところでございますが、返礼品は町の魅力を全国に伝えるツールでもあります。例えば、先ほど申し上げた「SUP体験」であったり「海産物加工体験」を返礼品にして、町民が登場する紹介動画とセットで発信することで、地域のストーリーを届ける取組が有効だというように考えますが、いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） この辺も、町内にあります事業者さんとの調整だったり連携というのが必要不可欠になりますので、そういったところも可能性について探ってまいりたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） こういった効果的なブランディングにつきましては、町長自身が描く「未来ビジョン」というものの明確な言語化、こちらも不可欠なのかなというふうに考えますが、この発信が町民の共感を生み、返礼品や観光施策にも一貫した価値を与えるものであるというように考えますので、町長が今後の七ヶ浜の姿として顔として、どのような未来像を描いていらっしゃるのか、お考えを伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） できるだけポータルサイトみたいなものを広げて、皆さんに見てもらつて購入いただけるようになればいいと思っていますけれども、データ的には全国でお世話になった自治体に返戻しているのは12%だというふうなことを何かで見ましたので、全然出身地への貢献とか本来の寄附制度が、この制度そのものが私的には納得いかないんですけれども、できれば以前住んだことがあるとか自分とのつながりを示せる自治体に寄附できる制度に変えてほしいなという、これは願いですけれども。それは理想論だと思いますので、今後できるだけ幅広くそういうことに取り組んでまいりたいと思いますけれども。

例えば、10万円を寄附した人が3万円の返礼品をもらって、そこで税金で9万8,000円減額される制度ですよね。そういうたときにこれから商売やっている人たち、そうやってふるさと納税を寄せた人々は一般的に3万円の商品を買いますかね。そういうことを考えたときに、何か私この制度そのものは、うちは特に額が少ないから悔しいんですけども、そこは違うというふうな思いはあるんですけども、何とか少しでもふるさと納税してもらえるようにしたいと思います。

ただ逆に私としては、外に出ていくほうを懸念しています。結局は町民が行政サービスを受けるのに、地元にあれしないでよそから取り入れるという、そういうことを逆に懸念して、うちのほうはどちらかというとマイナスですものね。ほとんど町外から肉とかみんな取り寄せてやっているというような状況なのでそういうことも含めて、自分の町への愛着というかそういうことも含めて、今後いろいろありますけれども、ふるさと納税もしきり町にしっかりと納めてもらうように努めてまいりたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 貴重な政策ツールとなり得る制度でございますので、しっかりと未来ビジョンを見据えながら、戦略的に進めていかれることを御期待申し上げます。

それでは、大綱2点目について再質問させていただきます。大槻教育長、お待たせしました。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、1問目の1点目でございます。令和7年度当初予算では、端末更新や通信環境の改善、フィルタリングの導入などが予定されておりますが、それらが実際の現場課題にどの程度対応できているかは、運用後の効果検証と継続的な把握体制が鍵になります。町として整備後の実態をどのように検証し、学校現場と連携して運用面の改善につなげていくお考えか。先ほど来回答を聞いておりますと、保守委託業者に依存が強いなというふうに考えますので、町

の教育委員会としてのお考えをしっかりとお示しいただきたいというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君） 大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君） タブレットについては、導入して子供たちも大分先生方の努力で、親しむことができるようになってきていると思います。

ただその中で、タブレット全体に備わるべき機能というものが、だんだん実践を重ねる中でいろいろ先生方の中でいわゆる使いづらさというか、それから環境面で不備なものが出てきているというのが現状だと思っております。その中で、プラス老朽化ということになってきて、来年度からタブレットを新しくしていくというような見通しの中で、今年度やってきたものを持続的に子供たちの中にうまく浸透させていきたいなと思っております。

ただ、先生方の一人一人の意識ということもございまして、若い世代の先生方はわりかしタブレットにあまり抵抗感がなく使うことができるんですが、私とか50代とかの先生方によってはタブレットを指導するということについてもなかなか踏み出しにくいような先生方がいて、先生方による使い方によっての頻度の差はあるなという現状は把握しております。そういう中で、今出てきた様々な機能面の不備な面を整備した上で、さらに新しい段階のＩＣＴ活用に向けて進めていきたいなというふうに思っております。

いろいろ先進国の状況を見ておりますと、子供たちが授業を使うときに授業から離れてしまうところでの操作の面で、先生の話を聞けずに操作でこだわりがあって、先生の話の指示が通らなくなってしまうというようなことがあって、落ちつきのない子供たちが増えてきているという先進国の事例もございます。なので、どのように効果的にＩＣＴを使うのかという実践がまだまだ不足している状況なので、ここに書かれているように先生方の組織の中で実践を重ね、それを共有するような形を整備していきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） ぜひ先進国、ほかの国に目を向けるのではなくて、現場に目を向けていただきたいというふうに思いますけれども。

不具合発生時の対応体制であったり、予備機の運用の明確化について伺います。新しく導入されるタブレットに当たりまして、不具合発生時に備えた予備機の確保であったりとか、実際にそれが適切に機能するかを確認するフローというものを、整備する必要があるというふうに考えます。町全体で一貫した体制というものがあるのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稻妻和久君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

新しく導入した後のお話というようなことですが、予備機のところも含めて管理の部分でございます。管理の部分は、それぞれの児童生徒の使用には一人一人誰が使っているかというのを把握しております。それで、不具合といった部分についての管理については、ＩＣＴ推進員が組織されていますので、そちらの学校のほうの組織とも話しながら努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） では、適切に機能しているかどうか確認するようなフローは、もう整備されているということで認識してよろしいんでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稻妻和久君） 適切に運用しているかということになりますと、現時点ではできておりません。ただ、活用としては学校と確認しながら進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） そうですね、端末の不具合であったりトラブルに迅速に対応するための体制・支援・整備、そういう体制の整備が必要だと思うんですけれども、学校から教育委員会や外部業者への問合せ窓口が明確になっているというところで認識していいのか。また、そのほかにも電話・メール・チャットなどの手段の多様化を含め、誰がどこにどう連絡するか、教職員や保護者の方が把握できるような運用体制が整っているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稻妻和久君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

その部分についてはヘルプデスクとかがありますので、直で業者とやり取りするというような体制を整えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） では、2点目に移ります。学校現場ではタブレット端末の運用管理における、MDMやフィルタリング設定など専門的な対応が求められる場面も多く、教職員の大きな負担となっている状況がございます。

先ほど、教育長の答弁にもありました「先生方の御努力により」ということでございますが、これがまさに教職員の方の負担になっているのではないかなというふうに思いますけれども、

そういう中で教育民生常任委員会のほうで実施しましたアンケートでも、「アプリの配信や更新ができず、授業に支障が出た」であったり、「ＩＣＴ関連業務が一部教員に集中している」であったり、「端末整備や更新作業が今後も教員の業務として続くのか不安」といった声が多数寄せられております。

加えまして、首都圏で活動する現役ＩＣＴ支援員の方にもお話を伺う機会がございましたので、それを紹介させていただきたいと思いますけれども、「MDMやフィルタリングの設定変更は町や業者でないと対応できず、学校側では判断もできない」ということでございました。そのほかにも、現場の先生方には「何が分からぬのかも分からぬ」という状態が多く、トラブルの早期解決が難しいという御指摘もございました。

こうした現場であったり実践の声を踏まえて、再度伺います。教職員の負担軽減に向けて、MDM設定やフィルタリング調整など専門的領域について、教育委員会としてどのような支援体制を構築していくのか。今後さらに運用が複雑化することを見据え、現場の教職員さんの不安を払拭するような教育長の方針について、改めて伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君） 前半部分は私のほうで話をさせていただいて、具体的なところは課長のほうからお話をさせていただきたいと思っております。

先ほどの話とつながってくるんですが、デジタル化を進めることで「PISA」の学力調査をして、先進的に1・2・3位を取っている先進国々は、全てデジタル化を進めたことで弊害が出てきているという一面がございます。これは、日本にとっても七ヶ浜町にとっても、他人事ではないということでございます。つまり、学習の本質に関わる部分に行かなくちゃいけないので、そこから逸脱した操作の部分とか今のようなトラブルの部分で、授業時間がストップして進められなくなるという現状があるために、なかなか先生がそれを使いづらい状況になっているという事実はございます。

そのために、来年度からまた新しくしていくということもございますけれども、効果的に学年発達段階に合わせて「ここまででは操作できるだろう」「高学年ならここまで」「中学校はここまで」というところを、町としてこれから整備していきたいなど。つまり、低学年に難しい操作を強いるようなことをしたりとかではなく、先生方がどこまでの目標設定の操作をしていったらいいのかという、学年別の段階の指導目標みたいなものをつくりながら、その中で進めていきたいなというふうに思っております。

あわせて、デジタル化を進める一方で子供たちのアナログ的な部分、昔ながらの教育という

部分にも併せて目を向けていきたいなというふうに思っております。そこは、子供たちにとても非常に「不易と流行」ではないんですが大事な部分なので、その掘り起こしをしながらデジタルとアナログのバランスを取った教育というものを、探っていきたいというふうに考えております。

あと具体的な面については、課長のほうからお話を申し上げます。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稻妻和久君） では、支援員の活用ということだと思いますが、それについてお答えいたします。

確かに学校のほうでは、令和5年度末の更新の時期にトラブルが発生しまして多大なる御負担をおかけした、そういう事象がございました。そのことをしっかりと捉えて、今年度その分についてはクリアして、今回は学校に負担をかけることなくスムーズに更新のほうを進めていけるかというふうに思っております。

そして、そのほかにも様々支障を来しているという御意見は、こちらでも認識しております。そこについては、現時点では委託業者でハード的なところは即ケアするというようなところで約束しておりますので、しかも速やかに動いてもらっていますので、その部分については、そういう対応でやっていきたいなど。

そして、あとICT推進委員会は今年度、去年よりも回数を重ねて行いたいと思っております。来年度導入するので、その前にいろいろなことを確認しながら、より町の子供にとって効果的な導入の仕方、教育長のほうからお話ありましたが、そういうところを議論しながら進めていって、必要に応じていろいろな対策を取りたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 教育長の御挨拶にもありましたように、「今後は充実したICT教育を柱に取り組んでいく」ということでございましたので、アナログの部分は一回置いておきましたが、今回はデジタルに関する質問なので。

それで、学年別の指導目標を持って今後考えていきたいということでございましたが、いずれにしましても教職員の負担軽減の第一歩は、外部の力を借りながら教員一人一人の理解を深める支援体制の構築だというふうに考えます。実際の現役のICT支援員からも、「現場のスキル差を解消するためには、研修や情報共有の場がもっと必要」という声がありました。そこで、教職員ごとのスキル差を埋めるための打開策について、町としてどのように取り組むお考

えなのか伺います。

○議長（安倍敏彦君） 大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君） 今年からＩＣＴの推進会議の中で、私着任してから最初に推進会議がございましたけれども、「すみません、もう少しマイク近づけてもらって」の声あり）すみません。けれども、その推進会議の中で各学校の推進員の先生方に、「デジタル瓦版」というものをつくってもらおうかなということで提案しておりました、年に何回か。

中身は何かというと、「こういうふうにタブレットを使ったら、こんなふうなことができましたよ」というのを各校内に紹介する瓦版みたいなものを先生方につくってもらって、回覧すると。それを元に、タブレット使ってもらおうということです。それを、今度は何回かの月ごとの推進会議に集まったときに、各学校さんにも持ち寄ってそれぞれの実践例を広げていくような、草の根運動ではないんですけども、そういうふうにして一つ一つ重ねていこうということをお話ししておりました。

答えになっているかどうか分かりませんが、新しい試みとして始めてございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） そういう取組が、スキル差を解消する取組につながるものというようなお考えと捉えてよろしいでしょうか。

ということなので、例えばそのほかにも実践的なマニュアルの運用であったり「Ｑ＆Ａ集」の整備によって、教員が自力で対応する範囲を広げるということも考えられると思います。あるいは、児童生徒の中でＩＣＴリーダーを育成して教え合いを促すことで、コミュニケーションや主体性の向上にもつながるというふうに考えます。

こうした手法について、教育長としてどのようにお考えなのか、所見を伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君） 壮大な目標になってきますので、なかなか急にというふうには思い浮かばないんですが、子供たちが自在に使っていけるような姿を思い浮かべたいなというふうに思っています。最終的には、自分の考えをプレゼンテーションしていく、そういう力を持っていくことができれば大きい力になっていくかなというふうに思っております。検索機能とかいろいろなものを使いながら授業を進めていくという使い方はあるんですが、最終的には自分の言葉で、自分で資料を選択してそれで自分の思いをどう発信するかというものに集約できていく、そういう目標を持っていけたらなというふうに思ってございます。

答えになっているかどうか分からぬんですが、自分の今の現時点の考え方をお話しさせて

ただきました。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） それでは、3点目に移ります。

教職員アンケートでは、「ＩＣＴ関連業務が一部の教員に集中し、時間外対応が当たり前になっている」という点であったり、「MDMやアップデート作業が、日常業務をアップ圧迫している」といった声が多く寄せられております。また、現役のＩＣＴ支援委員からも「教員がこういった状態で」、先ほど申し上げたとおりでございますが、その点につきまして現場の実態等々を踏まえて人的支援、教育活動そのものに支障が出る現状をどう捉えて、具体的に支援強化策ということでどのように講じていくお考えなのか伺います。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稻妻和久君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

アップデート、そういった関係の業務でございます。そちらについては、多分アンケートの中でいろいろな意見があったと思いますが、そこの多くの部分は多分去年の、先ほどと重複になりますけれども、私がお伝えした年度末での切替えのことがすごく印象深く、それのことなのかなというふうに感じております。

ただ、今後についてなんですかけれども、そちらハード部分については業務委託のほうでしっかり迅速に、丁寧にすぐ対応というようなことでまいりたいと。あとソフト的なところは、教育総務課のほうに連絡いただきて、学校と必要に応じて業者と連絡を取りながら体制づくりをしておりますので、それでいきたいというふうに思っております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 国の「教育DX第2弾」のほうでは、学校DX線戦略アドバイザーの派遣であったり、GIGAスクールサポーターの配置支援など、人的支援に関する補助などの制度も整備されております。これらの制度を活用することで、教職員の負担軽減やICT活用の促進が期待されると思いますが、町としてのこちらの活用についてのお考えを伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稻妻和久君） ただいまの質問についてお答えいたします。

GIGAスクールの補助の関係でございますが、現時点ではそういった考えはございません。それで先ほど言っているような内容で、まず学校とバックアップ体制を取って進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） では、そういう支援制度・補助云々制度等々も補完できるような、今  
の業者への委託であって、それに補完されるというふうに認識してよろしいんでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稻妻和久君） そう認識しておりますので、それで構いません。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） では、4点目に移ります。

アンケートは続けさせていただきますけれども、こういったところでは「MDMやアプリ配信の不調時に、どこに相談すべきか分からぬ」、または「校内対応だけでは解決できず、数日支障が出ることがある」という声も寄せられております。トラブルへの対応フローというものが明確化されていない、もしくは現場に周知されていないことが背景にあるというふうに考  
えます。

そこで、改めて伺います。現時点での教育委員会・学校・業者の対応分担であったり連絡ルート、対応時間の目安などを明記した運用ルールは存在しているのかどうか、そこについてまず見解をお聞かせください。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稻妻和久君） お答えいたします。保守業務委託の中で、そのことについては細かく定められております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） それでは今後の対応につきましては、持ち帰りの対応を視野に入れて  
いるということでございましたので、そういうアンケートにもございました「トラブル時の対  
応方法が保護者に伝わっていない」「端末の持ち帰りに不安の声が多い」といった課題もある  
と思います。

今後、自宅学習や持ち帰り運用を拡大するんであれば、保護者との情報共有も重要な要素に  
なると考えます。トラブル時の連絡ルートや端末の取扱いルール、これらを保護者にも共有す  
ることについて町としてどのように取り組んでいかれるのか伺います。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稻妻和久君） ただいまの質問についてお答えいたします。

持ち帰りにつきましては、恐らくフィルタリングの関係で不安になっているのかなというふうに思っております。そちらについても、来年度に向けてフィルタリングを備えるようにしておりますので、それで対応できるのかなというふうに思っております。

また、持ち帰り等につきましては、学校を通じて保護者との連絡等についてはしっかりと行いたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 国の教育DXでも、運用体制の再構築やガバナンス強化が重点項目とされており、外部専門の人材の活用、教育委員会のDX支援強化が求められております。町としても、こうした国の動きに歩調を合わせ、運用マニュアルや体制見直しに外部知見を取り入れる考えも必要であるというふうに思います、その点について再度伺います。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稻妻和久君） ただいまの御質問については、教育推進委員会とお話ししながら、必要なところを考えていきたいというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 外部知見に関しましては、例えば圏域のIT企業が学校のICT環境整備であったり、教育研修などの支援を行えるスキルがあるのかであったり、町内の中でもICTスキルを持つ講師などが存在するのかを調査し、協力体制を構築することも考えられると思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稻妻和久君） その点も含めまして、学校と話をしながら何が一番適しているかというか、うちの児童生徒に必要なものかというようなところは学校の先生と話をしながら、必要なものを準備していくというふうに考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） それでは、時間ですので総括しまして、最後にかつて「道は学にありて尊し、位はこれに従うにすぎず」と説いた学問の神様菅原道真公の精神は、時代が移ろうとも教育の根幹を示しているように思います。

今、私たちはデジタル技術や新たな教育環境の導入を進めておりますが、その歩みこそ「温故知新」の実践にほかなりません。教育長におかれましては、時代の変化をしっかりと受け止

めつつも、学びの本質を見失うことなく、本町の未来を担う子供たちに確かな学びの環境を築いていただくことを切に願っております。

最後に教育長として、このような時代の中で教育行政をどのように導いていくとされるのか、そのお考えを伺い私の質問を終わりたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君） 先ほど来、お話をさせていただきました「不易と流行」ということかなというふうに思っております。デジタル化が非常に注目を浴びていて、そこにだけ目を向けそうになるんですけども、教育としてアナログのよさというものもあるんじゃないかなと思います。そこは、バランス感覚なんではないかなというふうに思っております。そこを大事にしながら、これから教育のほうを進めていきたいと思います。

「グローカルプロジェクト・セカンドステージ」は、まさに私にとって自分の教員生活の総括として、人生をかけたデジタルとアナログのバランスへの格闘ということになるかと思います。どうぞ皆さん、お力添えというかいろいろな御意見をいただきながら、推進していきたいと思いますので、これからどうぞよろしくお願ひします。

以上です。

○13番（仁田秀和君） 終わります。

○議長（安倍敏彦君） ここで暫時休憩いたします。午後2時45分より再開いたします。

午後2時33分 休憩

---

午後2時45分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

次に、5番鈴木 博議員の質問を許可いたします。鈴木 博議員、発言席に登壇願います。

〔5番 鈴木 博君 登壇〕

○5番（鈴木 博君） 5番鈴木 博です。

ただいま議長より許可を得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。大枠で2問になります。

1問目、通学路における児童生徒の安全確保についてです。

町内における児童生徒の登下校時の安全確保は、教育行政における最重要課題の1つであります。登下校時の児童生徒の列に、車が突っ込むという痛ましい事故のニュースも、頻繁に見受けられます。歩道やガードレールのない町道を通学路として利用するケースも多く、その安

全性については保護者をはじめとする町民の関心も高く、日頃より様々な要望が寄せられることから、以下4点を伺います。

1点目、町道においてU字溝は設置されているが、蓋がされていない状態の場所は全て把握されているのかお伺いいたします。

2点目、側溝の修繕や蓋がけなど、中長期的な計画は立てられているのかお伺いいたします。

3点目、町内には鉄製のグレーチング蓋ではなく縞鋼板蓋が設置されているところも見受けられるが、交換をする考えはあるのかお伺いいたします。

4点目、境山1丁目地内野山団地1号線の一部において、側溝の蓋がけを望む声が出ています。児童生徒の通学路の安全性を考え、改良する考えはないか、お伺いいたします。

大枠の2問目、パーキング・パー米ット制度の利用促進についてです。

本町において移動手段の確保は大変重要な課題であり、特に身体的な理由により移動に困難を抱える町民の方々にとって、パーキング・パー米ット制度、パーキング・パー米ット制度とは、障害者等用駐車区画の利用対象者を限定し、対象者に対し利用証を交付するという制度で、宮城県では「宮城県ゆずりあい駐車場利用制度」と言われています。この制度は、公共交通機関が限られているため、自家用車の利用が多い本町の対象者の外出を支援する上で、有効な手段だと考えられます。

「ゆずりあい駐車場利用制度」は県の制度ではあるものの、本制度は周知が十分とは言えず、特に妊産婦の方は妊娠7か月から産後1年までとする期間的制限があることから、本町においての利用促進、周知についてお伺いいたします。

1点目、町内において制度への協力施設の数、駐車スペースは何台分あるのかお伺いいたします。

2点目、「ゆずりあい駐車場利用証」の申請窓口は、県社会福祉課はじめ県保健福祉事務所8か所、そのほか柴田町・大郷町・七ヶ浜町の各担当課が窓口になっていますが、本町が窓口となった経緯をお伺いいたします。

3点目、本町において令和6年度の申請件数と発行件数は。うち、妊産婦を要件とした申請件数と発行件数をお伺いいたします。

4点目、申請窓口となっている本町では、対象者である妊産婦の方への周知はどのようにされているのか、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 第1問、通学路における安全確保について、第2問パーキング・パー米ット制度の利用促進について、回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

[町長 寺澤 薫君 登壇]

○町長（寺澤 薫君） それでは、5番鈴木 博議員の御質問、「通学路における安全確保について」お答えをさせていただきます。

まず1点目の御質問、「町道においてU字溝は設置されているが、蓋がされていない状態の場所は全て把握されているのか」についてお答えをさせていただきます。町道においてU字溝の蓋のない場所については、令和6年5月から令和6年9月末にかけて、建設課職員にて直接現地調査済みでございます。

次に2点目の御質問、「側溝の修繕や蓋がけなど中長期的な計画など立てられているのか」について、回答をさせていただきます。現状は把握しておりますので、今後優先順位を決めて中期的なものにするのか長期的なものにするのか、方向性を決めて検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に3点目の御質問、「町内には鉄製の蓋が設置されているところも見受けられるが、交換をする考えはあるのか」について回答させていただきます。鉄蓋が老朽化して危険性が高い場合は、応急的に部分補修を実施しておりますが、補修では対応し切れない箇所について将来的には側溝入替えを含めて検討してまいりたいと考えているところでございます。

4点目の御質問、「境山1丁目地内野山団地1号線の一部において、側溝の蓋がけを望む声が出ている。児童生徒の通学路の安全性を考え、改良する考えはないか」についてお答えをさせていただきます。町道野山団地1号線の側溝については現状を把握しておりますが、緊急性が高いかを確認しながら、今後の計画の中で検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、1問目の回答にさせていただきます。

次に2問目の御質問、「パーキング・パーミット制度の利用促進について」お答えをさせていただきます。

1点目の御質問、「町内での協力施設の数、駐車スペースは何台分あるのか」についてお答えをさせていただきます。現在町内で「ゆずりあい駐車場」の協力施設は5施設、12台分になります。

次に2点目の御質問、「ゆずりあい駐車場利用証の申請窓口が、県社会福祉課はじめ県保健福祉事務所8か所、その他柴田町・大郷町・七ヶ浜町の各担当課が窓口になっているが、本町が窓口になった経緯は」についてお答えをさせていただきます。宮城県「ゆずりあい駐車場利用制度」は、平成30年度から宮城県で実施しており、当初県庁及び県の保健福祉事務所が住民

への交付事務を行ってまいりました。しかし利用者数の伸び悩みもあり、令和4年度に県内各市町村に交付事務の依頼がありました。当町では、制度の意義や何より住民の利便性を踏まえ、宮城県と利用証交付業務に係る協定を締結して、令和5年度から業務を実施しているところでございます。

次に3点目の御質問、「本町において令和6年度の申請件数と発行件数は。うち、妊産婦を要件とした申請件数と発行件数は」についてお答えをさせていただきます。令和6年度の申請件数及び発行件数は、44件になります。うち、妊産婦はどちらも4件でございます。

次に4点目の質問、「窓口である本町では、対象である妊産婦への周知はどのようにされているのか」についてお答えをさせていただきます。妊産婦については、広報紙・ホームページ及び出生届時に子育て支援ガイドブックで周知しております。今後は、母子手帳交付の際にも周知を図ってまいります。

以上、鈴木 博議員への回答とさせていただきます。

〔町長 寺澤 薫君 降壇〕

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○5番（鈴木 博君） それでは、通学路における児童生徒の安全確保についての1点目の再質問をさせていただきます。

職員による調査済みとのことでしたが、蓋設置の場所というのは何か所ぐらいあるのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君） 令和6年に調査した結果ですが、延長6,045メートルほど調査しまして、蓋ありの箇所が16路線ありました。

以上です。

蓋なしですか、すみません。蓋なしの箇所が47路線中11路線です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○5番（鈴木 博君） その中に、通学路または通学路になり得る町道も含まれているのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君） 建設課としましては町道のみの調査でしたので、通学路かどうかというのはこのときは調査の中には含まれておりませんでした。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○5番（鈴木 博君） では蓋がされていない状態の場所で、危険性の評価というのはどのようにして行われているのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君） 危険性と思われる場所は、蓋が老朽化しけがや事故に係るような早急な対応が必要な場所を、緊急性のある場所だというふうにしております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○5番（鈴木 博君） それでは、2点目の再質問に移らせていただきます。

中長期的な計画は立っているのかお伺いしたところ、「方向性を決めて」ということですが、中長期的具体的な期間、その中で優先的に対応する場所の選定基準というものはあるのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君） 一般的な話になりますが中期的には5年くらい、3年から5年というところもありますが、長期的というのは10年くらいかなと思われます。長期的というので20年とか30年、それ以上というのもあるとは思われます。

また、緊急性の基準はあるのかということですが、けがや事故に関わるような場合は早急に対応したいと思っております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○5番（鈴木 博君） 緊急性のあるものについては、その都度の対応という御答弁でよろしいでしょうか。よろしいですね。

それでは、すみません。3点目に移らせていただきます。

鉄製蓋の交換の考え方をお伺いしましたところ、「入替えも含め検討する」との御回答がありましたが、交換の検討に当たりどのような種類の蓋が検討されるのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君） 主に鉄蓋のほうで、さびがひどくて人がけがをするような場所については、早急に交換したいと考えております。

種類、すみません。鉄蓋が古くなればということで鉄蓋です、すみません。鉄蓋からコンクリート蓋へと、そのときの状況によりますがそうやって変えていきたいと思っております。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○5番（鈴木博君） 鉄蓋から、状況によってコンクリート製の蓋へのかけかえということでありました。

また、現在あまり見かけなくなりましたが、町道に接する土地所有者が無許可で鉄製の蓋などを設置しているケースというのはあるのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君） 現状を詳しく把握しておりませんが、危険であればこちらから撤去するようにという指導をしたいと思っております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○5番（鈴木博君） 土地所有者が無許可で設置している場合、このような場合設置した蓋が外れたり落ちたりして、子供たちに限らず歩行者や自転車がはまってけがをするおそれがあります。また、自動車による跳ね上げ事故の原因になることもあります。その場合設置者、この場合は所有者または使用者の責任が問われると思いますが、そのようなことがないように指導をしていくとのことでしたが、またそのような場合の相談などの体制は取られているのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君） 設置した方から連絡があれば、相談を受けるようにしたいと思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○5番（鈴木博君） 相談などがあれば、町での設置も考えられるということでおろしいでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君） 町で設置するということは考えておりませんので、個人のものなので個人でちゃんと管理していただきたいと思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君） 無許可でやっているのであれば、それは認められないでの、設置しないで撤去していただくということになります。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○5番（鈴木 博君） すみません、無許可であって指導が入ります、相談など、また違法といふんでしょうか設置した所有者などから相談などからあった場合の町での設置というか、そういうのも考えられるのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） それでは、私のほうから回答申し上げたいと思います。

その現状によってだと思いますけれども、例えば何でその鉄蓋を自分でその家庭が設置したか。道路そのものでしたら、それは町が本来すべき蓋なんですよね。そうではなくて、自分の土地に車が入るため、そいうったことであれば本来はそいうったことは認められておりませんので、そいうったものについては撤去。そいうったものを申請していただくというのを、こちらで指導していくというような形になりますけれども、どうしても必要だというようなことであれば、鉄蓋の重量とか耐久性とかそいうったものを見て、「じゃあ、いいですよ」というような形になるかも分かりませんけれども、取りあえずは撤去というふうな方向で指導してまいりたいと思いますし、できるだけそいうった個人の負担で設置するというようなことはないよう、町民のほうにお願いしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○5番（鈴木 博君） それでは、4点目の再質問に移ります。

当該道路は幅5メートルで、勾配も少しきつ目です。片側が高い間知石積みで、見通しの悪いカーブも含んでおります。冬場には町の融雪剤が設置されることから、朝晩の凍結も想定されていると思います。

汐見小学校にも近く、毎朝約70名の児童と5名の中学生が通学路として利用しております。ちなみに、雨の日は50名くらいになります。小学校低学年の子が足を踏み外したのを見た方もあります。歩行者と同時に車の擦れ違いが起きると、危険な道幅だと思われます。現在の側溝に蓋があれば、少しでも回避できるスペースが生まれると思いますが、改めて早期の改良を考えられるのかお尋ねいたします。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君） 先ほど町長が話したように、現状は把握しておりますが、緊急性が高いかを再度確認させていただきまして、今後の計画の中で検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○5番（鈴木 博君） 緊急性が高いと私は思いますので、ぜひ早期の改良を望むところであります。当該場所には長い間蓋がなかったのですが、交通安全プログラム事業の通学路合同点検で、危険箇所として挙げられたことはなかったのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 案件として出てきたことはございません。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○5番（鈴木 博君） アンケートにはなかったということですが、合同点検のメンバーに各小中学校が参加しておりますが、保護者からの要望や意見もなかったという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 交通安全プログラムに上がってくる案件といたしましては、学校側から上がってきている案件でございますので、PTAの方々のお話合いの中でどのような話をされたのかというのは、こちらでは把握していない状況でございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○5番（鈴木 博君） 現在、小中学校で保護者からのそういった危険箇所などの意見、要望の集約方法というのはどうなっているのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稻妻和久君） ただいまの質問についてお答えいたします。

学校からの集約についてなんですかけれども年1回、今年については4月に学校のほうに「危険箇所の点検」ということで依頼しております、それに基づいて報告があるというような、例年そういった形でさせてもらっています。そしてそのときに、PTAの方とか保護者の意見も吸い上げるようにということで、依頼文には書かせていただいて、そういう危険な場所を求めているところでございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○5番（鈴木 博君） 年1回実施しているとのことですが、今年度実施されているのであれば、今年度そういう要望や危険箇所などの指摘はあったのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稻妻和久君） お答えいたします。

ただいま集計しております、まだそれが取りまとまっていますので、その辺は確認して、必要な対応を関係課と関係機関と協力しながら進めてまいりたいというふうに思います。以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○5番（鈴木 博君） 保護者からの、さらなる情報提供を促していただきたいと思います。また、子供目線から見た危険箇所というのもあるのかなと思います。以前は、課外授業に絡めたものが小学校であったかと思いますが、子供たちが考える防災や交通安全にも有効だと考えますが、現在このような取組は行われているのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稻妻和久君） ただいまの質問についてお答えいたします。

子供目線ということでございますが、通学路ということに特化した形ではないかもしれません、防災マップづくりとかそういったときに地域の方と一緒に回って、その地域のそういうところも含めて地域の方とお話ししながら見ているというふうに、こちらでは認識しております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○5番（鈴木 博君） 続きまして、大枠2問目のパーキング・パーミット制度の再質問をさせていただきます。

1点目の再質問です。町内に5施設、12台分のことでした。私も協力施設一覧を見て、生涯学習センターに5区画となっておりました。どこにあるのか分からぬ状態で、町内の施設・駐車場とかを回ったんですけども、生涯学習センターに5区画あるというのはびっくりしたんです。生涯学習センターの5区画というのは、分かりづらくなっているのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 生涯学習センターの5区画というのは、生涯学習センターの前に2区画、あと軽運動場の中のほうに3区画あるんですけども、こちらは協力施設ということで県のほうに登録させていただいているんですが、議員おっしゃるとおり「ゆずり合い駐車場」の表記という形は今時点ではなっていない状況でございますので、どちらのほうについて表記できるような形で今後行っていきたいというふうに考えております。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○5番（鈴木 博君） 表記や塗装がされていなかったので、私も全然見つけられませんでした。

今後標識であったり塗装であったりしていただけるということでした。

参考までに、県内の協力施設数は640施設、車椅子使用者優先区画が1,150区画、「ゆずり合い区画」が878区画あります。近隣の市町では、多賀城市が28施設、塩竈市で17施設、利府町が11施設です。人口規模、公共施設や店舗の数など様々なので、あくまでも参考までですが、町管理の駐車場にも例えば七ヶ浜であれば君ヶ岡公園、花渕浜の多目的広場、ながすか多目的広場、菖蒲田浜の前の駐車場であったり多聞山など、「ゆずりあい駐車場」を設置する考えはないかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 今後、どのような施設がそういった指定ができるものなのか、指定すべきなのか、そういういたところを考えていきたいというふうに思っております。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○5番（鈴木 博君） それでは、2点目の再質問をします。

住民の利便性も考えて手を挙げていただいたことは、大変良いことだと思います。十分評価できると思います。そこで、町が窓口になることで申請手続の簡素化など、町民の利益になっているのだと思います。町が窓口となることのメリットを、どのように評価していますか。前向きなところをお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） こちらの制度は、平成30年度から宮城県のほうで始まった制度です。令和5年から町のほうで申請の受付ということで、協定のほうを結ばせていただいて行っておりますが、以前県のほうで交付されていたときよりも、申請者の数としては大幅に増えていますので、住民に近い役場が窓口になって皆さんに近いところで申請できたものだと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○5番（鈴木 博君） 私のイメージなんですかけれども、七ヶ浜がそういう窓口になることはめったにないのかなと思って、大変私もいいことだなと思っています。申請件数も伸びたとのことですし、3点目の妊産婦を要件とした申請件数、発行件数が4件ということでした。特に、妊産婦を要件とした件数を踏まえ、本町における制度の利用状況をどのように評価いたしますか。

○議長（安倍敏彦君）　長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君）　こちらにつきましては、対象の方については障害の方だったり介護の方だったり、そういう方が絶対数的には多いというようなところがございます。その中で、妊産婦の方もいらっしゃるというようなところで、全体の数的にはそんなに多くはない数字ではあるものの、総数としては介護や身体障害のほうが圧倒的に多いのかなというふうには感じております。

○議長（安倍敏彦君）　鈴木議員。

○5番（鈴木　博君）　令和6年の出生数が69人なので、この4人の発行件数というのはちょっと少ないのかなと感じます。もちろん、必要としていない方もいらっしゃるかもしれません、制度自体を知らない方も多いのではないかなどと考えます。

申請窓口となっている本町での周知方法ですけれども、広報やホームページ、出生届時やガイドブックなどで周知されているとのことでしたが、母子手帳の交付を受けるのは妊娠二、三か月の頃でしょうか。そこでしおりや例えばガイドブックにあっても、利用証申請時期の妊娠7か月の頃には忘れられているのではないかなどと思います。母子手帳交付から7か月目のところまでに、お知らせできるタイミングというのはあるのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君）　子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君）　それでは周知の方法ということで、子ども未来課のほうで回答させていただきます。

今現在は子育て支援ガイドブック、こちら町独自で作成をしている子育て支援に関する全般が載っているものですけれども、そちらを今は出生届出時に配布をしておりますが、こちらを妊娠されて母子手帳交付時にも周知をしていきたいということと、あとはそれ以外の周知ということで、どういったことができるか。例えば窓口のほうに補チラシを掲示するとか、どういった方法で妊娠7か月前後の方が知る方法があるかということで、こちらで考えていきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君）　鈴木議員。

○5番（鈴木　博君）　県の制度なので、本来であれば周知も県がやるべきなのかなとは思うんですけれども、例えば母子手帳交付のときに口頭で、また出生届時のときにも口頭で一言、次は新生児訪問時に一言、「こんな制度がありますよ」「役場で交付されますよ」、それだけでも県の制度ではあるものの、周知利用の促進につながるのではないでしょうか。いかがでしようか。

○議長（安倍敏彦君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（菅井明子君） 議員さん今おっしゃったとおりの機会を活用して、周知のほうを考えていいきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○5番（鈴木 博君） この制度で定住者・移住者、関係人口の増加につながるとは私も考えてはおりません。しかし、せっかく窓口があつて役場に来ればすぐ発行してもらえる。妊婦さん、妊産婦さんには例えば毎日の買物が少しでも楽になるのであれば、家族で出かけるときにちょっとでも利用してもらえたなら、頑張っている若いお父さんお母さん方、また町民の福祉の一助になる制度ではないかと考えます。

以上で一般質問を終わります。

○議長（安倍敏彦君） ここで暫時休憩いたします。午後3時35分より再開いたします。

午後3時23分 休憩

---

午後3時35分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

1番鈴木洋市議員の質問を許可いたします。鈴木洋市議員、発言席に登壇願います。

[1番 鈴木洋市君 登壇]

○1番（鈴木洋市君） 1番鈴木洋市でございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、通告どおり一般質問いたします。大綱2点ございます。

まず1点目、道路維持管理体制の強化とICT活用について。

町内道路の不具合、特に住宅地における路面標示の消耗や亀裂・陥没、舗装の劣化は住民の安全安心な生活に直接影響を与える重要な問題であります。加えて、道路の維持管理は計画的かつ効率的な対応が求められますが、現状では町民からの通報や職員の目視点検等に依存している部分が大きく、情報の把握や対応に時間がかかることもあります。

また、他の自治体によっては住民がスマートフォン等で道路の不具合を簡単に通報できるアプリの導入により、迅速な対応が可能となっている事例もございます。こうした観点から、以下の点についてお伺いいたします。

1、町内道路の維持管理の現状について。

（1）道路点検や維持管理はどのような体制で行われているのか。また、点検の頻度や基準

はどのように定められているのか伺います。

(2) 過去5年間における道路の不具合に関する町民からの通報件数と、その対応状況を伺うものでございます。

2つ目としまして、住宅地における路面表示（停止線・横断歩道・区画線などですけれども）の修繕について。

(1) 路面標示の劣化に対する修繕・再塗装はどのような頻度、予算で実施されているのか伺うものです。

(2) 住宅地において、路面表示の不鮮明さが交通安全上のリスクとなっているが、重点的な対策の必要性についてどのように認識しているのか伺います。

3つ目、ＩＣＴを活用した道路不具合通報アプリ等の導入について。

(1) としまして、他の自治体で導入されている「道路通報アプリ」の活用状況を、町として調査・把握をしているのか伺います。

2つ目は、住民が簡便に道路の不具合を通報できる仕組みの導入を検討する考えはないか伺うものでございます。

大綱2問目、商工業事業者の国の補助金等に対する自治体独自の支援策について伺うものでございます。

町内の商工業事業者においては、原材料価格やエネルギーコストの高騰、人手不足、そしてコロナ禍からの回復等、依然として厳しい経営環境が続いております。国や県からは、様々な補助金・支援策が示されているものの、申請の煩雑さや情報不足、専門知識の不足から、特に小規模な事業者がこれらの支援を十分に活用できていないという実態がございます。

自治体として、国の補助金等を事業者が円滑に活用できるよう支援することは、地域経済の維持発展につながる重要な役割であると考え、以下の点について伺います。

町内商工業者の現状認識について。

1、町内事業所における現在の経営状況や課題について、町はどのように把握しているのか。また、国や県の支援策に対する活用状況をどのように分析しているのか伺います。

2、補助金等に対する申請支援体制について。

3、国や県の補助制度に対し、町として事業者への情報提供、相談対応、申請支援など、どのような取組を行っているのか。現在の体制に課題があるとすれば、どのように改善しようとしているのか伺います。

将来的な地域経済の持続性確保に向けたビジョンについて。

今後町として、地域経済の持続可能性をどのように確保していく考えなのか、中長期的な戦略や方向性を伺うものです。

以上の回答を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 第1問、道路維持管理体制の強化とＩＣＴ活用について。第2問、商業事業者の国の補助金に対する自治体独自の支援策について、回答を求めます。

寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは1番鈴木洋市議員の御質問、「道路維持管理体制の強化とＩＣＴ活用について」お答えをさせていただきます。

1点目の御質問、「町内道路の維持管理の現状についての（1）道路点検や維持管理はどのような体制で行われているのか。また、点検の頻度や基準はどのように定められているのか伺う」についてお答えをさせていただきます。

まず道路点検につきましては、建設課職員にて月に一度実施しております。道路パトロールという形で実施しております。基準については、道路補修が多い地点や過去に道路の雨水浸水と倒木被害があった箇所等を重点的に実施しているところでございます。

次に、1点目の御質問の「（2）過去5年間における道路の不具合に関する町民からの通報件数と、その対応状況を伺う」についてお答えをさせていただきます。過去5年間における通報件数は106件であります。106件です。対応状況は、105件について不具合を解消し補修対応済みであり、1件については現在対応を検討中であります。

次に2点目の御質問、「住宅地における路面表示（いわゆる停止線とか横断歩道・区画線）の修繕についての（1）路面標示の劣化に対する修繕、再塗装はどのような頻度・予算で実施されているのか伺う」についてお答えをさせていただきます。

御質問のとおり、町内では劣化で薄くなり始めている路面表示等も見受けられます。修繕頻度につきましては、要望等の連絡があり町で引き直し等を行うことが可能な場合は、随時実施しております。また予算については、現時点では計画的なものではなく、例年の実績をもとに頭出しで予算を計上しております。

次に2点目の（2）の御質問、「住宅地において路面表示の不鮮明さが交通安全上のリスクとなっているが、重点的な対策の必要性についてどのように認識しているのかを伺う」についてお答えをさせていただきます。

まず、路面標示のうち道路標識のある停止線や横断歩道の引き直しは、宮城県公安委員会の

管轄となり、基本的に町で実施することができません。そのため、交通安全協会各分会から要望をいただいた場合などは、町で引き直し可能な部分については塩釜警察署交通課と相談の上実施し、公安委員会が管轄の部分については塩釜警察署交通課に要望をしているところであります。隨時修繕を実施しても、経年劣化で不鮮明な部分が日々増えていく状況ですが、交通安全協会各分会の協力をいただきながら、計画的な修繕についても検討してまいりたいと思います。

次に3点目の御質問、「ＩＣＴを活用した道路不具合通報アプリ等の導入について。（1）他自治体で導入されている道路通報アプリの活用状況を、町として調査・把握をしているのか伺う」について回答をさせていただきます。

道路通報アプリの他自治体の状況については、インターネットや電話連絡などで確認し把握しております。また、国県でもアプリ導入をしており、近隣市町では利府町で導入している状況であります。

次に、3点目の御質問の「（2）住民が簡便に道路の不具合を通報できる仕組みを導入する考えは」について回答させていただきます。

現時点では、町独自の道路通報アプリを導入する予定はございませんが、宮城県のインフラ情報箇所を通報アプリを町のホームページで紹介するなど、住民が簡便に道路の不具合を通報できる仕組みを検証していきたいと考えているところでございます。

以上、1問目の回答にさせていただきます。

次に2問目の御質問、「商工業事業者の国の補助金等に対する自治体独自の支援策について」お答えをさせていただきます。

1点目の御質問、「町内商工事業者、事業者の現状認識について。町内事業所における現在の経営状況や課題について、町はどのように把握しているのか。また、国や県の支援策に対する活用状況をどのように分析しているのか伺う」についてお答えをさせていただきます。

御質問の町内商工事業者の経営状況や課題につきましては、中小企業・小規模企業者の支援団体である多賀城・七ヶ浜商工会さんが毎年実施されている景気動向調査に関する報告書の分析結果や、経営相談の状況などの情報により把握をしているところであります。令和6年度における調査結果では、特に物価や原材料の価格高騰、慢性的な人手不足などが事業の継続や拡大を大きく阻害する課題として挙げられており、地域経済全体への影響が懸念されております。

こういった状況から、事業者を対象とした国や県の支援策についても一定の活用がある状況等を把握しており、引き続き多賀城・七ヶ浜商工会さんや金融機関等との連携の下、町内事業

者に対して各種制度の周知や利活用の支援、地域活性化の促進に関係機関とともに取り組んでいるところであります。

2点目の御質問、「補助金等に対する申請支援体制について。国や県の補助金制度に対し、町として事業者へ情報提供、相談対応、申請支援など、どのような取組を行っているのか。現在の体制に課題があるとすれば、どのように改善しようとしているのか伺う」についてお答えをさせていただきます。

町では、国や県が実施しております各種補助制度に対し、町内事業者の皆様が円滑に制度利用できるよう、窓口となる多賀城・七ヶ浜商工会さんの協力を得て、連携しながら対応させていただいております。特に経営支援等の相談、各種補助申請、制度融資などにつきましては、商工会さんの担当者から制度の詳細な最新情報を提供するほか、伴走型の経営発達支援として経営分析セミナーの開催や巡回指導、窓口相談、制度融資の案内など、サポートを行っている状況であります。

御質問の支援体制の課題につきましては、コロナ禍により一時対面での相談対応ができない状況もございましたが、昨年度から商工会さんの経営指導員の方々が巡回訪問等を強化され、対応できているとの報告もございます。引き続き、専門的な知見を有する商工会さんの経営指導員の方々より、事業者の経営安定や事業承継などのアドバイスや助言、支援等について連携を高めてまいりたいと考えているところでございます。

3点目の御質問、「将来的な地域経済の持続可能性確保に向けたビジョンについて。今後、町として地域経済の持続可能性をどのように確保していく考えなのか、中長期的な戦略や方向性を伺う」についてお答えをさせていただきます。

町では、将来的な地域経済の持続的発展に向け、七ヶ浜町中小企業・小規模企業者の振興に関する条例の基本理念に基づき地域経済の活性化を図り、もって町民の生活の向上に寄与するため、支援団体である多賀城・七ヶ浜商工会さんや関係機関からの御意見等を踏まえ、策定している七ヶ浜町中小企業・小規模企業者振興基本計画、現在令和6年度から令和10年度までの計画でございますが、この計画に掲げる地域の資源を生かした産業振興や事業承継、創業支援などの中長期的な取組を進めてまいります。

町内事業者の経営基盤を強化するためには、地域全体で支え合う仕組みづくりが重要であり、引き続き多賀城・七ヶ浜商工会さんや関係機関の皆様との連携を密に、社会変化に対応できる改善や工夫を重ねながら対応してまいりたいと考えております。引き続き町内事業者の皆様の成長発展、及びその事業の持続的発展と地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。

すので、御理解をお願いいたします。

以上、鈴木洋市議員の一般質問への回答とさせていただきます。

〔町長 寺澤 薫君 降壇〕

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○1番（鈴木洋市君） では、まず1問目から再質のほうに入らせていただきます。

まずは、点検に関しては職員が月1度パトロールということで御回答だったと思います。舗装修繕計画のほうにも載っているとおりだと思うんですけれども、こちらの計画に関しましては全く否定するものでもなく、現在も縦断道路の工事も入っていますので何ら問題はないんですけども、ここで1点お伺いしたいのはこの点検に関しては車道のみの点検をされているんでしょうか。歩道の点検等はどうのようにされているのか、お伺いします。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君） 車道の点検だけではなく、歩道の点検も車道と一緒に回っております。

以上です

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○1番（鈴木洋市君） そうしますと、その間路面表示の点検も行っているという認識でよろしいですか。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君） 議員のおっしゃるとおりです。以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○1番（鈴木洋市君） 承知いたしました。

2問目の再質です。5年間で106件、うち105件は対応済みということでいただきました。大体年間20件前後のことだと思うんですけども、この中に特に多い具体的な不具合の例というか、例えば「穴が空いている」だとか「段差」とか、そういういったものがあれば特に多いものを教えていただけますか。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君） 特に多いのは道路のへこみとか、あと部分的にクラックが入ったり、そういういたものについてはレミファルトとか、あとクラック補修についてはタールのようなものを流して対応しております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○1番（鈴木洋市君） 時と場合にもよるでしょうけれども、大体平均して通報から何日ぐらい修繕にかけている状況でしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君） その補修の状況によりますので一概には言えませんが、大きなものだと2か月とか3か月かかる場合もあります。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○1番（鈴木洋市君） 二、三か月というと、相当大きな工事かと思われるんですけども。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君） どうしても業者を決めるのに、大きなものだと1か月ぐらいかかったりするので、その間はコーンを立てたり立ち入らないような形で対応しております。長期のものであれば、本当にすぐ業者さん決まれば1週間とかそこら辺で補修とかはできるし、また職員でもレミファルトであれば直せるので、その日のうちに直せるものであれば直したりという形で管理しております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○1番（鈴木洋市君） それでは、2問目に移らせていただきます。

住宅地における路面表示劣化修繕の頻度と予算ですけれども、こちらは「要望があったら対応」ということで理解はしております。ただ、消えかかっている道路表示等は、特に団地の中なんですかとも至るところで今散見されております。今までに建っていなかった、以前は建っていなかった場所に家が建ったりとか、見通しの悪くなっている場面も増えている状況なんですけれども、今行っている実施の状況は十分な対応とお考えなんでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 住宅地で薄くなっている部分につきましては、過去に自分たちで引いたものが主なものでございます。そちらのほうですけれども、警察署のほうとお話をさせていただきましたところ、それは好ましくないことであるということで制限を加えられております。

ですので、その薄いところも警察署のほうと相談の上引くんですけれども、今のように停止線「止まれ」というのは制限されております。こちらは、公安委員会でなければいけないとい

うことになってございますので、町で引けるものではございません。ですので、よくお見かけすると思いますが、ドット線（点線）とあと「止まる」という表示に我々が引いたところはなってございますので、その辺を御理解いただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○1番（鈴木洋市君） あくまで、表示の仕方が制限されているという認識でよろしいですね。「引いては駄目ですよ」の認識ではないということで、間違いないですか。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 先ほど回答いたしましたとおり、相談をさせていただいてございます。相談をさせていただいて、「引いてはいけない」となった場合は引けないことになってございますので、なるべくであればこちらとしては「止まる」でやらせてくださいというお願いはさせていただいております。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○1番（鈴木洋市君） 相談は、警察のほうに相談ということですよね。相談して、「止まるでいいですよ」と言われて、それが駄目な場合はそこは引けなくなるということの認識なんですか。それは、そこに住んでいる方々なりが危険だと判断をして今までも引いていると思うんです。それを、「今の現状は大丈夫だ」と判断をされる、警察がそう判断されるという認識でよろしいんですか。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 実は日曜日、塩釜地区交通安全協会七ヶ浜支部の総会がございました。その際にも、会員の皆さんから特に団地内とかの停止線が劣化しているというか、薄くなっているので「何とか引けないか」「町で対応できないのか」というふうなお話もございまして、その席上に塩釜警察署の交通課長さんも同席していて、交通課長さんにも回答いただいたんですが、場所によって相談をいただきたいということもあるんですが、基本的には町が勝手に停止線等とかを引くのは駄目だと言いますか、「御相談ください」ということなんですね。

できれば、町としても安全のために少なくとも白線で実線を引きたい思いなんですけれども、「なぜできないのか」というふうなことで、ただ「相談ください」ということなので、そういう危険箇所等を防災対策室のほうでも把握しておりますので、そういったことも含めてさらに塩釜警察署と相談してまいりたいと思います。地元の交通安全協会からも、要望はされております。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○1番（鈴木洋市君） 安全のために、引き続き訴えていってもらいたいと思います。

次のところにつながるんですけども、まず白線の「止まる」の表示に関しては、住民の方々からも「要望は出しているけれども、全然進まない」という意見が多く聞かれます。「そこが特に危険だ」という声も聞かれております。

またこれは事例としてですけれども、通勤時間帯と通学の時間帯というのはどうしてもかぶっている時間帯があります。通学路になっている場所を抜け道として通ってくる車もいて、危険である。「せめて徐行の表示ぐらいしてほしいな」という声だととか、そういういたるものも聞こえております。

また先月5月ですけれども、謡の団地内で実は接触事故が起きております。車と自転車だったんですけども、大事には至らなかつたのであれなんですけれども。ただ、近隣の方によると「同じ場所で頻繁にというか、何回もぶつかっているよ」と。そこも薄くはなっている、車側がの最徐行できたため軽傷で済んだんですけれども。

結局分かっている、そこに住んでいる人は危険箇所も分かっていて危険予測もするんですけども、先ほどの抜け道で通るとかそういった方々からすればただの道路でしかないので、そんな危険予測もできない。結局、町内にこのぐらい危ない箇所というのはあるんですよ。それは、住民のほうから声が出ている。要望を出すけれども動かないというのは、住民からしても納得がいかないわけですね、危ないだけ危ないと。危険性を認識しているのであれば、しっかりと高齢化社会に対応した形で、もちろん小学生・子どもたちもそうですけれども住民に優しい道路管理体制の構築、これが最重要的課題ではあると思います。

先ほど、計画的な修繕も検討しているということではございますけれども、定期的な点検と計画的な修繕は必要不可欠だと思いますが、改めていかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 先ほど町長の答弁にもございましたが、まず交通安全協会の各地区の分会の方々の御協力をいただきながら、もう一度危険箇所の洗い出しを行いたいと思ってございます。それに伴いまして、修繕の計画のほうも立てていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○1番（鈴木洋市君） 続きまして、3番のICTのほうに移らせていただきます。

状況としては使用している自治体を把握しており、利府町でも導入しているということで。私の調べた仙台市のほうでも、早くから導入されていると思うんですけども、「フィックス

マイストリート」とかという専用のアプリなんですけれども、ストリートジャパン。導入費用が非公開になっていまして、私いろいろ調べたんですけどもなかなか見つけられなかつたんですが、あるところによると一般的なシステムの導入に向けた開発費用は、もちろん自治体の規模にもよるんですけども数百万円からもしくは数千万円までかかると。ランニングコストも、年間数百万円と言われているということで、うちの町はそぐわないなという認識はしております。

そこで今全国でも、私が見たやつは90市町で取り入れている、ラインを活用したこういった通報システムの件でございます。宮城県ですと、名取市のほうで活用した通報システムの実証事業を行っている。こちらも、先に説明したアプリと同様だと思うんですけども、市民の方が道路や公園・市の公共物の異常を発見した際にラインから写真、そして位置情報を送信して通報できる、通報手段の多様化と市民の利便性向上が期待されている。こちらも導入費用がオーブンにされていないので、はつきりとした数字は示すことができないんですけども、先ほどの専用アプリよりは安価で導入ができるのではないかというふうには思っております。こういったシステムなんですけれども、先ほど関係団体・町・警察・交通安全協会そして町民、これが一体となって取り組めば導入は可能なんではないかなという考え方でございます。

例えば、先ほどの消えかかった道路標示の件ですけれども、「どこの箇所がどう」とかよりも「どのエリアに何か所ある」、そういった情報の収集に利用することでまとめた形で要望書を出すことができるのではないか。そのことによって、修繕にかかる費用も抑えられるんではないかということでございます。

またガードレールや歩道の不具合、歩道のない箇所や縁石が高い箇所、通学路において特に通学時間帯の危険箇所を把握し対応するには、この時間目にする地元の方々が必要です。地元の方々が「ここが危険です」という把握をして、通報をしてくれる。また公園の危険箇所、フェンスや遊具なども住民の方々のほうが目が行き届く、こういった利点もございます。

先ほどの鈴木 博議員のU字溝の件もですけれども、交通安全プログラムですとかこういったところでも活用できれば、先ほどのやり取りを聞いていても「危険です」「じゃあ、もう一回確認します」、またそこで時間がかかる。であれば、こういったものを使えば、こういったことがクリアになるんじゃないかなというふうな考えがございます。

今挙げただけでも、担当課は多岐にわたってくると思うんですが、これらの情報を庁舎内で共有することで、職員の方々はより町の状況を知ることが可能となり、住民サービスの向上につながっていくものと考えます。

あともう一点言えば、町民にとっては町道であっても県道であっても、道路は道路なんですよ。不具合があれば、危険があれば対応を求めるんですね。先ほどおっしゃっていました宮城県のインフラ異常箇所通報、多分こちらだと思うんですけれども、これは本町でも登録していると伺っております。これを、先ほど「ホームページに載せて」ということであったんすけれども、であればラインでいただいた情報がもし県の管轄なんであれば、町のほうからまとめて上げてやればそれで時間も短縮されますし、情報もしっかり発信できるんじゃないでしょうか。

なお、通報を受けた事案の進捗状況、先ほど5年間106の105、それも随時解消した時点で例えば月に1回でもいいですし半年に1回でもいいですし、そういうことを情報開示することで、住民の安心につながっていくんではないかと考えております。こちらのICT活用によって職員の負担軽減、そして町民の協働による迅速な道路管理が実現するのではないかと考えるんですけども、改めてこのシステムの導入を検討する考えはないかお伺いします。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君） それでは、お答えします。

議員さんのおっしゃるとおり、エリアで考えたりそういう情報を集約するっていうのは非常にいい考えだと思いますし、今後参考にさせていただきたいと思います。

ただデメリットといいますか、ほかの市町村から聞いたことなんですけれども、利府町さんからとか聞いた話なんですけれども、情報が通報者から一方通行であり、情報の精度が低いと場所の特定に苦慮してしまうことがあるというか、撮った画像がどこなのか分からないとか、地図を間違って押してしまってどこか分からないというような話もあるようなので、その辺を考えながら今のところはシステムについては考えてはいないんですけども、他の市町村の状況を参考しにしながら先ほど議員さんが言ったように関係各課と協議していきたいと思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○1番（鈴木洋市君） すみません、次行こうと思いましたけれども。

「撮った場所が分からない」、位置情報を写真で送れます。それは解消できます。利府町さんを私見てないのであれなんですけれども、恐らくラインとかではないと思うので。恐らくですけれども、最初登録したりとか氏名、あとアドレスとかそんなものを多分入れて、県のやつと一緒に思うんですけども。

もちろんそれを導入するのであれば、それなりに多分財源が必要なってくると思うんですけど

れども、なのであえてラインのほうで私のほうは提案させてもらったので、ぜひ前向きな検討というか、導入に向けた検討をお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君） 先ほどの回答と同じになりますが、今後関係各課と協議していきたいと思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○1番（鈴木洋市君） では、大綱2問目の1番から再質問という形を取らせていただきます。

経営状況の把握等に関しては、先ほどありました商工会の動向調査等ということで御回答いただいております。そのとおりなんですが、実際の経営状況というか小規模の事業者さんたちは、コロナ融資の返済が始まつて資金面での苦慮、あと後継者不足による廃業を余儀なくされるという方もおります。それに絡めて言えば事業承継問題、比較的原材料高騰とか人材云々というのは、これは中小でも大企業でも多分同じようなあれなので、小規模が特に困っているのはそういうところ、ぎりぎりの資金面というか融資返済が滞りがちになるという部分もあることを、まず認識していただきたいと思います。

あと商工会の会員、経済センサスとかでも出ている大体450のうちの7割が会員でそれとも、3割の方は非会員なので実際その方々が本当に困っている声というのは、恐らくどこにも届かないものがあるのかなと。そこで町としてそういったところまで、事業者の現状を知るという取組をしているのかということを、お伺いしたいです。というのも、先ほど出てきました基本計画、計画的に講すべき施策の重点施策にもあります。中小企業・小規模企業者の実態調査、「実態に即したより有効な中小企業・小規模事業者対象の施策を打ち出す必要がある」と、これにも書いてあります。じゃあ、今何をやっているのかというのをお伺いしたいです。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 御質問いただきました実態調査でございますが、先ほど町長の答弁にもございましたように商工会さんでやっている景気動向調査、この中の私は多賀城市の担当と一緒にこういった伴走型の会議等にも出席させていただいておりまして、調査内容の確認だったり項目の確認だったりということで携わっております。

この中でも触れていただきたいという部分もありますが、商工会さんでやっている調査自体の回答率も低い状況にあります。一旦コロナ禍で対面の相談が難しかったということで、コロナ明けに経営指導員の方が戸別訪問でいろいろ聞き取りをしているということで、今後もそ

ういった形での拾い方をさせていただければなというふうに考えてございます。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○1番（鈴木洋市君） では、2点目の補助金等に対する申請支援体制。恐らく、これも商工会さんを窓口にという形になっていることと思います。先ほど言ったように、要は会員以外の方々にとってはその窓口がどこになっているのかも分からない状況、また小規模事業者は売上げ規模や業種の特性から国や県の方の補助金の要件に合わず、対象外になるケースもございます。そういうた、要件に合わないけれども必要としている事業者への支援や申請手続の負担軽減に向けて、町独自としての支援策を講じる考えはございませんでしょうか、お伺いします。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 現在、商工会に加盟されている以外の中小企業の方にも様々な振興支援（融資制度でございますが）の活用は可能ということで、対象化されております。

件数だけになるんですが、実際町内のそういうた様々な業種の方が、昨年度ですと新規で6件の融資を御利用されたケースもございますので、引き続き直接御相談があれば手続等の御案内であるとか、例えば商工会さんの指導が必要であればそちらの御案内もさせていただいているところでございます。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○1番（鈴木洋市君） 引き続き、その支援はお願いしたいところでございます。であれば、窓口がここにあるということをしっかりと周知していただき、分かるようにしていただければ、もっと相談したい方が来れる状況になるんではないかと思いますので、その辺はお願いしたいと思います。

では3番目、将来的な地域経済の持続性確保に向けたビジョンということで、先ほどは事業承継、あとは創業支援等も含めてしっかりと計画に基づいてやっていくことの回答でございました。

創業支援策、あえて事例として隣の多賀城を挙げさせていただきます。多賀城市では、創業支援事業として「多賀城みらい塾」を昨年から開催しております。こちらは創業を希望する方や、これは創業者だけじゃなくて事業者のほうも対象として、創業準備から経営が軌道に乗るまでを一貫して支援することで、産業に新たな価値をつくり出すことを目的として「創業セミナー」「創業スクール」「各種相談」、あと「ビジネスのマッチングイベント」など多様なプログラムが用意されている支援事業でございます。また創業支援補助金として、新たに創業

する者に対して補助率80%・上限100万円の補助も市独自というか、市からのお金で出しているという事例もございます。

だからといって、別にこれをまねしてくださいとかという話ではございません。結局創業したいという方が、じゃあ多賀城さんは創業支援、もちろん事業計画とかを立ててしっかりと採択をもらった上での上限100万円なんですけれども、多賀城はそういうのがある。七ヶ浜は何もない、創業したい方だったら多賀城のほうに行っちゃいますよね。結局、そういうところなんですね、

なので、別にこれと同じ状況をつくるわけではないんですけれども、七ヶ浜は七ヶ浜に合った創業者を呼び込む支援策というものを構築していくかないと、そこで現在やっている後継者不足で悩む方との例えればマッチングをさせて事業を引き継いでもらうとか、そういったものを町主導の政策というかそういったもので行うことができるかというふうに思っております。そういう意味で、創業支援策に関して新たな町の政策が必要と考えますが、今後検討していく考え方をお聞かせください。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 今、多賀城でもそういったことをやっているというふうなことで、商工会が一つのものですからそういった部分は同じなのかなと思ったら、そういった部分ではまた違う支援ということなんですが、その辺の状況も見まして町としても検討してまいりたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○1番（鈴木洋市君） 最後に、町内事業者が持続的に活動できる環境の整備、これは必須でございます。町内の小規模事業者の持続的な発展、それは地域経済の基盤の強化に直結する重要な課題でございます。

先ほど、質問の3点目で「方向性を」ということの質問をした際に、「どこかの商工会さん等」という形の言葉が先だって出てきますので、やはり町としての方向性をしっかりと示していただいて積極的な支援強化、また町民の暮らしを支える地域経済の担い手である創業者、そういうものをしっかりと守る体制づくりを構築すべきだと考えるところであります。

最後に、町長のお考えをお願いします。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 「商工会頼り」というようなところがございますのは現実でございまして、小さな町が経営指南ができるかというと正直なところなかなか難しい。経験値であったり、

そういう実務であったりというような部分もありますけれども。私が懸念しているのは、今ネット社会ということでキャッシュレスがどんどん進行していく。そして、物流とか商行為がどんどん変わっているというふうな部分では、今後そういった対応も含めて町内のそういった商工業者さんへのいろいろな研修とか勉強会とか、そういったことも含めてぜひ多賀城市とタイアップしてやりたいと思いますので、その辺は多賀城商工会さんのプロの視点、あとは公認会計士とかいろいろな専門家の方もおりますので、そういったことも含めて一緒にやっていただけるのであれば一緒にやっていただける、そういったことをお願いしてまいりたいと思います。

逆にそういうことも含めて、七ヶ浜も多賀城も同じ圏域として、これからそういった商工業者さんの振興に努めてまいりたいと思いますので、方向性だけは前向きに考えたいと思っております。

○1番（鈴木洋市君） 終わります。

○議長（安倍敏彦君） ここで暫時休憩いたします。午後4時35分より再開いたします。

午後4時24分 休憩

---

午後4時35分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

次に、6番鈴木恵子議員の質問を許可いたします。鈴木恵子議員、発言席に御登壇願います。

〔6番 鈴木恵子君 登壇〕

○6番（鈴木恵子君） 6番、日本共産党の鈴木恵子です。

ただいま議長の許可をいただきましたので、1点について伺います。

質問は、学校図書室に学校司書の配置を求めるものです。

学校図書室は学校図書館法に規定されており、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養を育成することを目的とされています。

学校図書館法の目的からすれば、登校日はもとより長期休業日等にも学校図書室を開館し、児童生徒に読書や学習の場を提供するための体制づくりが自治体に求められていると考えます。

そこで、以下4点について伺います。

1、図書室が開かれている頻度と時間帯はどのような状況か。

2、令和元年から5年間の児童生徒の貸出し数と、1人当たりの冊数についてどのような状

況か。

3, 令和元年から5年間に支出された図書購入費の金額と冊数について、どのようになっているか。

4, 学校の図書室に学校司書を配置する考えはないか。

以上の回答を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 学校図書館に学校司書の配置をについて、回答を求めます。大槻泰弘教育長、御登壇願います。

〔教育長 大槻泰弘君 登壇〕

○教育長（大槻泰弘君） それでは、鈴木恵子議員の御質問、「学校図書館に学校司書の配置を」についてお答えをさせていただきます。

1点目、「図書館が開かれている頻度と時間帯はどのような状況か」についてお答えをさせていただきます。小学校については業間の休み時間と昼休み時間を中心に、そして中学校については週2日及び隔週の月曜日、昼休みの時間に開放をしております。

2点目、「令和元年から5年間の児童生徒への貸出し数と、1人当たりの冊数は」についてお答えをさせていただきます。令和元年度から令和5年度の貸出し数については約17万冊で、1人当たりの貸出し冊数は約25冊となります。

3点目、「令和元年から5年間に支出された図書購入費の金額と冊数について」お答えをさせていただきます。令和元年度から令和5年度の図書購入費の金額は約570万円で、約3,000冊購入をしております。

4点目、「学校の図書室に学校司書を配置する考えはないか」についてお答えをさせていただきます。学校司書の配置につきましては、学校図書館法に学校図書館の運営の改善や向上、利用促進に資するための配置の努力義務として規定をされてございます。本町では、小学校3校に1人、中学校2校に1人配置している事務補助員の活用や、それぞれの学校の工夫により学校図書館の運営を行っており、現状としては学校司書の配置は考えてございません。

以上、鈴木恵子議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔町長 寺澤 薫君 降壇〕

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○6番（鈴木恵子君） それでは、図書室が開かれている頻度のことを踏まえて、再質問をいたします。

12月会議で佐藤直美議員が質問したんですけども、そのときのデータでは「全体予算との

兼ね合いから毎日開かれない」という答弁がされたんすけれども、この「毎日開館している」、しかも「業間と昼休み」「放課後はやっていない」、そういう図書の在り方についての判断というか理由は、どのようにされたのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稻妻和久君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

図書館の開く時間とかにつきましては、学校の先生の配置というか工夫によって可能だったりというようなところがありますので、それぞれの学校で若干教員の数とかで違ってございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） じゃあ、もう一回質問して。鈴木議員。

○6番（鈴木恵子君） その経緯と理由が先生の工夫でされているということで、この開催状況になっているということですか。

○議長（安倍敏彦君） もう一度質問ですって。鈴木恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） 図書室の運営は毎日、本当は学校がスタートした時点から終わるまで図書室は開いていてよというのが、目標になっていますよね。それなのに、今やっているのは業間とか昼休みとかにやっている。そのほかは、先生のやりくりでやっているんだと。あと、それから中学校にあっては週2回、各種昼休みとかというふうな形で毎日ではない、それでよしとしている理由は何なんでしょうかということなんです。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稻妻和久君） 大変失礼しました。ありがとうございます。

図書館の運営につきましては、学校のほうで計画に立てておりますとおり図書館の開放日を決めてございまして、そういった事情によって開放はされているということで承知しております。例えば松ヶ浜小学校ですと月曜日から金曜日の休み時間に図書委員会の児童が貸出し活動をやっているというようなところで、それぞれの学校の状況に応じて開催しているということでこちらでは認識しております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） いや、なぜそうなっているんですかということ。

○教育総務課長（稻妻和久君） なぜかというところは。

○議長（安倍敏彦君） なぜ毎日開けられないのかとか。

○教育総務課長（稻妻和久君） なぜかというところは、学校の事情によるものだというふうに

思っております。

○議長（安倍敏彦君） 大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君） 小学校3校に1人ということ、それから中学校2校に1人というのは1人の人間を3つに分けられないわけで、曜日ごとにそれぞれ配属するような形になります。そうするとそこの間に、学校には図書教諭というのが配属されているんですが、担任が兼ねていることがほぼなんです。そうすると担任がいると、子供を業間とか休みの時間に開けられないという切実な状況があり、図書館に張りつけられないんです。

それで、学校によっては図書委員会というものが5年生・6年生にあって、子供たちを中心に張りつけたりというような工夫もあるんですが、これがなかなか混乱する要因にもなってきて、なかなか運用的にはうまくいかない部分もあるというような状況です。

そんな中で授業の中で担任の先生が、常に開けられないものだから子供たちを国語の読書の時間に連れていって、「自分が読みたい本を選びなさい」といて担任の先生がまとめて全部貸出しするからという形でやっているクラスもございます。だから、業間に開けていないので使っていないかというと、授業の時間で工夫しながら使っているという状況が現状でございます。

ただ、そういう中で工夫しながら進めていくという状況だということを、御理解いただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○6番（鈴木恵子君） 要するに、人が足りないんですよね。まず予算のところでは、平成7年頃までは「図書係雇上賃金」という形で、きちんと図書係のための雇上ですよということで位置づけていました。それから、その前平成7年頃なんですかけれども、各学校に図書委員が、平成7年度は「図書係雇上賃金」ですね、そういう形でやっていたんです。そういうふうに、人が各学校に配置されていたんです。

平成30年も、「図書事務員」という名目で予算化されていました。それが、途中から会計年度職員という形で何だか分からなくなってしまって、図書室の運営ができなくなってしまった。やりくりはいろいろやっているけれども、やりくりができなくなって、令和5年からは小学校に1人、中学校に1人、そして運営しているというふうな現状に至っているということが事実なんですよね。金がないから、人が雇えないというところであるんですけども。

それでは、2点目に移ります。令和元年から令和5年間の生徒への貸出し数ということでは、

平均1人25冊とありました。令和7年頃、私の子供たちが在学中の経過なんですけれども、小学校では1人当たり30.9冊になっていますね、成果で見ますと。それから、中学校では平均で14.5冊、このときは七中は29.8冊です。向洋中は5.6冊という形で、結構今よりも子供たち借りていましたね、図書の本を。こういったところで比較しますと、最大限自由に利活用できるような図書室とはかけ離れている現状だということ、いつでも気楽に「学校が終わったら図書室に行ってちょっと休んでみるか」というふうなところのできない状況の結果、図書のあれが少なくなったというふうに捉えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君） 鈴木議員のおっしゃるとおりで、なかなか難しい状況も現場にはございます。ただ一方、デジタル化ということがあって書籍もデジタル化が進んできています。一般的な認識として徐々に紙媒体のものが意識から離れていく傾向があることも事実でございます。

そういう中で、先ほどの私の答弁ともつながってくるんですが、デジタル化が進んでいったから紙媒体の図書が必要なくなるのかというと、そうではないというふうに思ってございます。そこはそこで非常に大切だし、それから、寝る前とか夜携帯でデジタル書籍を読んでも、ブルーライト等で睡眠がよく取れなかったり、落ちつきがないところにつながっていくなんていうこともあるって、紙媒体の再確認みたいな動きも出てきておりますので、その時代の流れの中で少しずつこういう流れがあるかもしれません、私の中では先ほどお話ししたとおりデジタルとアナログのバランスを取る時期がやってきているんじゃないかなというふうに思ってございます。

聞くところによりますと、市町村にある図書館の設置もそれぞれ少しづつ廃業という言い方じゃなくて閉じていくような傾向があって、なかなか紙媒体離れが促進されている状況の中、学校の図書も今こういう状況になってございますが、これから改めて見直しながら必要に応じて、子供たちの様子を見て考えていきたいなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○6番（鈴木恵子君） 確かにそうですね、今は本当に情報があふれている。そういう中で子供たちは、私なんかはアナログ人間なのであれなんですけれども、子供たちはそういうあふれている状況の中で生きていかなきやならない、情報リテラシーを育む重要な場所でもあるわけですね。きちんと必要な情報、それを活用する力をつくる、力をつけていかなきやならない場面に、図書室というのは位置づけてあるんじゃないのかなというふうに思われます。ぜひ、再検

討をお願いしたいと思います。

それでは、第3点に移ります。図書購入費の予算の件なんですけれども、図書購入に当たっては司書教諭の意見とか児童生徒たち・子供たちの要望も踏まえての、図書の冊数と種類になっていますでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 皆様に御連絡いたします。会議規則第9条で会議時間は午後5時までとなっておりますが、第9条第2項の規定により会議時間を延長して行いますので、よろしくお願いいたします。

では、教育総務課長。

○教育総務課長（稻妻和久君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

図書の購入についてということでございます。要望ということでございますが、そちらは児童生徒の意見を聞きながら購入というふうになっているものと認識しております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○6番（鈴木恵子君） そして図書購入費につきましては、児童図書購入代は平成7年度は161万8,000円だったんです、予算計上。そして、令和6年度は51万1,000円なんです。31.6%まで減額しているんです、毎年減らしているんですね。そして、生徒のほうは平成7年度は201万8,000円の予算計上でした。そして、令和6年度は41万7,000円、何と20.7%まで減っているんです。こういうのは、何か目標を設定して減額する計画があるのでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稻妻和久君） ただいまの質問についてお答えいたします。

予算の計上につきましては、基礎額プラス児童生徒数に単価を掛けまして、それで予算化というふうにしております。でありますので、児童生徒が少なくなれば若干少なくなっていくというようなことはあろうかと思います。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○6番（鈴木恵子君） 児童生徒数は、その当時から比べると児童では44%減です。中学生は、50.8%減です。それ以上に、図書のあれが減っているということは、そういう計算でこの金額になっているということなんですか。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稻妻和久君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

今私がお話ししたのは、令和6年度・令和7年度のことです。それとありますと、今のような形になろうかと思います。

○議長（安倍敏彦君） もう一回、きちんと答えてください。教育総務課長。

○教育総務課長（稻妻和久君） 令和6年度の予算、小学校でいきますと予算ベースで51万4,000円になっているかと思われます、令和6年度は。そして、令和7年度につきましては51万1,000円予算化されているというふうに思います。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） まだ答えていないので、もう一回ちゃんと分かるように。分かっていないから、質問したら。

もう一回、時間止めてくださいね。

○6番（鈴木恵子君） 要するに、毎年計画的に減らしているということは、これは毎年なんですよ。児童の図書購入代も生徒用の図書購入代も。昔は先生用の図書もちゃんと位置づけられてあったんですが、そういうものはいつの間にかなくなってしまったんですけども。そういうふうになっているということは、計画的な金額なんですか。それとも、こういう目標を求めて「ここまで減らすよ」というふうな、何か裏計画があるんですか。

○議長（安倍敏彦君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） 予算の話なので、予算編成時にどういった検討をしているかというようなことについて、申し上げたいというふうに思います。それについては、私のほうで回答申し上げたいと思いますけれども。

生徒1人当たり、今数字についてはあれなんですかけれども、積算基礎としては生徒1人当たり何百円なり何千円なり、そういう形で掛けるたしか4月1日の予定の生徒数、そういう形で予算化しておりますので、その年度によっては若干生徒数が変わった分だけ増えたり減ったりしているというようなことでございます。

ただそれは例えば平成何年かとか、ずっと前にはある程度の額を置いていました。例えば300万円とか500万円とか、そういう額を置いていたんですけども、その後交付税での措置の仕方がかなり変わってきたので、それに合ったような予算の措置の仕方ということで、見直しした時期があったんじゃないかなというふうに思うんですけども、それについては急に減ったかどうかということは分かりませんけれども、現在の予算編成においては生徒1人当たりこのくらいの額で、全体の生徒数を掛けてそれを予算化しているということで御理解いただきたいというふうに思います。

毎年変わるのは、そういったことでございます。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○6番（鈴木恵子君） 子供が少なくなったから、図書の種類とか数とかを減らしていいという問題でしょうか。情報は関係なく、どんどんどんどんいろいろな形で出てきます。だからそういう面では、そういう単価計算があるからそれに基づいて予算化しているというふうに、単純には割り切れないところがあると思います。

じゃあ次4番、学校の図書室に学校司書を配置する考えはないかについての再質問です。

先ほども言いましたけれども、前は「図書係雇上賃金」として置いていました。その後、「図書事務員」として置いていました。そして「会計年度職員」になったら、ごちゃごちゃとして何だか分からない間に事務量だけが多くなって、図書室が「このぐらいでやりますよ」というふうなやり方で経過してきています。

本来ならば、学校図書資料の選択・収集・提供、子供の読書活動に対する指導、さらには図書室の利用計画に基づいて、これはもちろん校長がリーダーになって司書教諭とともにつくりしていくものでしょうけれども、実際運用するには学びをサポートしていく学校司書というものの配置が大きいと私は思うんです。それについては、今度は人事予算ですね。人をどうするかという、どうでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） 私が回答してよろしいでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） どうぞ。

○副町長（平山良一君） じゃあ、私のほうから回答申し上げたいと思いますけれども、決して予算編成時に図書係、そういったものを削ったというふうな記憶は私にはございません。査定したという記憶はありません。

ただその前に、図書係とかそういったことは名称としては置いていたんですけども、実際には図書係とかそういったことではなくて、会計年度職員が何名その学校に必要だというような査定を行った上で、何名というふうなことで配置していたというようなことでございます。ただそのときには、図書のほうの仕事が多いからというようなことで、名称としては予算書にはそういった形で名称を載せさせていただきましたけれども、いろいろ協議した結果実際には図書の事務ということはそんなにないんだというふうなことを現場のほうから聞きましたので、じゃあ名称を変更しようかというようなことで、どちらにも仕事をしていただけるような形というようなことで会計年度職員の採用というふうな名称に変えたものでございます。決して図

書係を減らしたとか、そういう意味ではございません。

教育関係の予算につきましては、現場の話をよく聞いた上で措置をしているというふうな自覚がございますので、名称が違ったからということで現場の話を聞かないで予算化をしたというようなことでございませんので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君） 大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君） 教育長という声が聞こえてまいりましたので、私のほうからも話をさせていただきます。

鈴木議員と全く同感で、知的財産の図書というものは大事にしていきたいというふうに思っております。私自身もどちらかというとアナログ人間で、本が大好きな人間でございます。その中で、子供たちの意識がだんだんデジタル化のほうに向かっていって、意識が離れていくという現状がございますので、その中で図書を見直ししていくような機会を多く持つていただきたいなというふうに思っております。

その延長線上で先生方の意識、子供たちの意識を見ながら、これから活用というかさらに積極的な進め方、推進について研究していきたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○6番（鈴木恵子君） 大変心強いお話を聞きました。また、副町長からは現場の要請に応じて人をちゃんと予算化するということもお話を聞きました。ですから、将来を担う子供たちのために大切な図書室で育つという、図書だけじゃないんですけれども宝なんですね、子供たちの学びというのは。そのためにもぜひ町独自の予算措置を、連携しながら図書室が毎日開かれるように進めていってほしいと思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） 私の答弁の解釈の仕方に、錯誤じゃないですかちょっと違った解釈をしたんじゃないかなというふうに思われる部分がありますので、私も一度答弁をさせていただきますけれども。決して図書係を、1人工なり2人工を必ず予算化をするというふうなのは答弁を申し上げたつもりはございません。

例えば零点何人工だったり、そういうことになる可能性がありますので、ただ図書係の予算をまるで排除したというふうなことでございませんので、勘違いをなさらないようにお願いしたいというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○6番（鈴木恵子君） 経過の中で、臨時職員という形で学校に必要な人の配置もしていた経過がありますよね。そういう意味では、現場の必要性を一步でも二歩でも改善する方向で、人を育てるというのは人なんだと私は思います。  
というところで、以上です。

---

○議長（安倍敏彦君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声がありますので、異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

明日6月4日午前10時より再開をいたします。

御苦労さまでした。

午後5時07分 延会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和7年6月3日

七ヶ浜町議会議長

署名議員

署名議員

令和 7 年 6 月 4 日 (水曜日)

七ヶ浜町議会定例会 6 月会議会議録

(第 2 日目)

令和7年七ヶ浜町議会定例会 6月会議会議録第2号

---

令和7年6月4日（水曜日）

---

出席議員（13名）

1番	鈴木洋市君	2番	鈴木篤君
3番	佐藤信輝君	5番	鈴木博君
6番	鈴木恵子君	7番	佐藤直美君
8番	熊谷明美君	9番	佐藤壯一君
10番	遠藤喜二君	11番	岡崎正憲君
12番	歌川渡君	13番	仁田秀和君
14番	安倍敏彦君		

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町長	寺澤薰君
副町長	平山良一君
総務課長兼デジタル推進室長	藤井孝典君
防災対策室長	石井直紀君
企画財政課長	青木ゆかり君
税務課長	遠藤衛君
町民生活課長	宮下尚久君
まちづくり振興課長	鈴木昭史君
建設課長兼復興推進室長	阿部豊則君
国際村事務局長	我妻幸弘君
子ども未来課長	菅井明子君
健康福祉課長	関本英児君
長寿社会課長	沼倉隆弘君

会計管理者	鈴木正実君
上下水道事業所長	後藤謙一君
教育育長	大槻泰弘君
教育総務課長	稻妻和久君
生涯学習課長	遠藤弘次君

---

事務局職員出席者

議会事務局長	佐々木祐一君
同書記	鈴木一叶君

---

議事日程 第2号

令和7年6月4日（水曜日） 午前10時00分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

日程第 3 議案第41号 個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を  
改正する条例について

日程第 4 議案第42号 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害被害者に  
対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一  
部を改正する条例について

日程第 5 議案第43号 弁慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第44号 工事請負契約の締結について「令和7年度七ヶ浜町武道館耐震  
化工事及び大規模改修工事」

日程第 7 議案第45号 令和7年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第1号）

日程第 8 報告第 4号 令和6年度七ヶ浜町一般会計継続費繰越計算書の報告について

日程第 9 報告第 5号 令和6年度七ヶ浜町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につ  
いて

日程第10 議員提出議案 七ヶ浜町議会基本条例について  
第 6 号

日程第11 議員提出議案 七ヶ浜町傍聴規則の一部を改正する規則について  
第 7 号

日程第12 陳情第 3号 「再審法改正を求める意見書の採択について」の委員会審査結果について

---

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

日程第 3 議案第41号 個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第42号 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害被災者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第43号 弁慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第44号 工事請負契約の締結について「令和7年度七ヶ浜町武道館耐震化工事及び大規模改修工事」

日程第 7 議案第45号 令和7年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第1号）

日程第 8 報告第 4号 令和6年度七ヶ浜町一般会計継続費繰越計算書の報告について

日程第 9 報告第 5号 令和6年度七ヶ浜町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第10 議員提出議案 七ヶ浜町議会基本条例について  
第 6 号

日程第11 議員提出議案 七ヶ浜町傍聴規則の一部を改正する規則について  
第 7 号

日程第12 陳情第 3号 「再審法改正を求める意見書の採択について」の委員会審査結果について

追加日程第1 議員提出議案 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書の提出  
第 8 号 について

午前10時00分 開議

○議長（安倍敏彦君） おはようございます。

これより令和7年七ヶ浜町議会定例会6月会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安倍敏彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番佐藤直美議員、8番熊谷明美議員を指名いたします。

---

#### 日程第2 一般質問

○議長（安倍敏彦君） 日程第2、これより昨日に引き続き一般質問を行います。

初めに、12番歌川 渡議員の質問を許可いたします。歌川 渡議員、発言席に御登壇願います。

[12番 歌川 渡君 登壇]

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川 渡でございます。

議長より質問の許可をいただきましたので、通告書に基づいて質問いたします。

第1の質問は、水道料金の一部免除として、基本料金免除の延長を求めるに当たり、以下の7点を伺うものであります。

①政府に対し、物価高騰に対する支援交付金等を求める考えはないか。

②令和6年度末の現金預金額は幾らになるのか。

③減価償却費は起債残高の返済に充当できるのか。

④令和6年度末の起債残高は幾らになるのか。

⑤令和6年度の減価償却費は幾らになるのか。

⑥平成22年度から町の水道料金の変更はないものの、平成22年度より4度にわたり広域水道の受水料金が引き下げられました。引下げ総額は幾らなのか。1世帯に換算する金額は幾らになるのか。その金額引下げに充当する考えはないか伺うものであります。

⑦広域水道から受水料金引下げ額の歳出での充当はどのようにされたのか伺うものであります

す。

第2の質問は、令和8年度以降も被災入居者の町営住宅家賃軽減の延長を求めるに当たり、以下の7点を伺うものであります。

①令和6年度末の災害公営住宅維持管理基金額は幾らになるのか。その財源の内訳を示していただきたいと思います。

②町営住宅建設にかかった総額の復興交付金額と町借金となる起債額それぞれの建設にかかる負担割合は幾らなのか。

③一般公営住宅で同様の建設をした場合、建設に係る交付金及び町の借金となる起債額の負担割合は幾らになるのか。

④現在被災入居者世帯の世帯数は何件になるのか。退去した世帯の主な理由は何なのか、説明を求めます。

⑤現在東日本大震災特別家賃低減事業の対象者となっている政令月額家賃1区分の①から④の木造住宅1LDKの入居家賃の現在の家賃と令和8年度以降の家賃額、その増加率について求めます。

⑥④のそれぞれの区分の入居者の平均月収入額は幾らなのか求めます。

⑦災害公営住宅家賃低廉化事業は、管理開始から20年間家賃の費用支援がありますが、現在の被災者入居世帯で試算した場合の今後の補助総額は幾ら見込まれるのか、伺うものであります。

第3の質問に当たって、本日パークゴルフ愛好者の方々が多く傍聴に来ております。このパークゴルフ公園設置に当たり、町長の設置に前向きな答弁を期待し、質問させていただきます。

①「ながすか多目的広場」建設に当たって、「パークゴルフができるエリア」設置の要望が出されておりました。パークゴルフを愛好する方々への利用施設の対案を行ってきたのか伺うものであります。

②七ヶ浜町パークゴルフ協会の活動で練習、交流としている利用施設を承知しているのか。

③菖蒲田浜海浜公園（ながすか多目的広場西側）の活用のための事業計画はあるのかどうか。

④菖蒲田浜海浜公園（ながすか多目的広場西側）をパークゴルフ公園として改修する考えはないか。

以上、質問とさせていただきます。町長の前向きな答弁を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 第1問、水道基本料金免除の延長を、第2問、被災入居者の町営住宅家賃軽減の延長を、第3問、菖蒲田浜海浜公園（ながすか多目的広場西側）をパークゴルフ公園

についてを回答を求めます。

寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） おはようございます。それでは、12番歌川 渡議員の1問目の御質問、水道基本料金免除の延長についてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問、政府に対し、物価高騰に対する支援交付金等を求める考えはありませんかについてお答えをさせていただきます。

政府は、先日令和7年度一般会計予備費を使用した物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金への積み増しを閣議決定したところであります、町では今後活用事業を検討することとしているところでございます。

令和8年度政府予算編成に向けた物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の継続につきましても、要望事項を取りまとめております宮城県町村会において継続要望としての調整を行っているところでありますので、御理解を願いたいと思います。

次に、2点目の御質問、令和6年度末の現金預金高は幾らになるのですかについてお答えをさせていただきます。

令和7年3月31日現在の現金は15億9,331万4,888円となっております。

3点目の御質問、減価償却費は起債残高の返済に充当できるのですかについてお答えをさせていただきます。

収益的支出の営業費用に計上している現金の支出を伴わない減価償却費を一般会計の歳出に対する特定財源のように資本的支出の企業債償還金に直接充当するわけではありません。現金の支出を伴わない減価償却費を費用として計上しているため、キャッシュフロー計算書上、現金が増加する要因となります。水道事業会計内で増加した現金を企業債の償還に使用することは可能と考えております。

4点目の御質問、令和6年度末の起債残高は幾らですかについてお答えをさせていただきます。

令和7年3月31日現在の企業債残高は、令和6年度に企業債を全て償還したことから、ゼロ円となっております。

5点目の御質問、令和6年度末の減価償却費額は幾らになっていますかについてお答えをさせていただきます。

令和7年3月31日現在の減価償却費は1億2,936万2,590円となっております。

6点目の御質問、平成22年度より4度の広域水道の受水料金が引き下げられました。引下げ総額は幾らですか。1世帯に換算する金額は幾らになるのですか。その金額を引下げに充当する考えはありませんかについてお答えをさせていただきます。

引下げ総額につきましては、それぞれの契約期間ごとの受水費を比較させていただきます。平成18年度から平成21年度までと平成22年度から平成26年度までは、約1億2,400万円の減でございます。平成27年度から令和元年度までは約6,900万円の減でございます。令和2年度から令和5年度までは約2億6,600万円の減でございます。令和6年度では約900万円の減です。総額約4億7,000万円の減となります。

1世帯に換算する金額につきましては、令和7年度の業務の予定量、給水戸数6,980戸で割り返した場合、約6万7,000円となります。

その金額を引下げに充当する考えはにつきましては、水需要の減少や料金回収率が100%を割っていること、今後の事業量と事業費を見定めたいことから、現状では考えておりません。御理解をお願いしたいと思います。

7点目の御質問、広域水道からの受水料金引下げ額の歳出での充当はどのようにされたのですかについてお答えをさせていただきます。

営業費用が減少しても営業収益が増加していないため、毎年度の営業損失が発生しております。受水費が減少した額をほかの費用に充てたものはありません。

以上、1問目の回答とさせていただきます。

次に、2問目の御質問、被災入居者の町営住宅家賃軽減の延長についてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問、令和6年度末の災害公営住宅維持管理基金は幾らになるのですか。その財源の主な内訳を示してくださいについてお答えをさせていただきます。

令和6年度末災害公営住宅維持管理基金の額は23億2,868万2,000円となります。基金は、住宅駐車場使用料などの使用料、災害公営住宅家賃低廉化交付金などの交付金を維持管理費、交際費などに充当し、オーバーした分を積立てしているものであります。

次に、2点目の御質問、町営住宅、災害公営住宅も含めて、この建設にかかった総額の復興交付金額と町借金となる起債額それぞれの建設に係る負担割合は幾らですかについてお答えをさせていただきます。

令和6年議会定例会9月会議と同様な回答となります。町営住宅建設費の総額は60億7,014万7,562円になります。内訳は、東日本大震災復興交付金が53億685万4,832円であります。

地方債が7億2,780万円になります。町の負担は、一般財源3,549万2,730円になります。

次に、3点目の御質問、一般公営住宅で同様の建築をした場合、建設に係る交付金及び町借金となる起債額の負担割合は幾らですかについてお答えをさせていただきます。

一般公営住宅で同様の建築をした場合、建設に係る交付金は町営住宅、災害公営住宅も含めて、その建設に係る当時の東日本大震災復興交付金率は8分の7、一般の公営住宅の補助率は2分の1となっておりますので、事業総額から交付金を推算すると、約30億3,507万3,000円で、地方債は約30億3,500万円になると思われます。

次に、4点目の御質問、現在被災入居者世帯は何件ですか。退去した世帯の主な理由は何ですかについてお答えをさせていただきます。

令和7年3月末現在で被災世帯は130世帯で、退去の理由は、介護施設の入居や死亡が主なものとなっております。

次に、5点目の御質問、現在東日本大震災特別家賃低減事業の対象者となっている政令月額1区分①から④の木造住宅1LDK入居家賃の現在の家賃と令和8年度以降の家賃増加率は幾らですかについてお答えをさせていただきます。

現在の東日本大震災に係る七ヶ浜町営住宅家賃等減免取扱要綱にて、減免している木造住宅1LDK入居家賃につきましては、区分1の①が4,500円、区分1の②が7,600円、区分1の③が1万700円、区分1の④が1万3,800円となっております。

令和8年度以降に本来の家賃に戻りますと、区分1の①の場合は、現在の4,500円から1万4,600円になります。約3.24倍です。区分1の②が7,600円から1万4,600円になり、約1.92倍です。区分1の③は、1万700円から1万4,600円になり、約1.35倍です。区分1の④は1万3,800円から1万4,600円になり、約1.05倍の見込みとなっております。

次に、6点目の御質問、④のそれぞれの区分の入居者の平均月収額は幾らですかについてお答えをさせていただきます。

平均月収は、非課税部分の収入が把握できないため、把握できている認定月額にてお答えをさせていただきますが、区分1の認定月額の平均が1万5,762円、区分2が11万66円、区分3が12万8,150円、区分4が14万7,914円、区分5が16万9,305円、区分6が19万8,191円、区分7が22万6,409円、区分8が26万9,942円となっております。

次に、7点目の御質問、災害公営住宅家賃低廉化事業は、管理開始から20年間家賃の費用援助がありますが、現在の被災者入居世帯で試算した場合の今後の補助総額は幾ら見込まれるですかについてお答えをさせていただきます。

災害公営住宅家賃低廉化事業は、被災者入居世帯のみではなく、全体の入居者としての今後の見込額となりますけれども、約17億4,600万円と見込んでおります。

以上、2問目の回答とさせていただきます。

そして次に、3問目の御質問、菖蒲田浜海浜公園（ながすか多目的広場西側）をパークゴルフ公園についてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問、「ながすか多目的広場」建設に当たって、パークゴルフができるエリア設置の要望が出されていましたが、パークゴルフを愛好する方々への利用施設の対案を行っていたのですかについてお答えをさせていただきます。

ながすか多目的広場におけるパークゴルフの利用については、令和2年七ヶ浜町議会定例会12月会議において、硬質の球を強く打った際の事故の可能性や球を入れるカップを作る事が広場の形状変更となることから、禁止したいという旨を伝えているところでございます。

ながすか多目的広場と同規模の県管理公園、大代の公園ですね、あの緩衝緑地帯の県管理公園や近隣市町の公園内広場では、利用者への安全配慮により、パークゴルフでの利用は禁止とされているところでございます。

このような状況から、公園利用者の安全が第一義と考え、パークゴルフとしてのエリアにすることは考えていないところでございます。

次に、2点目の御質問、七ヶ浜パークゴルフ協会の活動で練習、交流としている利用施設を承知しているのですかについてお答えをさせていただきます。

平成26年度から令和5年度まで七ヶ浜町スポーツ協会に七ヶ浜パークゴルフ協会加盟しておりましたが、町内での活動実績がほとんどなかったと伺っております。生涯学習センターにて役員会を開き、実際の活動は今県内のパークゴルフ場に行っているということで、今現在愛好会になっているということですか、そういったことは承知しております。

次に、3点目の御質問、菖蒲田浜海浜公園（ながすか多目的広場西側）の活用のため事業計画はあるのですかについてお答えをさせていただきます。

ながすか多目的広場の西側については、イベント時の関係者用駐車場やイベントを行う団体のバックヤード的な使い方を現在しているところでございます。

次に、4点目の御質問、菖蒲田浜海浜公園（ながすか多目的広場西側）をパークゴルフ公園として改修する考えはありませんかについてお答えをさせていただきます。

パークゴルフは、球を打つ際に高い弾道が出ることもあり、球も硬く速いため、事故につながる可能性があるということで、今現在としては、パークゴルフ公園として整備や改修する予

定は持っていないところでございます。

以上、歌川議員への回答に代えさせていただきます。

〔町長　寺澤　薰君　降壇〕

○議長（安倍敏彦君）　歌川議員。

○12番（歌川　渡君）　再質問させていただきます。

水道料金の基本料金の免除であります。

再質問に当たって、今回の再質問では一般会計からの繰入れと現金預金の取崩しで基本料金の免除を行うことを再度求めたいというふうに思います。

まず第1点、物価高騰に対する支援交付金についてということで、今後そういう形で見受けられるということです。そこで、今町が町内の、または近隣の住民の生活状況がどのように認識しているのか、認知しているのか確認させていただきたいと思います。

まず、総務省が出された2020年度を基本にして令和7年度の5月分の消費者物価指数出されました。御存じかと思います。それを見ると、前回の水道料金の基本料金の減免した1月時点の総合物価指数は100に対して110%、そして、現在は111%というふうな伸びになっております。そして、食料品のみの指数については、この対比については、100に対して現在は大体123%前後ということで、現在は前回の水道料金3か月分免除した時期よりさらに住民の生活が苦しいということです。

そういう点から見て、ぜひこの物価上昇に見合った対策、支援事業、引き続き必要というふうな認識はされていないのかどうか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君）　企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君）　先ほどの町長の答弁でもありましたとおり、今後活用事業につきましては、検討していくところとしております。

物価高騰の影響を受けている生活者支援、事業者支援のほうに広く使うよう検討していくと考えています。

○議長（安倍敏彦君）　歌川議員。

○12番（歌川　渡君）　前回も求めました。水道料金の基本料金の免除というのは、一番事務的に行政側がやる上でスピーディーにやれる事業なんですよ。そして、無駄な費用が加算されない。そして、全世帯に公平に、基本料金ですから行き渡るというものだということは前回の質問で認知されたと思います。

そういう点では、今後の検討される中で、この水道料金が最もスピーディーにできる事業だ

ということで、先んじてその事業を推進する考えはないか、改めて求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） そちら、水道事業の減免も含めて、何の事業がいいのか検討してまいりたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 東京も昨日おとといあたりの新聞報道でも、東京都が七ヶ浜の3か月じゃなくて4か月基本料金の軽減をしようということあります。

そういう点で、ぜひと、そして、東京都では1世帯当たり5,000円というような、平均ですけれども、七ヶ浜だと220ミリ口径ですると大体そういうふうな形になるんですね。なので、やはり、そういう費用の軽減を先んじて改めて求めて、次に移りたいと思います。

現金預金は幾らなのかということあります。先ほどの中では15億9,331万円ということでありました。前年度比から約4,000強が増額されている。収入として現金預金。その分、ぜひと黒字となった分、この基本料金に充てること、この間の3か月に充当したお金っていうのは約3,900万円です。そうすると、今回の令和5年度末から令和6年度末で利益が、現金預金が増えた分、それでも当然水道料金を徴収した住民に還元するのが水道事業の本分ではないかなというふうに思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君） ただいまの御質問、現金預金が増えているのでそれを還元すべきではないかというところについて回答させていただきます。

まずは、令和6年度で議員おっしゃるとおり、約3,000万円強現金が増えております。ただ、現金が増えている一方で、営業で回収しなければならないお金が回収し切れておりません。つまり、赤字で経営している事業体でございます。

それを考えると、この3,000万円資金が増えたからといって、それをすぐに還元できるわけではありませんので、どうぞ御理解お願いしたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 水道事業会計で令和5年度決算において、損益勘定留保資金が約9億5,400万円ほど計上されております。その内訳で基金とあとは減価償却、減耗資産費、これを除いた現金預金は幾らなのか、もしお手元に資料があれば説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君） 令和5年度の現金預金につきましては、15億6,000万円。

そのうち減価償却費につきましては……。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） ちょっと、基金と減価償却費と減耗費を除いた現金部分というのは幾らなのかということです。

○議長（安倍敏彦君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君） すみません。計算していないので、それぞれの言葉で表現できるんですけども、（「それぞれのっていうと」の声あり）減債基金につきましては7,700万円……、じゃ、ちょっと、今は持ってません。すみません。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 減価償却費などについては、当然水道料金の権限ではできないんですね。それは資本に回すことはできるけれども、しかし、現金預金については、水道料金の引下げでくるんですね。

ということで、私は、この特に過年度部分の損益勘定留保資金の約9億5,000万円のうち、当然指定基金とか減価償却があるので、それについては手つけられないで、本当は減債基金とかそういうのに本当は手つけたいんですけども、駄目だって言うと思うので、しかし、その中には大体4億円から5億円くらいの現金預金があるんですよ。その僅かちょっぴりですよ、現金預金は町民から水道料金として徴収したお金の余った部分を貯金してるんですね。その分はやっぱり町民に返さないと。

ということで、その部分を充当して検討することを求めて、次に移ります。

3点目、減価償却が起債残高に返済に充当できるのかということで、今話したように、収益的収入にはできないけれども、資本的収支にはできるということで、確認させていただきました。

4点目に移ります。

令和6年度末の起債残高は幾らなのかということで、びっくりしました。水道事業借金なし。しかし、お金は15億円もある。水道事業の年間の事業というのは大体6億円か7億円ぐらいですよ。一般会計でさえ90億円で財政調整基金15億円ですよ。その他含めると37億円ぐらいありますけれども、それにしたって年収の一般会計は半分も金ためてないですよ。水道事業は企業会計の3倍のお金をためているんですね。そのお金、ためたお金何でしたっけ。水道料金なんですよ。返しましょう。

次に移ります。

6点目、平成27年度から町の水道料金の変化はないのに、3度にわたって引き下げられたということですが、そのお金、今お話ししたように、平成22年度から令和10年度までの水道料金、県に払うお金が4億4,000万円が払わなくたってよくなつたんですよ。七ヶ浜町の町民からもらっている水道料金は町の施設の維持管理と宮城県に払う水道料金のためのお金を集めているんです。県に払うお金が4億数千万円が払えなくなつたら、その4億円は取り過ぎたんだから、町民に返しましょう。そして、せめて、その気持ちがあるんだったら、今回の3か月とか4か月の基本料金免除しましょう。そのことを提案させていただきたいと思います。

次に7点目、広域水道からの受水料金引下げは歳出でどのように充当されたのか。この4億4,000万円のお金と県に払わなくなったので、町民に返さないで町は使つたんですね。じゃ、どこに使つたのかということで見ますと、1つは、平成21年に起債元金、それまでずっと平成10年あたりから毎年2,000万円弱ぐらいの返済でずっとやつてきたのに、平成22年の水道料金の引下げを見込んで平成21年度に通常2,000万円か2,500万円の借金を返済しているのに、平成21年度では1億5,765万円払つてあるんです。通常の6倍払つてあるんですね。皆さんから払わなくてもいいお金をため込んで、町の借金を先んじて払つたんですね。だから、今言ったように今借金ゼロなんですよ。

本来これを払えばあと10年か15年本当は借金しなきゃいけないんですよ。町民から、あまり悪い言葉使うと悪いので、もらったお金を借金の返済に充てて現在は起債はなくなったということなので、そういうことも改めて、こういう4億円のお金町民に返しましょうということで、踏まえて、それらのことを含めて、改めて先んじて水道料金の引下げと国の交付金待たずとして、それは別なことに使ってもいいですよ。しかし、水道料金のところでいっぱい金余っている、ため込んでいるんだから、1年分とは言いません。3か月、4か月基本料金減免しますよ。答弁求めます。

○議長（安倍敏彦君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君） 水道事業につきましては、先ほど回答しているとおり、営業費用と営業収益なかなかそこが赤字経営でままならないのが現状です。

今後の施設の更新も含めて、現状長期安定経営を目指してやつてあるところです。

現在ある現金預金の使い道については、今後の修繕計画、施設計画等を計画的に立て、幾ら今後必要なのかを改めて収支を見ていきたいと考えております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 質問するつもりなかつたんですけども、今後の水管の布設事業につ

いては、100%の起債が認められるんですよ。そして、布設するときには、今いる人から徴収して、将来の布設に使うべきじゃないんです。

私なんかあと20年とか15年たつたらいなくなるかもしれない。それも分からぬ。私今後10年、15年、20年先の布設のために何で私が負担しなきゃいけないの。布設したら、そこから、そこを利用している人に水道料金に上乗せして徴収すべきじゃないでしょうかね。

なので、その15億円のお金って、基金のお金は皆さんに還元する。これは当たり前です。次に移ります。

第2の質問は、被災入居者の町営住宅ということあります。

1点目の基金の残額について、住宅維持管理基金の金額について約23億3,000万円あります。私この金額の内訳、災害公営住宅家賃低廉化交付金、東日本大震災特別家賃低減事業交付金、あと家賃、駐車場、太陽光、あとは電気料入居者負担、この部分は、ちょっと内訳ということを説明を求めるんですけれども、これについては、後日詳細について数字を提示してください。

2点目と3点目について、合わせて質問させていただきます。

要するに、町営住宅は60億円で建てました。しかし、今回の公営住宅は特別に東日本大震災からの交付金を頂いて、約88%近くのお金、交付金が充当されたと。町の持ち出しあは僅か13%弱なんですね。ところが、通常の公営住宅を建てる場合は、先ほども話されたように、大体45%で半分が借金しなきゃいけないんですよ。ところが、公営住宅は、七ヶ浜の場合は、13%の借金だけで済んでいるんですよ。

その分だけ町民から徴収すればいいんですよ。あとは、その後の維持管理とか補修については、当然若干家賃に上乗せする可能性もありますけれども、そういうことで、やはり基金のお金っていうのは、やはり住民の家賃軽減のために使うべきではないかなというふうに思いますが、その点、この東日本大震災で建てた町の建物と一般の公営住宅で建てたものの違いがあるので、そこはあえて被災された方の家賃を令和8年度以降も引き上げる理由はないのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君） 家賃の軽減の延長については、議会定例会令和6年9月会議でお答えしたことと同様になりますが、現時点では継続せず、令和7年度末で終了するという考えであります。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 4番、5番、6番等については省略いたします。

⑦災害公営住宅家賃低廉化事業について、先ほど今後の、当然入居者高齢化になるので、今  
の数字だけでは追えないものはあるんですけれども、今の数字でさえ17億円と、将来入居者が  
先ほど言われた介護とか死亡ということになつても、大体7億円から8億円ぐらいは来るん  
ですね。そうすると、今回の今ある住宅維持管理基金のお金を使わなくたっても、この災害公営  
住宅家賃低廉化が交付されるお金で十分今町がこの13%近くの起債の返済額をこの交付金で充  
当できるのではないかというふうに思うんですけれども、そういう点を含めると、借金は将  
来的にはこのお金で充当できるので、この維持基金の一定の部分を取り崩しながら対応できる  
のではないかというふうに思いますか、いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君） 災害公営住宅維持基金については、七ヶ浜町災害公  
営住宅維持管理基金条例により、災害公営住宅及び共同施設の整備、修繕に要する費用に充て  
るためとなっていることから、基金を家賃軽減措置に回すことを考えてはおりません。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） であれば、再度説明等求めました公営住宅の低廉化に伴う今後の交付金  
を見込んで、その分を家賃の低減に充当する考えはないか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君） 充當する考えはございません。以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 久々に冷たい行政であることを改めて確認させていただきました。

3点目に移ります。

まず、第1の質問ですが、第1点であります、私の求めたのは、使っちゃ駄目だよ  
という理由じゃないんですよ。せっかく要望出たので、じゃ、ここは飛んで危険だから、それ  
はじゃここを対案としてここを使つたらいいんじゃないですかっていうアドバイスをするのが  
行政の七ヶ浜町民のこの愛好家、または協会に対する援助ではないかなというふうに思います  
が、そういうことは全く行わなかつたということで理解していいんでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） パークゴルフ場の件ですが、令和3年ですかね、以前にも質問がござい  
ました。当初、復興事業の中で沿岸部の防潮林とか、そういったところを計画の中でその防潮

林の合間を縫ってパークゴルフ場できないだろうかというふうなことで、逆に町がいろいろ調べさせていただきました。

そして、その当時は県内21か所パークゴルフ場がありまして、それでいろいろと話をしていく中で、ただ、そして職員にもその県内の主だったところを視察に行かせて、うちのほうでも対応できないかというふうなことで、調べさせていただいたんですが、報告では、町長、帰ってきた人が若い人なんかは意外とゴルフやっていた人なんかがやっているようなところだと、結構ライナーでパンチショットで危ないと。ネット張ったりいろいろなことをしなきやになると、ちょっと大分そういった費用も含めて、さらには、その防潮林の役目としてのその機能もどうかというふうなことで、それが断念した経緯がございます。

そして、さらに、いろいろ私なりにも聞いてみましたところ、今大衡とか東松島を利用されている方が多いということで、なぜですかというと、やっぱりいろいろな大会とかいろいろのをやるのに、最低限54ホールくらいないと駄目だと。そうなると、大分面積的にも広いエリアが使うんだなど。何で18ホールとか駄目なんだと。荒浜あたり、深沼かな、荒浜に18ホールくらいあると思うんですけども、それだと、皆さん毎回飽きちゃうと。やっぱりゴルフと同じで、いろいろなバリエーションのあるところに行きたいということで、やっぱりそれくらいのエリアが必要だというふうなことで、さらには、ちょっと大衡とか東松島はちょっと距離はあるんですけども、やっぱり本格的にやる人たちはそちらが望むんだなど。

そちらのほうの管理状況、維持的なものも聞かせていただきました。そうしたところ、大衡とか何かは、やっぱり正直経費随分かかると。それも、底地は自衛隊の皆さんのが底地の造成費用をやって、上物の部分を村が一部整理してやったと。だから、その分で還元はしているけれども、東松島は、県事業として全部整備して、維持管理だけは東松島市でやっているようですが、それでもやっぱり流し場とかの管理というのは大変なんだということで、そういった部分が當時その料金設定とかしたときに、果たして皆さん毎日毎日が費用かけてやるのかというふうなこと。そして、やっぱり狭い、例えばパターとか、それだけの部分での整備しても、すぐ飽きられると思います。

練習場がないというのは、正直新聞なんかも見ていて、パークゴルフ場のうちのほうでも一生懸命やってる人たちいるので、なかなか練習場所がないというふうなことでは、私も大変思ひはあるんですけども、なかなかそこの設定には至らない。

やっぱり場所、面積、そして、一時ながら多目的広場に一応ちょっと芝生刈り込んで、協会の方がやっていただいたんですけども、やっぱり大変だというふうなことで、断念したよ

うでございますし、今のところ、パークゴルフ場、じゃこの場所にこれができるというふうなことでは考えていないというところで回答させていただいたところでございます。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 町長、この団体から先ほども話しました、答弁ありました。要望書は目を通しておりますね。

令和3年2月3日であります。その中に、2つのことが書かれてあります。私たちは世代を越えて町民のお互いの顔が見え、心が通じ合う仲間と今急速に拡大するコロナウイルス等に負けない体づくりと運動習慣を身につけ、地域間の連携を図り、健康増進に努めていくんだと。2つ、誰でも生き生き健康であってほしいと願っており、若い人も中高年者も気軽にいつでも楽しめる軽運動場等ができる活動の場が欲しいと思っている。大会するような、大会ができるようなところまで望んでいるかと思いますが、この文面だけを解釈すれば、日常的に練習できる、そういうところが欲しいんだと。大会とか、大きくなれば当然今活動されている場所である大衡とか東松島とか、そういうところに行って、大会に参加したりできるんですよ。

それに行くために、日常的にそういうものができる場所が欲しいということであります。

そして、先ほど担当課のほうで近隣を見回ったということですが、そのことの返事については、この団体にそのことを返しているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） その状況を見て、無理だというふうなことで、その団体には回答はしていません。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） せっかくこういう要望書が出ているので、きちんと対応して、そして、町の決算の施策等についても陳情等関係で申入れがあったんだということが分かっているので、やはりきちんとそのことに対する対応した結果については、返すべきではないかなというふうに思います。

2点目に移りたいと思います。

そして、先ほど町長が答弁されました場所は、こういう場所なんですけれども、ここはいろいろなイベントのときに駐車場としては利用できない状況なんですよ。柵があるので、なので、ここは今のところは歩いて中に入れるんですけども、車両の進入は禁止というところになっているものであります。そこを付け加えて。

2点目、承知しているということであります、聞いたところ、月1回練習、交流を大衡の

万葉パークゴルフ場で行っているということあります。ここまで行くのに幾らかかるか。どのぐらいの距離で幾らかかるか御存じですか。片道30キロと、それなりのスピードで行けば片道40分かかるんですよ。こういう方々がやはり交通の安全とか考えれば、町内にその苦労もなく利用できるような場所というのは確保すべきではないかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） そういう広い面積のところがないというふうな部分、そして、近くに深沼とか、そちらのほうには希望しているんですけども、できないかなとは思うんですけども、何か18ホールだか、そういうものしかできないというふうなことで、もっと近場にそういうものがいいなと。

もしくは、緩衝緑地公園とか、そういう県営の施設の中で広域の中で対応できるものがあればなあいいなとは思っています。

そういうことの機会があれば、申し述べていきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 町長御存じかもしれませんけれども、昨年の一定の時期まで君ヶ岡の公園の奥の広場、運動場というのか、交流広場っていうんですかね、そこで練習、交流していたという経過があったそうです。

そして、きちんと一定の芝生を刈りながら、フェンスというか、網を張ってほかに飛ばないようにちゃんと管理運営をしていたということであります。あそこは、日常的に、あと土日も含めて利用されている団体または個人等々は、どのぐらい利用されている状況にあるのか認識しているんですか。報告を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君） 利用数については、ちょっと調べてみないと分からぬんですけども、実際にそのパークゴルフをやっていた方々からちょっと使用届等が出ていたかどうかちょっと調べてみたいなと思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） ここを利用するためには、使用許可が必要な場所だということで理解していいんですか。

ここについては、町のいわゆる施設の使用許可対象になっているのかどうか。その点。

そして、出せばやれるのかどうか。

そして、なぜゴルフの練習が禁止となったのか。その点も含めて。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君） そのゴルフは、一般的ゴルフだと思われるんですが、違うでしょうか。（「私分からない」の声あり）一般的ゴルフについて出しているものだと思われます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） ということは、パークゴルフについては、このゴルフ練習禁止の対象外だということで理解していいのかどうか。

そして、さらに、ここを使うに当たっては、町に、いわゆる建設課なりに使用許可をしなければ使えない施設なのかどうか。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君） すみません。私勘違いしていました、君ヶ岡公園は都市公園に位置づけられているものだと思われますので、そういう行為はちょっと禁止となっていると思われます。すみません。

使用届とかって出していただく場合に、もう協議する段階でそれは使えないということになると思います。

すみません。勘違いして。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 都市公園の場合については、その施設とパークゴルフの使用は、規則または条例等で、あとは国の法律等で禁止事項になっているということで理解してよろしいんですね。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君） 都市公園の中では危険な、町長の答弁にもありましたように、危険を伴うことについては禁止となっておりますので、その辺を御理解いただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） パークゴルフやる上で、先ほども説明と答弁を求めました。あそこを使うためにはきちんと柵を囲ってやっていたということですね。

そして、例えばその危険性を伴うというのは、どういうときなのか。あそこの利用状況がパークゴルフを練習、愛好家の方が練習するときに常時あそこを併用して利用する団体、個人がいるのかどうか。

そうであれば、きちんと使用届なりして、あそこの入り口に今日のこの場所についてはパークゴルフが使用許可を出しているので、今日は団体使用になるので、使用できません。入園とか入場できませんとか、そういうことをやれば解決するんじゃないですか。

そして、または、その団体が定期的に利用するような計画をつくって、そういうことを今言ったような掲示板を作りながら、第何曜日と何曜日は練習日なので、ここは使用できませんとか、そういう配慮が、そういう、先ほどの要望書にあったような配慮をすべきじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

ここ、そういったようにすれば、十分ながすか、その気がないんだったら、将来的にはやることを求めて、今後も質問させていただきますが、当面ここを十分利用できるような状況にそういうことを鑑みればできるんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君） 都市公園、公園ですので、不特定多数の方がいろいろ来ると思います。その方にボールが当たったときに、パターでも対応できるかどうかというのが不安ですので、その辺は分かっていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） どこの公園でも団体の貸切りとかいろいろなあるでしょう。大代の緩衝緑地帯だって団体が使っているんですよ。いろいろなところで。それきちんと管理事務所に申し込んで、使用しているんですよ。

だから、危険を伴うんだったら、そういう団体と話し合いながら、使用日を確認すれば、決めればいいんじゃないですか。その日ここはこの団体が使っているから入場できませんよと。そうすれば、自由にバーンって、10メートルも20メートルも上に行ったっていいんじゃないですか。実際飛ばないですけれどもね。

そういう、今言った一方的な考え方であるので、やっぱりぜひそういうところも含めて君ヶ岡の公園の開放を前向きに早急に検討することを求めて、私の質問を、そういうことがないのか、できないのかどうか求めて、質問を終わりたいと思います。答弁を。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） まず、ゴルフの利用禁止というのは、恐らく本当の、ピッ칭とか、あれとかって使ってやったことありますか。ないですよね。

だから、そうやって本来のゴルフで短い距離のやつを振るのはかなり危ないんです。だから、それはやめてほしいということなんです。

君ヶ岡公園は、これまでも地元の人たちがグラウンドゴルフの延長の中でとか、そういったことで利用している分には、あえて皆さんに節度を持ってやっていただいているので、逆に歌川さんみたいにおっしゃるとおりにしたら、皆さん使いづらくなるんですよ。

逆に、そういった広場の中でくつろぐというふうな部分でやっていただく分にはいいわけですから、ただ、一般のパークゴルフでこれロングの練習するとか、パンチショット練習するとか、そうなれば話は別ですけれども、散歩する中でとか、これグラウンドゴルフの延長でとか、そういったことであれば、町としては自由にお使いくださいということなんです。自分たちの公園ですというか。

だから、逆に、がちがちに、ここ都市公園です。申込みをしてください。じゃ、ここで申込みなければ禁止ですって、逆に本来の皆さんのその健康づくりをやっている部分を阻害するような形になるので、（発言あり）だから、使っていいですけれども、そういったその危険行為とか、それはやめてくださいねと。節度を持ってやってくださいねと。

ですから、公園の中でグラウンドゴルフとか、そういったことのやつでこれをやってるんだというんであればいいと思うんです。

だから、あまりがちがちにやるんですかとなったら、役所的にはこうなりますよっていうことになると思うんですよ。

ただ、今のところは、新たにそのそういった専用の施設を造る計画っていうのは今のところ持っていないということだけ言わせていただきたいと。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 今後の利用については、再度質問したいと思います。

以上で終わります。

○議長（安倍敏彦君） ここで暫時休憩いたします。午前11時20分より再開いたします。

午前11時06分 休憩

---

午前11時20分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

次に、2番鈴木 篤議員の質問を許可いたします。鈴木議員、発言席に御登壇願います。

[2番 鈴木 篤君 登壇]

○2番（鈴木 篤君） 2番鈴木 篤でございます。

議長よりただいま許可をいただきましたので、通告に基づき大枠2点について一般質問させていただきます。

まず大枠の1点目、中学校の英語学習についてでございます。

本町は英語の指導に力を入れており、小学校での取組は全国的にも評価されております。私も学習塾を経営しておりますので、他県の教育関係者などからお声がけいただくこともあります。非常に誇らしく思っております。

一方で、令和6年度の施政方針にも記載がありましたが、高校受験等を見据えた中学生の英語力には課題があるのではないかと認識しております。

また、令和7年度の施政方針において、「七ヶ浜独自のラウンド学習法」として取り組んでいきたいと述べられておりました。

このことからも、令和7年度3月定例会予算特別委員会内の質疑において、具体的な内容を質問させていただきましたが、担当課よりこれから検討したいという旨の答弁がございました。

そこで、改めて、「七ヶ浜独自のラウンドシステム」の内容について、以下の4点をお伺いいたします。

まずは①、②令和6年度まで実施されていた「七ヶ浜5ラウンドシステム」の成果と課題についてお伺いいたします。

③上記を踏まえて、令和7年度から実施される「七ヶ浜独自のラウンド学習法」の内容と特徴についてお伺いいたします。

④教科を担当する先生により授業内容にかなりばらつきがあるように思います。七ヶ浜独自の指導法を伝える研修等は行っているのかお伺いいたします。

続いて、大枠の2点目、西部地区公民館の利活用についてでございます。

令和6年の12月会議の一般質問でも質問させていただきましたが、その際には、令和7年度3月末で使用禁止、修繕の予定はないとの御答弁がありました。

しかしながら、令和7年度から新たに利用を希望するチームが現れるなど、町民からの需要が増えているのが現状かと思います。

そこで、運動スペースだけでも修繕して利活用する考えがないか、改めて以下の4点をお伺いいたします。

①令和7年度になってからの利用状況についてお伺いいたします。

②前段で示したチームは、地元出身の20代の若いチームで、今後は地域の子供への指導も視野に入れていると聞いております。ちなみに、このチームは、ここで活動されていたチームの卒業生たちになりますので、指導されていたコーチから見ると孫世代ですね、教え子の息子さんたちというチームになります。こういった活動というのは、まさしく地域力の構築や世代間交流に寄与する活動であり、町としてできる限りの支援をすべきだと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

③向洋中の卓球部は、県内でも有数の強豪校で知られております。ちなみに、現在ですと宮城県、中学校、卓球強豪校でネット検索しますと、第1位が向洋中学校になります。そのぐらい県内の卓球をしている生徒ですとか、保護者、または教員の方から強豪校として知られています。その卓球部が現在は体育館で練習ができず、2階の多目的ホールというのかな、そういったところで活動しているというふうに伺っております。

部活動の地域展開の側面からも西部地区公民館を修繕し、卓球部の活動に利用するなど、利活用すべきだと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

④今度は視点を変えまして、遠山地区は町内で最も人口が多い地域でございます。しかしながら、ほかの地区と同様、避難所は1か所だというふうに認識しております。私の認識が間違ってなければそうだと思います。

防災のバックアップ機能の面からも、西部地区公民館を修繕し、利活用すべきだと考えます  
が、町の見解をお伺いいたします。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 第1問、中学校の英語学習は、第2問、西部地区公民館の利活用はについて、回答を求めます。大槻教育長、御登壇願います。

〔教育長 大槻泰弘君 登壇〕

○教育長（大槻泰弘君） それでは、私のほうから鈴木議員の1問目の御質問、中学校の英語学習はについてお答えをさせていただきます。

1点目、令和6年度までに実施されていた「七ヶ浜5ラウンドシステム」の成果はについてお答えをさせていただきます。

令和元年に実践が始まった「七ヶ浜5ラウンドシステム」は、文字を見ながら聴く、文字と音が分かる、音読をする、穴空きを埋めて音読をする、学んだ言葉を使って自分なりに話してみるという、この5つの段階を一つ一つ繰り返して英語をしみ込ませていくというシステムで

ございます。

この取組を教科書丸ごと行っていたのが埼玉県の熊谷市のラウンドでございました。これを七ヶ浜の生徒の実態に合わせて、教科書丸ごとではなく、単元ごとにラウンドしたのが「七ヶ浜5ラウンドシステム」ということになります。

中学生が声を出して楽しく繰り返す姿が見られ、小学校の英語活動とつながる流れでもありましたので、先生方も意欲的に実践を積み重ねることができました。

中学生でも楽しく声を出して活動できる姿を見ることができたのは、大きな成果と考えております。

また、学力テストにおいては、話や文を正確に聞き取るという英語のテストの領域において、全国を平均を上回る成績を収めることができます。

2点目の御質問、令和6年度まで実施されていた「七ヶ浜5ラウンドシステム」の課題はについてお答えをさせていただきます。

実践を積み重ねていく中で、課題が生じてまいりました。活動は盛り上がるのですが、受験教科としての英語ということで、先生方がこのままだと英語が好きになるけれども、点数に結びつけるという点で不安が生じてまいりました。具体的には、文法と読み取りでございます。この点を補う時間を単元と単元の間に織り込みたいという先生方の願いが生じてまいりました。

3点目の御質問、令和7年度から実施される「七ヶ浜独自のラウンド学習法」の内容と特徴はについてお答えをさせていただきます。

このような流れの中で、年間指導計画を作成してきましたが、その中で、人事異動により実践を重ねた先生方が次々に異動したことや、生徒の減少に伴う英語教諭の人数の減少により、5つの段階のラウンドのさせ方とか、点数に結びつける文法と読み取りの時間の進め方の捉え方に隔たりが生じてまいりました。

そのような中で、七ヶ浜町の実態に即した充実した実践を目指したということで、「七ヶ浜独自のラウンド学習法」というように名前を変えることになります。

4点目の御質問です。七ヶ浜町独自の指導法を伝える研修は行っているのかについてお答えをさせていただきます。

この4月から中学生の英語の教科書が新しくなりました。単元の内容も配列も大きく変わりました。英語コミュニケーション推進委員会を開催して、「七ヶ浜独自のラウンド学習法」について、先生方で確認をして全メンバーが共通理解をした上で授業を進めてきております。

6月には再度英語コミュニケーション推進委員会を開催し、新しい教科書に合わせた「七ヶ

浜独自のラウンド学習法」について、楽しく声を出して活動できる姿を保ちながら、受験英語としても自信を持って指導できるような深化した形の実践を進めてまいります。

以上、1問目の御質問に対する回答といたします。

次に、2問目の御質問、西部地区公民館の利活用はについてお答えをさせていただきます。

1点目、令和7年度になってからの利用状況はについてお答えをさせていただきます。

西部地区公民館、遠山境山地区コミュニティセンターの利用状況ですが、本年の4月から新たに2団体が利用し始め、令和7年4月の利用実績は4団体で16回、延べ91人の利用がございました。

また、5月分ですが、利用実績は20回、延べ125の方に利用をしていただいております。

次に、2点目の御質問、新たに利用を始めたチームは地元出身の若いチームであり、地域の子供への指導も視野に入れている。地域力の構築、世代間交流に寄与する活動であることから、町としてできる限り支援をするべきであると考えるが、町の見解はについてお答えをさせていただきます。

西部地区公民館を新たに利用したいと申出のあった若い方々で構成されている2つの団体との事前の打合せの中で西部地区公民館の利用方法のほか、令和8年3月末をもって利用を終えることをお話をさせていただきました。

支援についての回答になりますが、施設を廃止する前提ではございますけれども、利用する団体との話し合いの機会を持っていきたいと考えております。

次に、3点目の御質問、向洋中の卓球部が体育館で練習ができない状況にある。部活動の地域展開の側面からも西部地区公民館を修繕し、利活用すべきだと考えるが、町の見解はについてお答えをさせていただきます。

向洋中の卓球部ですが、以前から校舎内の多目的室を使用して部活動を行ってきております。西部地区公民館を修繕し、今後も活動の拠点として活用できなかことですが、令和6年定例会12月会議で回答したとおり、改修などの予定はございませんが、2点目の質問で回答したとおり、さらに利用者の皆さんと話し合いを持ちたいと考えてございます。

次に、4点目の御質問、町内で最も人口の多い遠山地区において避難所は1か所である。防災のバックアップ機能の面からも西部地区公民館を修繕し、利活用すべきだと考えるが、町の見解はについてお答えをさせていただきます。

遠山地区においては、遠山地区避難所のほかに汐見小学校と向洋中学校が拠点避難所に指定されており、その施設の利用を考えてございます。

今後の避難所の位置づけについては、計画として持っていないところでございます。

以上、鈴木議員への質問への回答とさせていただきます。

〔教育長 大槻泰弘君 降壇〕

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○2番（鈴木 篤君） それでは、再質問のほうをさせていただきます。

ちょっと前段が長くなるようで恐縮なんですが、ちょっと質問の意図をはっきりさせるためにちょっと再質問の前にお伝えします。

この質問の今回の意図なんですけれども、私実は学習塾経営しながら、システム屋もやってまして、もう15年ぐらい前になると思うんですが、民間のほうですと民間教育だと自立型学習というのが今主流になっているんですけれども、その初期段階から自社でシステムを開発して作って、それを一番南ですと熊本、北だと北海道までシステム導入していただいて、営業等もやっていたんですね。そのシステム屋としての長いことやってきた知見からすると、失敗しているところには2つの共通点があります。

まず1個目、システムに頼り過ぎ。システムを導入したから何かがよくなるわけではなくて、そのシステムの本質を理解して利用しないと全てはうまくいかないと思っています。

ですから、「七ヶ浜独自のラウンド学習法」と。言葉のパンチは強いと思うんですけども、その内容と本質を本当に理解してやらなければ、どんなにいいものを作っても広まらないと思いますし、一番大事なのは子供たちがかわいそうなことになるのかなと、非常に心配しております。

懸念点の失敗の2つ目が、これも共通事項として挙げられるんですけれども、「独自の」という言葉がちょっと町長には大変申し訳ないんですけども、ちょっと危険な臭いがすごくするんですね。というのは、スポーツと一緒に、最初はうまい人を丸パクリしなさいと。基礎基本ができたら応用なんですね。型ができるないと応用というのは単なる型崩れになってしまふので、ですから、「独自の」というのを出し過ぎるとちょっと危ないのかなというのを非常に懸念しています、そういういたシステム屋の観点から、非常に危惧しております。

その観点から、ちょっと再質問のほうさせていただきたいと思います。

まずは、大枠1点目の一一番最初のところになるんですが、5ラウンドシステムの成果はというところで、ここに関しては、私の認識が間違っていたんだなということが分かりました。

やはり、楽しさというところではすばらしい成果が出ているものの、高校入試に向けた部分では若干課題があるという認識だと思います。

亦楽小学校だったと記憶しているんですが、一度小学校の英語の授業を見学させていただいたことがあって、非常にすばらしいものでした。民間でもあれほどのものができているところは多分ないと思います。全国で表彰されるだけはあるなというふうに、失礼ながら思いました。

ただ一方で、繰り返しにはなるんですけれども、入試の側面からということで考えると、ここもやはり私専門分野ですので、そこでお聞きしたいんですが、まず、過去5年の宮城県の入試の英語の平均点把握されていますでしょうか。お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稻妻和久君） 把握しておりません。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○2番（鈴木 篤君） そうかなとは思っておりました。入試のほうに課題を感じるというのであれば、前提として、今の宮城県の入試の英語はどういう状況かというのを分析はやってしかるべき。当たり前の話だと思います。

ちなみに申し上げますと、過去5年、令和3年度が入試が非常に難しかった年で46.1、令和4年が54.7、令和5年が57.1、令和6年が50.4、令和7年度、去年ですね、55.5。ちなみに、これらのデータは、宮城県の教育委員会のホームページに記載がございます。調べようと思えば2分ぐらいで調べられるものになります。

次に質問させていただこうと思っていたんですが、そうすると、当然のことながら、七ヶ浜町内の中3生の入試の点数も把握されてないということかなと思うんですが、確認させていただきます。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稻妻和久君） 入試そのものということになりますと、把握しておりません。

ふだんの学習の部分については、NRTのテストとかでは把握しております。

なお、各学校では先生方しっかり分析して対応しているというふうに認識しております。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○2番（鈴木 篤君） ちょっと答えが曖昧で分からなかつたので、再確認させていただきます。各中学校では、卒業生、中学校3年生の入試の点数を回収して把握しているのか、していないのか、重ねてお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稻妻和久君） 各中学校で入試のテストの結果、中学校3年生で受けて、その結果を把握しているかということになりますと、そちらは個人のテストの部分を学校で回収し

て把握しているかどうかというのは、今現在確認は取れません。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○2番（鈴木 篤君） そうしますと、先ほど来繰り返しにはなってしまうんですが、高校入試に対してということであれば、そこの部分が確認していないと成果って分からぬはずですね。そうですよね。

であれば、マストっていう言い方はあれですね。必ず確認すべきだと思います。来年度以降、今年の中学生からそういう指導みたいなものを教育委員会のほうから各中学校さんの御協力をお願いする考えはあるのかどうかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君） 鈴木議員から話を御指摘いただいたとおりだなというふうに思ってございます。

先生方がやはり危惧していたものを実際のデータと照らし合わせながら、確認した上で進めていくという部分において、やはり足りない部分があるなということを感じましたので、ぜひそれを今後に生かしていきたいなというふうに考えてございます。

このラウンドシステムを導入したきっかけは、熊谷で子供たち、中学生なのに小学校の実践のように本当に楽しく音発しているんですね。それに魅力を感じて、多分視察に行った、私もそのとき当時いたんですけども、その魅力にやっぱり皆さん引かれて導入する契機になったと思いますが、冷静に進めていくと、やはりそこで足りない部分が見えてきたというのは事実でございます。

それから、議員から話いただきました「独自の」ということをあまり強調し過ぎると危険な面もあるということもあって、そのとおりだなというふうに思っておりますし、システムについても、やはり根本的なところが今ちょっと見失っている部分があるんだろうなということを感じておりますので、今度行われる英語コミュニケーション推進委員会のほうでぜひこのところ、根本的に先生方と確認をして、腹を割って話をしながら、推進に進めていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○2番（鈴木 篤君） 先ほど御提案といいますか、入試の結果回収というのはなかなか個人情報とかの面もありますので、なかなか、あとは卒業式終わった後に結果が出ますから、なかなか難しい面もあるのは分かるんですが、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいなというふうに

思います。

次の質問に移らせていただきます。

次のところなんですが、令和6年度までというところで、5ラウンドシステムの課題というところなんですが、七ヶ浜の生徒を対象に学習塾始めたのが30年前ぐらい、学生のときぐらいからずっとやっているんですが、その中で感じているのが確かに英語に力入れている町であり、非常に英語が得意な生徒というのが以前よりかなり増えたと思います。英語が嫌いな生徒が減っているのは、これ間違いないと思っています。

ただ一方で、それ以上に苦手な生徒が増えていて、感覚的にできる生徒とできない生徒の格差が広がっているような気がとてもしています。

なぜかなと考えたときに、この5ラウンドシステムというのが非常に全国でも有名になり、うまくいっているところを探っていくと、共通して挙がっているのが私立の中学校が圧倒的に多いんですね。公立ではなく。何でかなと考えたときに、私も5ラウンドシステム非常に研究したところ、ラウンド1っていうんですかね、ここでリスニングってあって、音声を聞いてストーリーの概要を理解しますとあるんですね。恐らく英語が苦手な子だと、これできないんですね。できないですよね。英語聞いても意味が分からぬので、ですから、この5ラウンドシステムというのは非常に学力が高い子たちが集まっている学校、私立だと入学試験ありますから、ある一定のレベルを超えた子が集まるわけですよね。そういう生徒が対象であれば全く問題ないとは思うんですが、本町がそうだとはなかなか考えにくいので、合わない部分もあるのかなと思っているんですが、そこでまず、お伺いしたかったのが得意な生徒が増えている一方、苦手な生徒が増えているというのは、把握されているのか、それとも認識自体が私の認識が間違っているのか、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君） その議員の御指摘は間違いではないんではないかなと思っております。ちょっとラウンドシステムの中で混乱が生じているということもあって、その中で子供たちの英語に対する取組についてもばらつきが出てきているのではないかなということを実感してございます。

それからさらに、議員が御指摘いただいたとおり、一番最初のヒアリングの部分、実は一番最初に聞いて何度も聞いてという部分が非常にハードル高いんではないかという御指摘でございましたが、実は、そこが私たち視察に行ってきて帰ってきてから、英語の先生方と議論をして、一番検討、考えがばらばらになったところでございました。

本町の子供たちを教科書丸ごとヒアリングをずっと続けるんですね。大体約1か月から2か月ぐらい続くんです。そうすると、英語の先生方から本町の子供たちはそれ耐えられない。2か月耐えられないだろうと。だから、これを導入するのは今の丸ごと導入するのはちょっと危険だと。じゃどうするという話になって、子供たちにたくさん言葉を発信をさせてあげたいと。小学校とのつながりの中でコミュニケーション活発にさせてあげたいという思いの中で、じゃ1冊丸ごと難しいんであれば単元ごとであれば、期間がそんなに長くならなくなるから、それだったらば何とか行けそうだという話になって、じゃそれでやってみようというコンセンサスを得ることができて、進んでまいりましたので、まさに議員の御指摘いただいたとおりでございます。

そういうことも含めて、今このシステムを進めていくのに新しい先生方がそういう経緯の部分とかも分からぬまま七ヶ浜のラウンドシステムというものをみんな迷ってしまっている先生方もいるんじゃないかなということを思っておりますので、ぜひ早急に確認していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○2番（鈴木 篤君） 課題というものの認識は、共通認識が得られているというところでお話を進めますが、英単語の学習については、何か別なものが、5ラウンドシステムで私が知る限り、英単語が頭に入っている子に対して行う指導であり、単語が分からぬ子に幾ら読み聞かせしても分からぬのかなと思うんですが、この英単語に対する取組は何か、アプリを使ったりとかっていうことをお考えなのかどうか。実際やられているのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君） 本当に熊谷のラウンドもそういう英単語についてのものとか、それから文法とか読み取りといったものが全く取り除かれた形のシステムだったものですから、その中でやっぱりなかなか難しいものがあるなというふうに思っております。

単語については、今実践はしておりません。

そして、熊谷からいただいた計画を基にその文法や読み取りの時間を指導計画の中に組み込みながら、今進めてきている途上の状況にあるというような状況でございます。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○2番（鈴木 篤君） ここで教育論みたいなのを戦わせててもあまり時間があれだなと思いますので、いろいろな考え方ありますし、勉強の教え方って1つじゃないと思いますし、生徒が

100人いれば100通りあってしかるべきだと思いますので、正解がないというところで、ここでその話を続けて少し有意義にならないのかなと思いますので、先に再質問のほうを進めさせていただきますが、英単語の先ほど申し上げた部分も含めてということにはなるんですけども、この5ラウンドシステムの最大のポイント、私なりにいろいろ考えた中で、恐らく2点かなと。

1点目が学習内容が明確化されること。ラウンド1ではここをやります。ラウンド2ではここをやりますというふうに明確化させることにより、子供の理解度が上がるというところの効果が非常に高いのかなと思っております。

あとは、シンプルに4回から5回繰り返すことの反復、この2点かと思っています。

いろいろな論文とか見ても、そういうふうに書かれていましたので、間違いないところかなと思うんですが、そのあたり、新しい七ヶ浜独自のラウンド学習法ではどのようにになっているのか。これからしていくつもりなのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君） まさに議員がお話しされたとおりでございます。

そのラウンドの捉え方自体が先生方の中でなかなか曖昧になってきている部分がございますので、その確認をまず最初にしていかないといけないなというところがございます。

そして、先生方の中にある受験英語としての葛藤みたいなものもやはりしっかりと忘れずに実践の中に組み込んでいきたいなと思います。

そのときに大事なのは、やっぱりラウンドということで、その段階、段階一つ一つをシンプルに考えていくということについては、議員と考えを同じくしておりますので、これからも推進に進めて役立てていきたいなというふうに思っております。ありがとうございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○2番（鈴木 篤君） お話を伺いしていると、これから課題はあって、そこには共通認識は持てているのかなと。これからやられていくというところなんですが、ちょっとくどいようで、誠に恐縮なんですが、一番大事なのは、とにかく現場の先生たちがこのシステムを100%理解すること。これがなければ、子供たち絶対理解できませんので、子供たちへの指導よりも前に、教職員の英語の担当の先生方にこのシステムの本質というところをしっかりと繰り返し、何なら毎日研修して、しっかりとやってからじゃないと現場混乱しますよね。

先生たちも多分お困りになるのかなと思いますので、その部分、くどいようなんですが、教

職員へ、先生方への研修頻度や内容、どのようにイメージされているのか、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君） 英語コミュニケーション推進委員会のほうでそこを最優先で進めてまいりたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○2番（鈴木 篤君） 伝わっているのかなというふうに信用しますというか、ぜひ進めていただければなと思います。

そして、今後入試の面からも七ヶ浜町内の子供たちが英語で困ることのないよう、私も民間からですが、サポートしていくつもりはありますので、ぜひ学校のほうでも進めていただければと思います。

ということで、大枠の2点目のほうに移らせていただきます。

西部地区公民館のくだりになります。

まず、①と②のところなんですが、ちょっと答弁をお伺いすると、ちょっと曖昧だなというふうに思ったんですが、前提として、西部地区公民館はやはり修繕はしないということは間違いない答弁だったかなと思うんですが、話し合っていきたいという部分の中身、私が予想しているのは、ほかの施設、アクアリーナだったり、総合体育館だったりの利用を促すというような形になるのかなと、現実的なところ思っているんですが、そのあたり、ちょっと再度確認させていただきます。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 今の御質問ですけれども、修繕は、改修修繕は行わないと。そこは、前段でも教育長のほうが答弁したところでございます。

新しい団体が2チーム加わって4チームということで、利用頻度も高くなつたと。

ただ、改修は行わないんですが、前向きにお話を聞きたいなというところの回答でございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○2番（鈴木 篤君） すみません。私の理解力が乏しいので申し訳ないんですが、修繕はしないけれども、前向きに検討したいという文脈が合致しないんですが、どういった意味合いになりますでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 失礼いたしました。

こちらについては、大規模な修繕は当然行わない。ただ、最低限利用できるようなところは見ていきたいと思いますし、あと、その利用者、やっぱり増えているということで、ちょっといつまでというところはないんですけども、お話をしながら、前向きに進めていきたいというところでございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○2番（鈴木 篤君） 御丁寧な説明ありがとうございます。

修繕の予定はないものの、使用禁止の部分に関してはどうにかして使える形がないか、修繕なしは前提で前向きにお話合いをしてくださるという意味かなというふうに取りました。

そこで、先ほど来申し上げた、この若いチームの子たちなんですが、私の後輩でもありますて、非常によく知ってる子たちで、直接話を聞いたんですが、ぜひ七ヶ浜でやりたいと。七ヶ浜で卓球のコーチに習い、お父様も習ってらっしゃったので、思いが強いんですね。やはり。ただし、修繕とか西部地区公民館の状況が使えなくなったりするんであれば、仕方がないので、町外でやりますと。場所にこだわらず、活動を続けることを優先したい。ですから、七ヶ浜でできないんであれば、やめるのではなくほかに移るというようなニュアンスで話をしていました。

ただ、私も言いました。七ヶ浜でやってくれと。すばらしい活動だと思うので、ぜひお手伝いできることは何でもお手伝いするし、町もきっと協力してくれるはずだから、ぜひともここで頑張ってやってくれという話はさせていただきました。

なので、修繕が難しいのかもしれないんですが、ぜひとも活動できるように御対応いただければなというふうに思います。

③のところに移らせていただきます。

こちらもちょっと角度を変えてというところなんですが、この後佐藤直美議員が中学校の部活動について一般質問されるということを伺っておりましたので、そちらでもお話にはなるかなと思うんですが、部活動の地域展開において、なかなか日本全国進まないと。どの記事とかを見ても、課題になっているのは2つ。

まず、人材が乏しい。2つ目、そもそもやる場所がない。この2点をクリアしない限りは、地域展開これから進めていけないのかなというふうな認識を持っております。

そういう中で、確かに古い建物ですが、卓球しかできないかもしれません、そういった

ところで使える建物がせっかくあるのにもかかわらず、それを修繕せずというのは、時代に逆行しているのではないのかなと、非常に、言葉選びますが、心を痛めております。

その点に関しては、どのようにお考えなのか。地域展開というのはもう避けられないのかなと。教員の負担も増えていますし、そういったときに、やはりスポーツ、部活等が中学校以外でやれる環境を整えるというのは、七ヶ浜町内に住む全大人の責務かなと思います。

再度修繕を全く考えないのかお伺いします。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 軽微な部分については、当然していかなくちゃいけないところがあるかと思うんですが、大きな大規模な修繕等は考えておりません。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○2番（鈴木 篤君） そこに対して、繰り返しもなかなか進まないと思いますので、角度を変えますが、部活動に関して、ちょっと向洋中の卓球部だけ取り上げるようで、私出身なのでちょっと恐縮なんですが、子供たちが部活動をやるときに私自身もやっていたものですから、非常に心が痛いんですが、卓球部の子供たちが体育館ではなく、多目的ホールで練習させられるって、相当だと思います。しかも、繰り返しになっちゃうんですけれども、過去15年間だけ見ても、向洋中の卓球部って県大会3位以上に10回入賞しているんですね。もっと遡ると、さらに割合高まると思います。

私の知る限り3連覇、1個飛ばして、次も優勝という、5年間で4回優勝したときもありましたので、そういった形で今の卓球部もやっぱり見られるわけですね。向洋中、強い卓球部の子たちだ。その子たちが胸を張って卓球の練習ができる環境がないというのは、町として、中学校としてきっちと準備すべきだと思います。

ただ、体育館の数が1つであり、バドミントン部も一生懸命やっていて、強いというのを伺っていますし、卓球部だけが使うのが難しいのは重々承知しています。

そこで、西部地区公民館を利用して、そこで卓球部が練習すれば、卓球部も思う存分練習できる。ほかの部活動の子たちも思う存分体育館でできるという形になるかと思うんですが、その中学校の部活の環境という面から、体育館以外のところで体育館でやる競技をやらせてしまっているという、この状況についてどうお考えなのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君） 向洋中学校は、本当に伝統的に卓球が強いという状況があり、熱心な

指導者にも恵まれて、それが引き継いでこられているという状況があると思います。

その中で、学校での部活動ということを考えていると、やはり様々な部活動の内容がござりますので、体育館1つというところで、やっぱりお互いに部活動の種目によっては、多目的にせざるを得ないという状況もございます。私が校長のときも多目的で行っておりました。

子供たちは、多分狭いとは思うんだけれども、何かほかの部のことも考えながら、明るく練習していた姿を見受けられました。

その延長線上の中で、学校だけでは練習し切れない部分をある程度有志という形で、ここ公民館を使っていたのかなというような推測をしておりますので、そのところがこの場で適切にお話ををしていいのかどうか。つまり、部活動の延長線上で行われているのではなくて、もともと指導に熱心な方々が補強というか、そんな形で多分有志で使ってくださっていたんだろうなということがあったので、そこは明確に分けて考えていただきたいなと思います。

ただ、これから部活動の地域展開という言葉がよく出されておりますが、そういうことを視野に入れていくと、地域の熱い指導者の方々ということとのつながりということも考えていかなければいけないなというふうに思ってございます。

答えになっているかどうかは分からないんですが、ちょっと混沌とした時期の中で、様々な思いを持って、今の思いを取りあえず自分の思いをそのまま率直に述べさせていただきました。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○2番（鈴木 篤君） いろいろ難しいことがあるのは重々承知しております。簡単に進むことではないのかなと。

ただ、今の御答弁の中で、ちょっと言葉選びますが、ちょっと聞き逃せない部分がありまして、ほかの部活のことも考えて、卓球部の子たちが我慢しつつも、多目的ホールでにこやかに活動していると。では、なぜ卓球部だけがそういう目に遭わなければならないのか。なぜバドミントン部やバレーボール部は、バスケットボール部は体育館使っているのに、卓球部だけが使えない状況になっているのか。ちょっと自分もやっていたもんですから、今やっている中学生の気持ちが分かる分、納得できかねる部分が強くありますが、例えば、大げさに言えば明日からでも来年の3月までは西部地区公民館を使えるわけですし、部活動の部分で使ってみてはどうかというような提案もできると思うんですが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君） ありがとうございます。

何かもしかすると、私が話したことが適切でない部分があったかもしれません。そこはおわり申し上げます。

西部地区公民館の使用については、今議員からお話をうながすに、これまで答弁してきた令和8年3月末をもって利用を終えるというふうに貫いてきたものがお話を聞くというふうに変わってきたのは、議員がお話をされたことも含めてということでございますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○2番（鈴木 篤君） すみません。私のしゃべり方が下手くそなのかなって、非常に反省しているんですが、いや、そのお気持ちを重々理解しています。本当に町民のためを思っているいろいろ半分決まりかけたものを少し幅を持って対応していくというふうにしていただけているのは十分理解はしていますし、一町民としても感謝はしているんですが、私が今聞きたかったのは、向洋中の卓球部の今の現状をそのまま放置されるんですかというのをお聞きしたつもりであったんですが、そこに関しては、多目的ホールでこのまま練習は続くものなのでしょうか。お伺いします。

○議長（安倍敏彦君） 大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君） 校長が学校の経営者でございますので、校長判断で進めている状況でございます。

そこに私のほうで助言すること等は出てくるかもしれませんけれども、最終的にその今多目的で行っているという現状があるということを踏まえていただければと思います。

その中で、校長とも話題をしながら、その中で可能性、体育館等を使えるような可能性があるのであれば、そこはスムーズに進められるところを見ていくらなと思っております。

答えになっているかどうか分かりませんが、以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○2番（鈴木 篤君） そうしますと、現在活動している子供たちが希望し、校長先生が前向きにちょっと対応することになれば、西部地区公民館で部活動をすることが可能ということでおろしいのか、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君） 若干議論が飛躍してしまいましたので、確認をさせてください。

校長が確認して活動できるのは、多目的室のところでございます。

多目的室がどこの体育館と使えるようになるのかは、そこは校長判断になると思いますが、学校から離れたところになりますと、ちょっと話が違ってきますので、そのところ、公民館と学校内との区別はつけて捉えてございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○2番（鈴木 篤君） 確かに部活ですから、学校の中でやるのが基本であるというところはあるんですが、恐らくここの一般質問の中でも話題に上がるのかなと思うんですが、そのあたりはクリアしないと、地域展開これから進められないと思います。

視察に行った先ですと、町が用意した大きめの車で送迎されたりとか、そういう取組されてる他県なんですが、町もあります。

やっぱりそういうところも柔軟に今後は対応していかないと部活動というような、そういう私自身もそうでしたけれども、やはり、部活動を通しての経験というのは、七ヶ浜町への愛着心を著しく高める働きがあると思います。

再三申し上げている卓球部、卓球クラブの卒業生の私から見ても、遠山の何かあれば、役員には誰か彼かは必ずいます。遠山で分館長やられている方もいらっしゃいますし、七ヶ浜町の職員として一生懸命働いている子もいますし、そういう意味からも、部活動の在り方というのは非常に大事。

であるならば、町として部活は学校でやるものだという固定概念でもうできないとなるのはなくて、時代に合わせて柔軟にできるだけ子供たちが部活動等をやれるように、サポートしてあげるのが行政の仕事だというふうに思うんですが、そのあたりいかがお考えなのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君） ありがとうございます。

今日議員から非常に感動的な言葉をいただいて、子供たちが活動する場所がなくなったときに、七ヶ浜の町から出て活動したいという子供たちに待ってくれと。七ヶ浜町で活動してくれというふうに言ってくださっているっていう、その熱い思いを非常に感動して聞かせていただいております。

現状としては、部活動の地域展開は、なかなかまだ踏み出せていない状況でございます。

ですから、多目的室から外に出ていくというところは、なかなか難しい状況が現状ではありますけれども、やはり、これから町から出て子供たちが活動していくということについても、

考えながら、一つ一つ関係機関の方々と会話を交わして、そして可能性を探っていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○2番（鈴木 篤君） 大変くどく粘るようで、大変恐縮なんですが、地域展開が現時点でなかなか七ヶ浜町難しいというのは、全国的に見てもかなり問題だというふうに捉えています。

県内でも相当なところがもう着手されていて、失敗とかもしつつ、探ってやっています。

今回ちょっと卓球メインにお話させていただいたので、それで申し上げますと、向洋中の卓球部の今ライバル校として上がるのが三本木中学校。卓球非常に強い、近年強くなつたところなんですが、三本木のほうだと、大崎地区で合同で地域クラブチームみたいのを作り、中学校も合わさって練習しているような形で、土日だけ地域移行しているというふうに伺っています。

同じ県内でもそのような動きがされているのにもかかわらず、なかなか難しいのは重々理解しているんですが、その難しい状況を打破していくのが我々大人の仕事といいますか、責務だと思います。

ですから、環境が悪いからできないんです。もう少し時間ください。もちろん分かるんですけども、そこを何とかこじ開けるのが七ヶ浜教育行政のトップである教育長のお仕事なのかなというふうに思います。

大変生意気な言い方で大変恐縮なんですが、そのあたりの強いお気持ちを最後にお聞かせ願いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君） この部活動地域展開は、まさに国の大事業だと思います。各地区で先行的に進んでいる地区もあるんですけれども、最終的には、議員がおっしゃたように、受け皿どうするんだということが1つ。

それから、そこで出る、そのいわゆる指導者のお金どうすんのや。この2つに限られてくるなというふうに思います。

でも、そういう中で、子供たちがやはり健全な形でその活動に取り組んでいくために、どういうふうにしていったらいいのかということについては、重々私のほうでも認識しておりますし、これから強い思いで進めていきたいというふうに思っております。

特に、七ヶ浜町の場合は、私が思うには、東北で一番面積が小さい町。これは、ある意味か

らするとデメリットもあるんですけれども、ある面からすると、これはメリットなんですね。つまり、ほかの地区では学校、学校の間があまりにも距離があり過ぎて、一緒に合同練習したくてもできない。でも、七ヶ浜町の場合は、コンパクトにまとまっているじゃないですか。そこには七ヶ浜町でしかできないような部活動の可能性というのも私は持っております。

ですから、それを行政サイドで一方的に強引に進めるという方法はありますが、でも、ここにはすばらしい宝がたくさんあります。アクアゆめクラブとか、それからスポーツ少年団とか、体協とか、そういう方々のリーダーの思い、この卓球の指導者が代々つながってくるような熱い思いを持った方々がたくさんやっぱり七ヶ浜町はいるというふうに存じておりますので、そういう方々とお話をよく聞きながら、この難しい状況を何とか情熱を持って突破していきたいと思いますので、今後ともどうぞいろいろ御意見いただければと思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木議員。

○2番（鈴木 篤君） では、熱いお気持ちをお聞かせいただいたので、今後に期待して、今回的一般質問を終わらせていただきます。

○議長（安倍敏彦君） ここで暫時休憩いたします。午後1時20分より再開いたします。

午後0時18分 休憩

---

午後1時20分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

次に、7番佐藤直美議員の質問を許可いたします。佐藤議員、発言席に御登壇願います。

〔7番 佐藤直美君 登壇〕

○7番（佐藤直美君） 7番佐藤直美です。

議長の許可をいただきましたので、通告どおり一般質問させていただきます。

1問目、中学校の部活動についてです。

中学校の部活動を取り巻く環境は毎年変化しています。県教育委員会は、令和10年度中を目標に公立中学校で休日の部活動を原則行わない方針を示しました。また、スポーツ庁と文部科学省の有識者会議である地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議において、令和13年度までに休日における原則休日の部活動の地域展開実現を目指すなどとする部活動改革に向けた最終取りまとめが行われました。

令和6年9月会議で一般質問した際は、本町では全くと言ってよいほど何も進んでいないこ

とが明らかになりました。生徒が希望する部活で活動し続けられるようにするために、以下4点を伺います。

まず1点目です。地域展開、地域連携に向け、本町が実施した取組は、令和4年度以降行わ  
れている文部科学省の実証研究、先進地の情報収集、教職員対象のアンケート、中学校生徒、  
保護者の対象のアンケート、関係団体との意見交換について実施しているとのことでしたけれ  
ども、県、さらには国の方針も新たに示された今、取り組むべきことを整理できたはずだと思  
いますけれども、以下の進捗状況を伺います。

アンケートに関しては、以前行っていますけれども、教職員や児童生徒、保護者は入れ替わ  
っていることから、再度行うべきと考えます。現時点でどのように進めていくのかも併せて、  
町の取組や考えをお聞きします。

先進地の調査・研究、教職員対象のアンケート実施、小中学校児童生徒・保護者対象のアン  
ケート実施、部活動指導者に関する調査、七ヶ浜町立中学校が目指す姿についての意見集約、  
検討委員会や推進協議会の設置、ガイドラインの策定、地域スポーツクラブ活動体制整備事業  
への申請、運営団体指導者の確保、地域クラブ活動指導者、スポーツのみならず文化芸術もで  
すね、研修会への参加などになります。

2点目、生徒数減少や部活動任意参加に切り替わったこともあり、今後廃部になってしまう  
部活もあるのが現状です。大槻教育長が向洋中にいた頃とはだいぶ生徒数も減っています。生  
徒が望む部活で活動できるよう、七ヶ浜中学校、向洋中学校間で地域連携を実施し、活動して  
いる部活もあります。週末のみならず、平日も一緒に練習できる環境づくりや生徒の移動の支  
援が全く足りていないです。

町として支援すべきだが、町としての取組はいかがでしょうか。

3点目、中総体新人戦は、仙台北地区での開催となっています。移動範囲も広くなっている  
ため、輸送費が以前にも増して増えています。御存じのとおりだと思います。学校から上がっ  
ているので分かっているかと思いますけれども、現地集合現地解散とならないように、さらなる  
支援が必要だが、町として行っている支援や今後の取組、9月には新人戦がございます。7  
月県大会もございます。今後の取組について伺います。

2問目です。公共施設や公衆トイレの環境整備や維持管理、利用方法についてでございます。  
町内の公共施設はとても使いやすいと、町内のみならず町外在住の方々もたくさん利用され  
ています。しかしながら、まだまだ環境整備が必要な部分はたくさんございます。

改善すべきと考え、以下4点を伺います。

1点目、スポーツ施設や公衆トイレのハンドソープ、ペーパータオル、ハンドドライヤーの設置状況は。

未設置の場合、未設置なんですかけれども、設置する考えはあるか伺います。設置すべきと考えます。

2点目、公衆トイレの維持管理、施錠時間の現状をお伺いいたします。

3点目、公共施設、学校施設のA E D設置状況はどうなっていますでしょうか。

未設置個所がたくさんありますけれども、ある場合設置する時期を伺います。

学校開放をし、夜間帯は武道館や体育館を利用できる状況にはありますけれども、種目によって設備が整っておらず、利用を希望する団体がかぶることもたくさんあります。西部地区公民館も来年度からは利用できなくなる予定のため、今まで利用していた方々もほかの施設を利用することも考えられます。

部活動の夜練やアクアゆめクラブの教室、地域スポーツチーム、スポーツ少年団などの活動も本当に活発に行われております。今から使いたいという方々も団体も出てくるかもしれません。そういうこともありますので、小中学校体育館や生涯学習センターの軽運動場の器具の新調や導入、設備の整備をするべきと考えます。

また、アクアリーナのアリーナ半面を町民体育館の位置づけとし、以前は町民体育館ありましたので、ママさんバレーだったり、役場のバレーボールだったり、そういうところ町民体育館を使っていたとは思うんですけれども、たしか卓球もありますよね。役場ね。町内団体がさらに利用しやすくなる環境を整える考えはあるかと思いますけれども、ないなら、その理由もお伺いいたします。

また、中学校の文化部の地域展開、地域連携についても、進んでいくことを考え、公共施設での練習場の確保の必要性も高まってきますけれども、町としてはどのような支援を文化部にも行っていくのかお伺いいたします。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 第1問、中学校の部活について、回答を求めます。大槻泰弘教育長、御登壇願います。

〔教育長 大槻泰弘君 登壇〕

○教育長（大槻泰弘君） 7番佐藤議員の1問目の御質問、中学校の部活動についてお答えをさせていただきます。

1点目、中学校部活動の地域展開等における進捗状況について、現時点でどのように進めて

いくかも併せて、町の取組や考えを伺うについてお答えをさせていただきます。

部活動改革については、県は令和10年度を目指して休日の部活動を行わない方針を示し、国では令和13年度までに原則休日における部活動の地域展開実現を目指すとしております。

本町でもこの計画に鑑みて、令和8年度より部活動の地域展開、地域連携を検討する委員会の立ち上げに向けて今年度より準備を開始いたします。

令和5年度に行ったアンケート調査を生かしながら、先進地の情報収集や関係団体との意見交換なども行ってまいります。

必要に応じて追加のアンケートを実施することも考えております。

2点目、生徒数減少や部活動任意参加に切り替わったこともあり、今後廃部になってしまふ部活もあるのが現状である。生徒が望む部活で活動できるよう、学校間で連携している部活動に対し、町として支援すべきだが、町としての取組はについてお答えをさせていただきます。

部活動を任意に切り替え進めてきております。任意にしている中学校は年々増加してきておりまして、県内では現在6割を超えるほどにまでなってきてございます。地域連携を実施している活動は、県内ではございませんが、部員数の足りない部が他の学校と合同で土日に練習するという事例は七ヶ浜町でもございます。合同での活動ですので、平日は各学校で練習をして、土日に合流して練習しております。

その際の移動については、生徒の発達段階から見て自力が望ましいと考えており、保護者の送迎については、各家庭の事情によるものと考えてございます。

3点目、中総体、新人戦は仙台北地区での開催となっている。移動範囲も広くなっているため、輸送費が増えている。さらなる支援が必要だが、町の今後の取組についてお答えをさせていただきます。

中総体や新人戦の仙台北地区の開催となっており、これについては現地集合、現地解散を原則として考えてございます。開催が大きなくくりとなり、県の方針が出されてからは、大会の移動が現地集合、現地解散が主流となってきております。

以上、1問目の御質問に対する回答といたします。

〔教育長 大槻泰弘君 降壇〕

○議長（安倍敏彦君） 第2問、公共施設や公衆トイレの環境整備や維持管理、利用方法について、回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、次、2問目の御質問は私のほうから回答させていただきます。

公共施設や公衆トイレの環境整備や維持管理、利用方法についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の御質問、スポーツ施設や公衆トイレのハンドソープ、ペーパータオル、ハンドドライヤーの設置状況は。未設置の場合設置する考えはについてお答えをさせていただきます。

スポーツ施設の中でアクアリーナについては、ハンドソープとハンドドライヤーが設置されておりますが、公衆トイレについては、ハンドソープ等未設置となっております。

未設置の場合、設置する考えはについてでございますが、いたずらや盗難が予想されるため、設置は難しいと考えております。

次に、2点目の御質問、公衆トイレの維持管理、施錠時間の現状はについて回答させていただきます。

公衆トイレの維持管理は、主に清掃となります。一般社団法人七ヶ浜町観光協会や公益社団法人七ヶ浜町シルバー人材センターなどで行っております。

スポーツ施設に隣接しているトイレについては、施設の使用時に開錠し、使用後に施錠しております。公園のトイレについては、ほとんど施錠しておりませんが、一部冬期閉鎖をしている箇所がございます。

次に、3点目の御質問、公共施設、学校施設のAED設置状況は。未設置箇所がある場合、設置する時期を伺うについてお答えをさせていただきます。

AEDの設置については、役場、生涯学習センター、七ヶ浜国際村、スポーツ施設、学校、遠山保育所等の施設に合計29台設置しております。

未設置の施設はほとんどが設置している施設が同じ敷地内や近接している状況にあることから、万が一のことが起きた場合は、近接の施設に設置してあるものを兼用しているところでございます。

未設置の施設については、必要性などを勘案しながら、効果的、効率的に活用できるよう、今後設置の検討を進めてまいります。

また、設置場所の認知度向上や救命講習の受講により、AEDを取り扱える人の普及にも努めてまいりたいと思います。

次に、4点目の質問、町内団体がさらに利用しやすくなる環境を整える考えは、及び中学校文化部の練習場の確保についての町の姿勢はについて回答させていただきます。

先ほどの鈴木 篤議員の一般質問の回答で申し上げましたとおり、この部分、すみません。

私教育委員会のほうに代わってそのまま回答させていただきます。西部地区公民館の今後につきましては、現在利用している利用者と話し合いを持ちたいと思っております。

議員質問内容にある卓球団体がほかの施設を利用する事はないと思われますので、器具の更新や導入、設備の整備、さらに、アクアリーナのアリーナ部分の半面利用につきましても、教育委員会では新たに環境を整える考えは持っていないということでございました。

なお、中学校の文化部の活動につきましては、要請に応じ、対応について考えてまいりたいと思います。

以上、回答とさせていただきます。

〔町長 寺澤 薫君 降壇〕

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） こんなに長く、3ページも書いた一般質問なんですけれども、今の答弁がすごく短くて、ちょっとびっくりしてしまったんですけども、1個ずつちょっと碎いて質問しますね。

まず、中学校の部活動についてなんですけれども、必要に応じてアンケートはしていくと。もちろん親も入れ替わっていますしね、生徒児童も入れ替わっています。そのところは必要だなと思いますので、状況を見ながらやっていただければなと思います。

それから、先進地の調査、研究に関してなんですけれども、これも多分御覧になっていると思うんですが、令和7年度、令和7年5月16日に発表されたばかりの地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議最終取りまとめというものが出ています。

これに付随して、全部例がちゃんとデータでPDFでまとまっているんですね。なので、この先進地のものがすごく本当に分かりやすくまとまっています。なので、ぜひこれは熟読していただきたい。これと対で2つちゃんと見ると、うちの町に合ったところに勉強に行くことができます。なので、これはぜひちゃんと見ていただきたいなというのと、あとは、学校部活動と地域のクラブ活動とのガイドライン第二弾、県が発表したものになりますね。第一弾もそれが出てから私一般質問しています。これが第二弾が令和7年の3月に出たばかりです。なので、この2つを見てもらうと、本当に進めていかなければいけないことがクリアになると思います。

うちの町は、さっき教育長おっしゃったみたいに、コンパクトシティーですよね。コンパクトタウンです。なので、これ私学校の先生たちともよく話す機会がありますので言われます。どこに行ってもこんなに体育施設が全てそろっているところはないんですよ。町が本腰を上げてやってくれれば、この2校の部活一緒に活動できるポテンシャルは本当に高いんですって。

何でやらないんですかって、逆に聞かれました。

なので、この今進んでいない状況で、さっき教育長もおっしゃったみたいに、この令和もう8年の、令和10年度中を目標に公立中学校の休日の部活動を原則行わないということで、そうすると、今令和7年なので、本当に時間がないですよね。

そのところ、どういうふうに考えているのか。これもう御覧になったのかどうなのか。今お示しした資料、そのところ、ちょっと1点目でお聞かせ願います。

○議長（安倍敏彦君） 大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君） 教えていただいた資料については、また詳しく私のほうで勉強させていただきたいと思っております。

令和10年という、その目標設定があって、その中で土日の活動をなくしていくというようなことで、かなり時間が迫ってきてございます。ですので、佐藤議員がおっしゃったとおり、こちらも時間との闘いということにもなるかと思いますけれども、全力で推進をしていきたいというふうに思ってございます。

たくさん課題がございますけれども、一つ一つ丁寧に見て進めていく。同時に、時間の締切もあるということで、2つ葛藤している状況が出てきますけれども、拙速にならないようにしたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいなというふうに思っております。

県の状況を見ていると、任意の団体の加盟率についてもだんだん本腰を入れている地区が増えてきているという認識でございます。任意団体の加入率が令和4年度には20%台だったのが令和5年になって40%台になり、6年度になって60%、6割を超える程度になってきているということがあり、だんだんとこの地域も本腰を入れる状況になってきてございますので、情報を様々な地区と交換しながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○7番（佐藤直美君） 先ほど検討委員会か推進協議会の設置と。令和7年度よりスタートして始めていくということですけれども、そのメンバーに町長も入られますか。

それから、どんなメンバーが交えて進めていくのかというところをお聞かせ願います。

○議長（安倍敏彦君） 大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君） 今のところ、多賀城の実践をちょっとお聞きしておりました。多賀城では、検討委員会には校長代表、それから中体連の理事、少年団の地区代表、諸体育協会の代

表、多賀城にはスイミングがありますから、スイミングの代表、あと、文化部関係の代表というふうなことがございますので、これらを参考にしながら、組織なども考えていきたいなというふうに思っております。

さらには、やはり保護者、そして地域へのその周知という点でも、非常にやっぱり皆さんにお知らせしなくちゃいけないという局面がございますので、この検討会の話し合ったことを基に多賀城市でそれぞれゴールを決めて、それをリーフレットにしてお知らせをするというようなことを計画しているということがございましたので、このあたりも参考にしながら、検討委員会立ち上げていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○7番（佐藤直美君） ぜひ教育民生常任委員会も入れていただくといいかもしないですね。

私たち前回視察に行っております。宮城県七ヶ浜町議会教育民生常任委員会視察研修資料ということで、私たち茨城県の城里町のほうに行きました。このときには、地域連携をしている2つの中学校の部活動に対して町のほうでハイエースを準備をして、剣道部と吹奏楽部、それから野球部を拠点校まで連れていって、週末だけじゃなくて、月から金もしっかりと一緒に練習できるような体制を整えているんです。

そういういたところで、これは町が今のところ負担をして、昨年度の話なんですけれども、ちゃんと準備をしています。

ということは、やっぱりこういった金銭面とか、いろいろな町全体のことが絡んでくる。我个人としては、やっぱりしっかりと町長にも入っていただいて、そのところは、いろいろな意味で教育委員会だけじゃないんですね、これ。町でも示しているとおり、町全体がやっぱり関わっていかないと、これは進まないというふうに、国でも、この資料にもしっかりと載っています。

だから、やっぱりなかなか教育委員会、教育側だけではやっぱり進まないことなので、これはこれから地域クラブといって、ゆめクラブ、うちの町には既にありますね。学校開放もしっかりとできています。

そういういた観点から見て、やっぱりやりやすい状況にはあると思うんですよ。うちの町は。なので、そのところ、やっぱり町も一緒に関わって、町の財産である、例えばマイクロバスを出すだとか、そういうことも関わってくるんであれば、こちら側だけじゃなくて、町全体でやっぱり子供を支える。いつも卒業式とかでも子供は町の宝だというふうにおっしゃってく

れていますので、そういったところもやっぱり町がしっかりと関わってやっていただくのがやっぱり近道だというふうに私は考えますので、そのところはこれから始まっていくと思いますので、いろいろと助言のほうは、今のは私の1つの提案なんですけれども、やっていただいたほうが恐らく教育部局としてもやりやすいんではないかというふうに考えます。

それがまず1点。

それから、既に今バレーボール部が七中は3年生が卒業するとあと3人です。剣道部は、3年生がどっちももうちょっと負けてしまいましたので、剣道部は1人となります。しかしながら、やめないと部活は廃部にななりません。練習はできます。その残っている子供たちがやめないと限ら廃部にはしないというふうな決まりになっています。

そうしますと、剣道部の子は、新人戦に9月に新人戦があります。そうすると、そこまでの間練習1人になってしまいますね。素振りだけで、素振りっていうんですか、こういう柔道、空手でいう、こういう型だけになってしまいますね。そうすると、やっぱり地域連携とまでは言わないかもしれません。合同練習のみと言うかも知れないんですけども、そうすると、普通の日に向洋中に行って練習することも可能です。バレーボール部の子も普通の日に向洋中に行って練習することも可能です。

しかしながら、中学生だから自力で行くべきだと、さっき教育長おっしゃいましたけれども、校長先生やっていたから分かりますけれども、放課後その時間に終わって、七中生徒が歩いてそこまで行くのはもう練習の時間が半分終わってしまいます。前野球部の子が1人いたときは、お母さんがほぼ毎日行って、迎えに行って向洋中まで送り届けていました。今は大学2年生ですけれども、そういった、やっぱり家庭環境だけではありません。

なので、ここで出ます。この城里町の、この町で出すバス、町でしっかりと、ハイエースでもいいんですよ。1台ハイエースになれば、3人乗れますね。それをもしかしてゆめクラブに委託するとか、そういった事業もできるかと考えますので、そういったところどのように町として考えなのか。

それは今年度から運用することも補正をつけてもらえばできるんじゃないかなというふうにも思いますけれども、そういったところはどのように町としてはお考えなのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君） やっぱり子供が少なくなってきたことで、部活そのものの存続が難しくなってきているというのはございます。

私が校長をしていたときもやっぱりサッカーチームが人数少なくて、どうしたかというと、利府のしらかし台中学校の皆さんにチームを混ぜていただいて、合同で中体連に出るなんていうようなこともしておりましたが、やりくりということがやっぱり出てくるかなというふうに思っております。

そんな中で、合同でやるというのは、それぞれの学校に顧問がいて、ふだんの練習しながら、どこかで大会のときとかで一緒に行ってというふうな形になりますけれども、一方で、拠点校という部活動の実践も始まると伺っております。特に、塩竈では来年あたりから1つの競技を拠点校、つまり、3つの中学校があるとします。そうすると、その中に顧問は真ん中の学校の顧問だけをつけて、ほかのほうは顧問はないので、その生徒さんたちは2番目のところに集まってきて部活動をする拠点校方式の部活動というんですか、これに踏み出していくということがございます。

ですので、そういう細やかなところの違いみたいなものもありますので、そういういたところの可能性と、それから子供たちの願い、それから保護者の思い、こういったものをやっぱり受け止めながら進めていかなくちゃいけないなと思っております。

一方で、知らせることと今のような実践的にいろいろなところに進んでいくのを御知らせが終わったら次についていうふうなことを言ていられない状況もありますので、何か同時並行に進むような、タイトな日程になるやもしれませんが、そのところは把握しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○7番（佐藤直美君） 拠点校、まさにこれが城里町でやっていた拠点校です。

今の生徒数も減ったので、教育長は理解されていると思いますが、先生の数もがくんと減っています。なので、部活動が減らさなければいけない状況になっているのはもう理解いただいていると思います。

しかしながら、やりたいスポーツ、例えば向洋中ですと野球部もある、卓球部もある、女子のテニス部もある。それから、剣道部も普通にあって、男バス、女バス、女バド、男バド、それから女バレーと、向洋中のほうが部活数が多いんですね。吹部もありますし、もちろん美術部もあると思います。しかしながら、七中のほうは、野球部ない。もちろん卓球部は長い間ない。女子のテニス部もない。そして、剣道部は残り1名、そして、バレー部は残り3名になっています。男子バスケット、女子バスケットはある、女子バド部、男子バド部はあるっていう

状況なんですよ。

そうすると、今後七中に入ってくる子供たちの選ぶ幅、選択肢が本当にもうないんですね。今バレーボー部だったら、スポ少のサンライズ、今5年生とか、汐見サンライズなんですかけれども、5年生とか6年生がすごく多いんです。5年生が増えて、本当にバレーボーが多くなっています。

そうすると、もう小学校の子供たちが心配なんですね。七中入ったらもうバレーボー部ないんじゃないかなって。そのときに登場するのがこの拠点校なんですよ。

拠点校があれば、そこに部活がなくてもバレーボールは続けられる。剣道部も続けられる。そういった、やっぱりこの立地を利用してできるんですよ。車あれば3分で着くじゃないですか。それか、向洋中がさっきの卓球部の話もですかけれども、分かっているとは思うんですが、1個余ると1個は外練になるんですよね。だから、多分多目的室でやれば、卓球部は毎日練習できるんです。

ただ、バスケ部、バレーボー部、バド部で回すと、1個が外練になるんですよ。なので、バスケ部が週4回練習するときあっても、みんなローテーションなので、外でやらなきゃいけない。

そうすると、合同でやれば、しっかりと体育館も使える。例えば、じゃ私は2間目に入りましたけれども、私が中学校1年生に入ったとき七中の体育館、2年生に入ったときに工事したんですね。そのときに町民体育館を使わせてもらって、バレーボー部の部活をずっとやっていました。という例もあります。

なので、やっぱり最大限に町の施設を利用してやれるように、拠点校をつくりながらも、みんながちゃんとやれるような環境をつくるというのが篤議員もおっしゃいましたけれども、それが私たち大人の役目だと思うんですよ。

フル活用して、やっぱりこの町で子供を育てたい、この町で育ててれば子供たちがやりたいことをやれる。ほかと比べたときにそういった、やっぱりたけているところがあれば、少しでも選択肢の1つになるんじゃないかなって私は思います。

なので、そういったことを踏まえて、今後今年度にやれること、それは何と思っているのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君） 非常に現実的な話をたくさんしていただきました。幸いなことに、本町の中学校の校長2人、非常に部活動に対しての意識を今高く持っていて、何かしなくちゃいけないんじゃないかなという思いが強うございますので、もしかすると、その土台は今あるかなというふうに思っております。

さらには、七ヶ浜町がやっぱりスポーツが非常に盛んで、昔からサッカー、野球、バレー、卓球、たくさんあるんですよ。そうすると、そこに熱い指導者も当然町内にたくさんいらっしゃって、その方が何かやっぱり子供たちのために役に立ちたいというような声も私の下に届いてきておりますので、これは非常に大きな追い風になるかなというふうに思ってございます。

まさに拠点校は、一斉にやると危険だなとは思っております。なぜかというと、まず1つどこかの種目でやってみて、運用の仕方とかトラブルとか、こういうようなリスクが伴うなという実践を踏まえながら、一つ一つ増やしていくような展開になるかと思いますけれども、どちらにしても、そういうようなこともできる町だなというふうに思っていますので、やっぱり子供たちが中学校に入ったらこういうことできるっていう夢を持たせてあげるような土台作りをしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○7番（佐藤直美君） そうですね。これチャンスですよね。バレーボルと剣道部、既にもうそのところに来ているので、実際に終末やっていましたというところがありますので、そのところ、やっぱり校長に託していると、前回聞いたときは言われましたので、そこはやっぱり町がしっかりと教育総務課、教育委員会が音頭を取ってやらないと、やっぱり2校あるので、中学校。やっぱりそのところは、やっぱりしっかりと進めていっていただきたいなというふうに思います。

そこでなんですかれども、3点目の中総体、新人戦の現地集合、現地解散に関してです。

これは、やはりちょっと私息子たちが今回フラップ大郷でバスケの試合がありました。ちょっと遠いんですよね。大雨だったので、すごく道路も危険で、朝も早かった。私たちの時間は朝早くなかったので、ゆっくり中学校で少しウォームアップしてから現地集合っていうことはできましたけれども、やはり向洋中学校は現地集合、現地解散でした。それは、分担金のもう残金がなかったので、せざるを得ないと。七ヶ浜中学校は、これを見越して残して、近い女バスの多賀城中学校でやったものは現地集合、現地解散にしたんですけども、それ以外はバスを出してやっております。

やはり、保護者、いろいろ聞きますと、やっぱり現地集合、現地解散は、向洋中学校は、先生方から聞くと、いや、親からは何もクレームなかったですとはおっしゃっていますが、実際は、やっぱりちょっとつらいという声は聞いています。

なので、こここのところは、今回、以前は町のマイクロバスを1台出してもらって行ったとき

もありました。今回は、町として出しましたか。そういったことをサポートしましたか。

それから、中総体あったことも町としては把握しているのかどうなのか。そのところもちょっと聞きたいなと思っております。どうでしょう。

○議長（安倍敏彦君） 大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君） 中総体はあったのは当然承知しております。私もアクアリーナが剣道の会場だったので、午前中様子を見てまいりました。

七中と向洋中学校が団体戦で戦って、熱い戦いをしていたので、非常に胸が熱くなりました。

輸送費の問題については、現時点で校長の判断に委ねているというのが現状でございます。

校長がその部活動の子供たちのメンバーとか様子を見ながら、バスを出して進めていくのか、あるいは現地解散、現地集合がいいのかというようなことは、校長に委ねている状況でございます。校長が多分判断で考えるのは、バスを出すときに親の手出しも当然出てくる状況なので、現時点では、そのところが親がかえって送迎をするよりも経費がかかってしまうかもしれないというところのところで最後の校長の判断がいろいろ変わってくる部分があるんだと思います。

ですから、そういうところは、学校で変わってくるというのはそういう現状があったということを御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○7番（佐藤直美君） 私も親なので、十分理解しています。

親の手出しというか、年度初めにそれは分担費として集金されるものに含まれています。なので、皆さんそれが手出しというふうに、今は部活に入っていない方々もしっかりと P T A で総会のときに説明して、皆さんに負担をいただいて、それで分担費として積み立てているお金でバスが出ていて、それから、町のほうに申請をして、それが補助として入って、それを分担費として使わせて、後で支払いに回すというふうになって、十分理解されてると思うんですけども、そこで、問題が現地集合、現地解散となると、やはりみんな全員の親が協力的でみんながみんな車を出せるという状況ではないというところもあるのは恐らく感じてらっしゃるとは思いますけれども、そのところはどのようにお考えなんでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君） 非常に悩ましいところです。多分校長たちもここ悩ましいところなんだと思いますけれども、現状として、ほかの市町村の流れを見ても、ほとんどというか、八センテージが現地集合、現地解散というのがほぼほぼの状況になってきてございます。

そういうふうな流れを踏まえた上で最終的な判断だというふうに思っております。

非常に難しいところではあるんですけども、現状としては、流れを現地集合、現地解散の流れがかなりパーセンテージで言うとかなり大きいところを占めるような状況になってきているということを御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○7番（佐藤直美君） 今SDGsという言葉も飛び交っておりまして、誰一人取り残さない、この世の中をつくっていくという意味で、みんながみんな恵まれているわけではないんですね。やっぱりそこのところは、他市町村をまねしなくとも、七ヶ浜オリジナルで私は進んでいけるんじゃないかなというふうに思っています。

このことは、今話し合っても前に進まないので、別の件に関してお伺いしますね。

地域クラブ活動指導者、スポーツ文化芸術研修会の参加って、私載せさせてもらっていますが、今週6月7日の土曜日に令和7年度第1回宮城県地域クラブ指導者、スポーツ・文化芸術研修会というものが開催されます。これに関しては、教育総務課、もしくは生涯学習課、それから町のほうで参加する方はいらっしゃいますか。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稻妻和久君） その研修会には参加する職員はいません。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○7番（佐藤直美君） そんなことだろうなと思いまして、私申し込みました。でも、これ、本来はしっかりと地域展開進めていく上でこれやっぱり指導者確保という意味でも、しっかりとどんなことをこういった研修で勉強するかっていうのをなぜアクアゆめクラブとかあるのに、相談をして、誰か行けないんですか、生涯学習課の職員もしくは教育総務課の職員がこれに参加して、情報収集、それから情報交換すべきじゃないですか。

何で一般ピーポーの私がこれに参加してみようと思って申し込むでしょうね。なぜ町としてやらないんですか。お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 大槻教育長。

○教育長（大槻泰弘君） 御指摘のとおりでございます。私もこれは、目にしておりませんでしたので、やはり大事な会議だなと思って、今認識をしているところでございます。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○7番（佐藤直美君） 情報収集、やっぱりしっかりとしていただきたいなというふうに思いま

す。

これ、実は私が一般質問しようと思って調べて、すぐ本当にググって2分ぐらいで出てきました。それぐらい情報はしっかりと出ています。

そのところ肝に銘じて、今後しっかりと失敗しないように進めていただきたいと思います。時間がないので、次に進みます。

2問目です。

ごめんなさい。ハンドソープ、ハンドドライヤー、いたずら、盗難あるので置かない。じゃ、何で役場にハンドソープ置いてあるんですか。

○議長（安倍敏彦君）企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君）役場に置いてあるハンドソープは、漁協からの寄附で頂いたものになっております。そちらを置かせていただいております。

○議長（安倍敏彦君）佐藤議員。

○7番（佐藤直美君）寄附なら盗難されてもいいんですか。

○議長（安倍敏彦君）企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君）盗難されてもいいのではなく、御厚意で頂いたものですので、活用させていただいております。

○議長（安倍敏彦君）佐藤議員。

○7番（佐藤直美君）だから、そこなんですよね。じゃ、何でスポーツ施設や公衆トイレには置かないんですか。盗難されるんだったら、ハンドディスペンサーを置いて盗難されないようにしておけばいいんじゃないでしょうか。そこは考えられなかつたんですか。

○議長（安倍敏彦君）建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君）どのようなやり方をしても、盗まれるときは盗まれまして、そういうことがあれば、ちょっと置くのはどうかなというふうに思っております。実際、トイレットペーパーでさえ外されて、水洗に流されて、それで詰まっているというような情報もあります。

○議長（安倍敏彦君）佐藤議員。

○7番（佐藤直美君）じゃ、お伺いしますけれども、これから第2スポーツ広場と大木囲貝塚にもお手洗い設置しますよね。避難用に使えるように、避難というか何かあったときに災害時、災害時のことを考えると、それ多分どうにかして持っていくとは思うんですけども、3・11のときすごくいろいろなものを手にして、すごくいろいろなものを片づけてというときにも、

それはハンドソープは置かないで、そのまま水で洗ってもらうっていうようなお考えなんですかね。

それプラス、ながすか多目的広場に授乳施設できましたよね。授乳。搾乳もできるようになるんですよね。搾乳の方法って御存じだと思うんですけれども、まず一番最初にやらなきゃいけないのは、ハンドソープを使って手を洗ってきてから授乳、もしくは搾乳をするんです。そういう授乳ボックスをあそこの管理室の中に入れているのに、トイレにはハンドソープ置かないで、水でちゃっちゃと、ぱっぱってやって授乳してくださいというお考えですか。そのところいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君）　災害用のトイレにつきましては、今回の公衆トイレと同様に、設置は考えておりません。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　佐藤議員。

○7番（佐藤直美君）　じゃ、授乳に関してはどうなんですか。搾乳に関してはどうなんですか。水しかないんですよ。

○議長（安倍敏彦君）　建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君）　搾乳については、個人で持ってきていただいていいのかなというふうに考えております。

○議長（安倍敏彦君）　佐藤議員。

○7番（佐藤直美君）　私は、長女が二十歳になるんですけども、今年で。その時代から授乳室の近くのトイレでハンドソープがないところは、私は今まで一個も使ったときがありません。それから、スポーツ施設もすごくきれいに掃除してくださっています。サッカー場も野球場のトイレもアクアゆめクラブの裏にある、結構年期が入ったトイレも、それからすばーくの近くの屋内運動場の近くのトイレもありますよね。掃除する方はきれいにやってくださいます。

ただ、問題はハンドソープがないことだけです。前も言いましたよね。サッカーの練習のときに犬のふんを踏んでしまって、その靴を洗ったり、ボールについていた泥を洗ったり、コロナ禍だったのに、子供たち水でだけ手を洗って、あんなに学校側からハンドソープでしっかり手を洗って予防しなさいよと言われているのに、スポーツするときに限ってハンドソープがない。

そのところは、町として、大人としてどのようにお考えなのか。

授乳室に関しても、どのようにお考えなのか。

あんなに荷物いっぱいあって、おむつ持って、お尻ナップ持って、搾乳するのに搾乳のもの持つて、プラスアルファでハンドソープは持たないと思いますけれども、そのところいかがでしょう。

○議長（安倍敏彦君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） それでは、私のほうから回答申し上げたいと思いますけれども、搾乳室なり、あるいは授乳室、そういったものの設置、そういったものについて、最近始めたばかりなもんですから、今どこにハンドソープ設置されてないのか、そういったことをちょっと私、町長も私もですけれども、全部把握しているわけではないんです。

そんなことから、ちょっと実態を調査させていただいて、ここには必要かどうかというのを再度調査して、設置の方向をどうするかというようなことを考えさせていただきたいと思いますので、ちょっと時間貸していただければ、そっちの方向に向かうというふうなことは可能なんじやないかなというふうに思いますので、御理解いただければというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○7番（佐藤直美君） AEDに関してです。

学校施設にあると言いますけれども、夜間オープン、夜間貸出ししている体育館、武道館にはAEDがありません。年配の方も使っています。若い子供も使っています。

学校のものは夜は使えません。そのところどのようにお考えですか。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 全体の部分で回答いたしますと、実際そのように使えない時間があるというのは認識しております。

それで、設置の方法につきましては、町で設置する場合、レンタルの場合、あとはその事業のときに持っていくとか、手法がちょっと様々ありますので、関係課とそこは検討してまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○7番（佐藤直美君） 観光協会も公共施設かと思うんですが、今設置されていません。必要であれば七のやさんから借りてくださいとか、前そんな話があったという話なんですが、そのところはいかがでしょう。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） これまでイベント等においては、役場から、役場に設置

してあるものを持ってイベント対応しておりました。

御指摘のとおり、観光協会のほうも設置当初は町で施設を設置しておりまして、これまで改修等も含めて、どちらで対応するというふうな協議はしておりますので、今後そういったこともお互い共有して、設置する方向で検討してまいりたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○7番（佐藤直美君） 公衆トイレに関してです。

今年2025年1月から3月末まで菖蒲田浜海水浴場のトイレ、いわゆる建設課で言うと南側と、とにかく2つ、冬場凍結防止、南側、北側、表浜、1月から3月、1月2日から3月21日まで冬場凍結防止のため閉鎖されていたと。議会報告懇談会に行ったときに、町民の方から3月1日に町外からのお友達を呼んでウォーキングをしていて、もうトイレに行きたくてトイレに行ったら閉まっていたと。なので、もう本当に我慢しなきゃいけないんだけれども、ながすかまで行ったんです。これどうにかしてくださいって、町民の方から訴えかけられました。

1月から3月、私も平均気温見たんですけども、結構暖かいんですよね。水道管の凍結、私まだちょっと分からんんですけども、ググったら、マイナス4度で凍結すると。

なので、観光協会のほうに話したら、それは毎日予報を見て、凍結しそうなら閉める。凍結しないんであれば開ける。我々は掃除するのは何も問題ないですというお答えいただいているけれども、そのところどのようにお考えですか。

やっぱり日帰りリゾートを目指すんであれば、トイレは重要ですよね。これから逍遙のまちづくりも進めていくんであれば、トイレはとっても重要になってくると思います。そのところの管理、どのようにお考えでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君） 確かに、冬場は凍結による漏水防止のため閉鎖しておりますが、その期間については、12月から2月とか、ばらばらなような状態がしますので、その辺はちょっと議員おっしゃられたように、期間については、少し考え方させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○7番（佐藤直美君） そうしますと、期間についてということは、その1か月間閉めるのか、今私が言ったように、やっぱり天気予報をしっかりまめに、今結構天気予報当たるので、じゃ明日はちょっとマイナス何度になるから閉めたほうがいいよねとか、そういうところをやつ

ていくのか、やっぱりそこっていうのは、仕事だと思うんですね。観光の1つだと思うんですよ。トイレって重要なので。だって、県道からトイレ閉まっていますって書いてないので、行っちゃうんですよ。それでも漏れそうになって、ながすかまで行かなきゃいけないっていったら、結構きついですよ。

そこのところどうお考えでしょう。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君） 冬場の毎日はちょっと厳しいと思いますので、月ごとににはなるとは思うんですけども、その閉鎖の期間をちょっと考えさせていただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○7番（佐藤直美君） 毎日は厳しいというのは、どのように、観光協会とのやり取りはできない。観光協会閉まっていても、周りのトイレのごみ拾いとかはしているということなんですよ。なので、ちょっと毎日が厳しい。週末はもちろん役場の方いらっしゃらないので、多分難しいとは思うんですが、そのところちょっと私理解できないです。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復進室長（阿部豊則君） 凍結防止となりますと、水道の元栓を閉めなくちゃいけないんですけども、その元栓を閉めるためには、やはり上下水道事業所とも協議とか、そういう手続とかもありますので、その日に閉めるというのはなかなか厳しいというふうに思っております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○7番（佐藤直美君） そうしたら、その横のつながりでやっていただければ解決するのかなと思いますけども、いかがでしょう。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復進室長（阿部豊則君） 今後検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤議員。

○7番（佐藤直美君） その閉めるときの周知方法、そのところはどのようにお考えでしょう。県道からは見えないので、開いてると思って行ってしまったりとかするんです。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君）　その辺もどういうふうにしたらいいか、今後考えたいきたいと思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　佐藤議員。

○7番（佐藤直美君）　体育施設のみならず、文化部の施設開放というところもあるんですけれども、今後西部地区公民館がもしかして使えるようになるから、団体施設は増えないんじやないか。だから、アクアリーナの半面は、町民体育館のような使用じゃなくてもいいんじゃないかという答弁だったんですけども、実際に私今アクアゆめクラブに子供たちの夜練用に結構週に2回ほど使います。結構かぶるんですね。木曜日にアクアゆめクラブがバドミントン使っている。そうすると、例えばバスケだと、七中、向洋中、松小しか使えない。それは、リングの問題もあります。

でも、みんなそこに集中して、バレーやっている方々もやっぱりこのホールのほうが使いやすいと言って、結構かぶってしまうんですよ。

やっぱりここでもう一回各学校に置いてある設備をしっかりとチェックをして、それから、備品が何があるのかもチェックをして、皆さん平均的にいろいろなところで使えるように、しっかりと整備をする。ちゃんと見直すということをするお考えがあるのであれば、アクアリーナの半面を体育館のような利用をしなくてもよくなるのではないかなどと思うんですが、それから、プラス軽運動場ですね。

そういういたところ、町としてはどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君）　まず、軽運動場につきましては、今卓球台が4台ほどございます。

あと、学校関係の卓球台という部分ちょっと調べさせてもらったんですけども、ある学校とない学校があるというところをちょっと聞いております。

夜間用、ゆめクラブさんのほうで学校開放ということをやっていますけれども、そこら辺の部分、情報聞きながら、ただ、学校のほうに仮に卓球台がないところを持っていって、管理ができるか、しまえるかというところがちょっと調査しないと分からないところですので、今後その意見を基に、教育委員会の中で話させていただいて、学校のほうと調整できれば、話はしていきたいなと思っております。

以上です。（「卓球のみならず、備品で……」の声あり）

卓球台に特化しましたけれども、そういったスポーツ関係、バレーのポールの購入、バドミントンのポール、そこら辺も含めて、学校にあるのかないのかも私どもで把握できていないところもございますので、協議していきたいと思っております。

以上です。

○7番（佐藤直美君） 以上になります。

○議長（安倍敏彦君） これにて一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。午後2時30分より再開いたします。

午後2時17分 休憩

---

午後2時30分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

---

日程第3 議案第41号 個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（安倍敏彦君） 日程第3、議案第41号個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） それでは、議案第41号個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は1ページをお開きください。

提案理由といたしましては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく標準準拠システムへの移行に際し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項で定める個人番号の独自利用事務を追加するために改正を行うものであります。

それでは、議案参考資料の新旧対照表に基づき御説明いたします。議案参考資料の1ページを御覧ください。

第3条関係の別表に4、住登外者宛名番号管理機能による本町の住民基本台帳に登録されていない者の情報管理に関する事務を追加するものであります。

この「住登外者」という部分になりますが、通称の呼び名になっておりまして、正しくは「住所登録をしていない者」ですね、町民住基、この後に説明がありました住民基本台帳、住

所登録をしてない方々との宛名を管理する機能ということになります。こちらのものを追加するものであります。

議案書は2ページにお戻りください。

附則により、施行期日は公布の日からとなります。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 1点について伺います。

まず、この条例改正におきましては、その以前に令和3年に施行されました地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、全国の自治体で使用する機関業務システムは標準準拠システムへの移行が義務づけられております。

この流れを受けまして、本町におきましても令和7年度当初予算におきまして標準準拠システムへの移行支援業務委託料として9,453万4,000円を計上、議決済みであります。既に具体的なシステム対応が進められているものと理解しております。

そこでお伺いします。まずは、この本町における標準準拠システムの導入状況であったり、今後のスケジュール、また、今回の条例改正との関係性について、現時点での整理状況を説明いただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） それでは、ただいまの仁田議員の御質問につきましてお答えいたします。

まず、整備状況になりますが、今年の5月にテスト運用可能となりまして、ガバメントクラウドですね、標準化の作業は一通り終わりまして、今ガバメントクラウドにおいて接続し、テストモードで稼働して、稼働状況を確認しているところになります。

本稼働、実際に本システムへの切替えが予定どおり8月を見込んでおります。8月に今の既存のシステムから標準化を行ったガバメントクラウドでの利用を予定しております。

こちらにつきましては、順調に進んでおりまして、予定変更は今のところないものと考えております。

また、今回のこの条例改正に伴うシステムとのつながりになりますが、もともとこの当該システムに關しましては、私どもで利用しているシステムは搭載しております、独立した宛名システムとしてやっておりました。これも標準化の中でパッケージとしてやっておりますが、

これ、他の自治体、実はこの宛名システムが結構ばらばらに搭載されているものがありますて、我が町では別システムとして管理しておりましたので問題なかったんですけども、ほかのシステムに附属しているような、住民票とか、税システムに住登外宛名システムが附属して、サービスシステム化しているものもありましたが、今回この標準化において、改めて切り分けられましたので、本条例において独自利用として国が位置づけたということで、条例を上程させていただいたということになります。

以上になります。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 担当課の御努力により、先見の明があり、そういったシステムがスムーズに運用がかなっているということで理解しました。

その一方で、この住登外者につきましては、住民基本台帳に登録されていない方々への対応というところで、従来の行政実務ではあまり明文化されてこなかった印象がございます。

そうしたことから、実際に運用される現場での対応などに戸惑いが生じないかという点であったり、方針の統一に課題が生じるのではないかというところが懸念されると思います。

そこで、改めて伺いますが、今回対象となります住登外者というものは、具体的にどういった事例が想定されるのか。また、町としてこれまでどのような対応をされてきたのか。改正により、今後どのような運用方針で整理していくのか説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） まず、住登外者の運用につきましてですが、実際のところ今回は普通に今使っている住登外者の宛名の上に統一した番号を振って、宛名を名寄せ、まとめようというシステムになりますので、実務上は弊害は出ないものと考えております。

今やっている業務をそのままやり続けることで住民サービスは低下しないものと考えております。

そして、この住登外システム、宛名というものがどのような業務に行われているかということになりますが、分かりやすいところですと、町内に土地を所有している方、必ずしも町民とは限りません。町外の方が町の土地を所有しているケースが多くあります。この方々は、住民票持っておりませんが、管理上宛名が必要になりますので、そういう方々の宛名を管理するため、あとは、転出入を繰り返した場合、これを別人物として捉えると後々の管理が煩雑になってしまいますので、その場合も住登外等とひもづけて管理していくなどをメインに使ってい

るものというものになります。

あとは、収納管理部門でしょうかね。収納管理で既に町外に転出てしまっているが債権が発生しているという場合に、この住民でないけれども宛名管理をしていくという事務に主に使っているとなります。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） ただいま御説明いただきましたように、今回の改正によりまして、住登外者に対してもマイナンバーを用いた一元的な情報管理が可能になるという点では、行政実務の効率化であったり、公平なサービス提供に資する意義は大変大きいものだという感じます。

そこで、最後に伺いますが、今回対象となります住登外者の方を対象ということは、従来の住民台帳ベースの情報管理とは異なる点も出てくるのかなというふうに感じますが、特にそういった点では慎重な対応が求められる部分もあると思います。

そこで、町として、情報セキュリティ対策については、どのようにお考えなのか伺います。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） 御指摘のとおりで、セキュリティ対策につきましては、住基、住民基本台帳と同等のものでございます。まして、個人番号、マイナンバーが振られるものとなりますので、特定個人情報に当たりますので、保護ランクとしては最上位のものと当然扱います。

先ほどのお話もありましたが、マイナンバーを附番して利用することにつきましては、既に情報連携が始まったときから住登外者も始まっておりますので、今回は標準システムに置き換えになったということで、業務自体は情報管理セキュリティ管理に関しましても、これまで変わらず、しっかりとやっていきたいと思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第42号 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害被害者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改改正する条例について

○議長（安倍敏彦君） 日程第4、議案第42号東日本大震災における原子力発電所の事故による災害被害者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 議案第42号東日本大震災における原子力発電所の事故による災害被害者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改改正する条例について御説明いたします。

議案書の3ページをお開きください。3ページです。

提案理由ですが、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害被害者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免措置を延長し、当該災害被害者の負担軽減を図るものであります。

この条例による減免は、国の財政支援を活用しておりまして、毎年国の支援措置延長の決定を受けて1年ずつ延長してきたものであります。

今回の改正も令和6年度末までとしていた減免措置の期間を令和7年度末まで延長しようとするものであります。

それでは、改正の内容につきまして、新旧対照表により御説明いたします。

別冊の議案参考資料2ページをお開き願います。議案参考資料2ページになります。

第1条中「令和6年度分」とあるのを「令和7年度分」に改める改正は、減免措置の期間を令和7年度まで延長するものであります。

第2条中「平成26年」を「平成27年」に改める改正は、平成27年に避難指示が解除された地域に係る世帯を減免対象外とする改正であります。これは、国の財政支援措置のルールに沿った改正であり、国では被保険者間の公平性等の観点から、避難指示解除の状況を踏まえ、激変

緩和措置を講じながら見直しを行うこととしており、財政支援措置が延長される際に段階的に対象世帯を縮小していくものであります。

続きまして、このページの最後の行、「令和6年度分」とあるのを「令和7年度分」に改める改正は、減免措置の期間を延長するものであります。

次のページをお開きください。

第2条の続きであります。1行目の「令和7年3月31日」とあるのをはじめ、その次の「令和5年度相当分」、その次の「令和5年度末」、そして「令和6年4月以後」とあるのをそれぞれ1年ずつ改める改正は、いずれも減免措置の期間を延長するものであります。

続きまして、第2条第1号中、「平成27年度」とあるのを「平成28年」に改める改正は、平成28年に避難指示が解除された地域に係る対象世帯について、減免額を半額とするものであり、こちらも先ほど申し上げました激変緩和措置を講じながら段階的に対象世帯を縮小していくという国のルールに沿った改正であります。

同じく、第2条第1号中、「令和5年度相当分」とあるのを「令和6年度相当分」に改める改正は、減免措置の期間を延長するものであります。

次の第3条の改正につきましては、介護保険料の減免の規定となります、第2条の国民健康保険税の減免規定の改正と同様でありますので、説明を割愛させていただきます。

議案書にお戻りいただきまして、議案書4ページを御覧ください。議案書4ページです。

条例の施行期日ですが、附則にありますとおり、公布の日から施行し、今年度分の国民健康保険税及び介護保険料を対象とするため、令和7年4月1日に遡及しての適用となります。

以上、改正内容の説明となります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第43号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（安倍敏彦君） 日程第5、議案第43号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） それでは、議案第43号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

議案書の5ページを御覧ください。

本案は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部改正により条ずれが生じたため、所要の改正を行うものです。

議案書の6ページ、議案参考資料の5ページを御覧ください。

改正内容としましては、附則第3項中、第14条第1項が条ずれが生じたため、「第13条第1項」に改めるものです。

なお、本条例は公布の日から施行いたします。

以上、議案第43号の御説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 1点でございます。

すみません。こちら、私の勉強不足で、アーカイブ等々調べたんですけども、なかなか見つからなかつたもので、質問するものです。

この条項番号の変更というのは、政令の条文構成の見直しに伴うものですが、参考までに、厚生労働省関係政令（平成23年政令第131号）につきまして、条項番号の変更になった理由やその条文見直しの背景について、承知されている範囲で構いませんので、説明を求める

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） こちらは、生活衛生と関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律、こちらのほうの法律の公布によりまして、その改正がありまして、この今

回の東日本大震災に対処するための特別な財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行に関する政令、そちらのほうに一部の改正が行われたことによりまして、町条例の改正を行うものになります。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 運用につきましては、特段変更がなく、技術的な整合性を図るものということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） おっしゃるとおりです。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第44号 工事請負契約の締結について「令和7年度七ヶ浜町武道館耐震化工事及び大規模改修工事」

○議長（安倍敏彦君） 日程第6、議案第44号工事請負契約の締結について「令和7年度七ヶ浜町武道館耐震化工事及び大規模改修工事」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 議案第44号工事請負契約の締結について説明いたします。

議案書7ページ、議案第44号関係資料をお開きください。

本契約の工事名は、令和7年度七ヶ浜町武道館耐震化工事及び大規模改修工事であります。

契約の方法は、指名競争入札であります。

一般競争入札において入札参加者がなかったことから、一般競争入札を中止し、指名競争入

札へ契約方法を切り換えたものであります。

契約金額は1億8,216万円で、うち消費税1,656万円となっております。

契約の相手方は、株式会社鈴木工務店で、現在仮契約を締結しているところです。

工期につきましては、令和8年2月27日までとなっております。

なお、参考資料としてお示ししておりますが、指名業者12社中、応札者は2社であり、落札率は95.6%がありました。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。歌川議員。

○10番（歌川 渡君） 1点ほど質問させていただきます。

落札率95.63についてです。残りの4.63についてです。そこで、1つはこの名称、耐震化工事及び改修工事ということでの2つの事業であります。その中の95.63%ということであります。

そこで、まず伺いたいのは、この耐震化工事と改修工事をミックスしての95.3ということでしたのか、それとも、耐震化工事の鉄骨フリース補強の部と大規模改修、屋根等のふき替えとか、空調関係でのそれぞれの落札率が、落札額が違っていて、それを合わせての95.63なのか、その点ちょっと説明があれば、一緒なのか、それとも別々でなって、平均したのが一緒のことなのか、その点ちょっと伺いたいというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） こちらの落札率につきましては、落札額での落札率になりますので、合わせたものになります。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○10番（歌川 渡君） そこで、このよく物価高騰、資材高騰の中で、この4.37と、安価になつたというか、されたというのは、この耐震化工事の部分なのか、大規模改修等々の部分なのか、そこの事業の落札時の低さというのは、そちらのほうで把握しているのかどうか。

もし把握しているのであれば、どの部分のほうが今の資材高騰の中で安くというか、予定価格より安価に契約できたのか、その点説明求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 直工費につきましては、割高と、物価高騰もあるのか、割高とはなっておりましたが、共通費のほうで、共通費、諸経費のほうで安価となっていたことで、

落札率が下がったというふうな形になっております。

○議長（安倍敏彦君） ほかに御質疑ありますか。鈴木 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） 1点だけお伺いさせていただきます。

ちょっと素人のような質問で大変恐縮なんですが、ちょっと今見ていたところ、説明にもありました、一般競争ではゼロで、指名競争に切り替えて行ったところ、12社がいて、そのうち辞退が10社というところなんですが、非常に何か辞退が多いのかなと思ったんですが、これは原因とかを担当課としてはどのように分析といいますか、されているのかお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 辞退届に記載されている理由から把握しますと、配置すべき人材の確保が難しいというのが主な理由でございました。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） 同じところに付随してなんですが、これ町内の業者さんで手を挙げたことか、あとは辞退の中に町内の業者さんとかが含まれていたのか。答えられる範囲で構いませんので、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 今回指名した業者さんの中には町内業者は含まれておりませんでした。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）

これより採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 御異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第45号 令和7年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第1号）

○議長（安倍敏彦君） 日程第7、議案第45号令和7年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第1号）

についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 議案第45号令和7年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第1号）について説明いたします。

議案書8ページをお開きください。

第1条として、既定の歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ8,810万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ80億8,710万6,000円に定めようとするものであります。

今回補正する主なものとしましては、笹山区に対するコミュニティ活動部品購入事業補助、物価高騰対応重点支援給付金支給事業、地球温暖化対策実行計画策定事業、菖蒲田漁港内支障物撤去事業、消防団活動装備品購入事業などであります。

歳入について説明いたします。13ページをお開きください。

14款2項1目総務費国庫補助金6,259万6,000円は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金へ追加するものであります。

令和6年度から実施している定額減税給付について、令和6年分の所得税及び定額減税の実績が確定した後、定額減税がし切れず、当初調整給付を受けた額に給付の不足が生じる方に対し、本来の給付額との不足分を給付するための財源となるものであります。

2目民生費国庫補助金150万円は、当初予算の歳出で計上しました子ども計画策定に係るアンケート調査等の事業が国の補助対象事業として内示決定を受けたことから補正するものであります。

15款2項1目総務費県補助金、市町村振興総合補助金333万9,000円は、各事業において県から採択の内示を受けたことから、補助金額を補正するものであります。

主なものとしましては、新たに菖蒲田漁港内支障物撤去事業へ補助金を追加するものであります。

3項委託金1目総務費委託金16万6,000円は、法改正に基づき、参議院議員選挙の投票・開票の管理者、立会人などの費用弁償の額の増額に対する財源として追加されるものであります。

17款1項1目一般寄附金20万円は、企業版ふるさと納税2件分それぞれ10万円の寄附を受けたものであります。

寄附者の意向に基づき、いずれも水産業振興費に充当し、財源組替えを行うものであります。

18款2項1目財政調整基金繰越金606万8,000円は、今回の補正で不足する財源を調整するため繰り入れるものであります。

14ページをお開きください。

20款 4 項 3 目 雜入1,423万7,000円のうち、防災対策室分、コミュニティ助成事業助成金100万円は、一般財団法人自治総合センターから助成されるもので、消防団活動装備品購入事業に充当するものであります。

企画財政課分、人生100年時代づくり地方創生ソフト事業交付金279万3,000円は、公益財団法人地域社会振興財団から助成されるもので、当初予算で計上している七ヶ浜アロープログラム事業費に充当するものであります。

町民生活課分、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金794万4,000円は、一般社団法人地域循環共生社会連携協会から補助されるもので、地球温暖化対策実行計画策定委託事業に充当するものであります。

まちづくり振興課分、コミュニティ助成事業助成金250万円は、一般財団法人自治総合センターから助成されるもので、 笹山区のコミュニティ活動備品購入事業補助金に充当するものであります。

15ページをお開きください。

歳出について説明いたします。

2款 4 項 3 目 参議院議員選挙費 8 節 旅費、費用弁償16万6,000円は、令和7年5月28日に可決され、本日公布されました国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正により、投票・開票の管理者、立会人などの費用弁償の額が改定されることに伴い、改定後の基準額との差額を追加するものであります。

2款 6 項 1 目 企画総務費11節手数料 2 万2,000円は、寄附を受けました2件分の企業版ふるさと納税に関し、寄附先として本町を紹介いただいた手数料であります。

18節負担金補助及び交付金250万円は、 笹山区がコミュニティ活動の際等に使用するテープル等の備品を購入するために補助するものであります。

2款 6 項 9 目 七ヶ浜アロープログラム事業費につきましては、歳入でも説明しました財源の内示決定で認められた拡充の事業費について、講師謝金やイベントチラシ印刷代などを追加するものであります。

15ページから16ページになります。

10目物価高騰対応重点支援給付金支給事業費、低所得世帯支援枠等6,259万7,000円は、歳入でも説明しましたが、令和6年分の所得税及び定額減税の実績が確定した後定額減税がしきれず、当初調整給付を受けた額に給付の不足が生じる方に対し、本来の給付額との不足分を給付

するものであります。

対象者は1,920人で、今回の補正では給付金のほか、給付金支給に関する各種事務費を計上するものであります。

2項6目子育て支援推進事業費につきましては、歳入でも説明しましたが、当初予算で計上しました子ども計画策定に係るアンケート調査等について、国内示決定に伴い財源を組み替えるものであります。

16ページから17ページになります。

4款1項7目環境衛生費1,126万円につきましては、地球温暖化対策実行計画区域施策編の策定に係る費用で、計画策定検討会議関連の費用と計画策定業務の委託料であります。

3目漁港管理費12節委託料948万2,000円は、当初予算で計上しておりました菖蒲田漁港内の支障物調査により判明した漁港内の支障物の撤去に関する委託料であります。

事業の内容としましては、漁港内に埋没しているブロック9個を撤去し、従来の設置場所である防波堤まで移設するものであります。

9款1項2目非常備消防費10節消耗品140万円は、消防団活動装備品として防火用長靴100足を購入し、各消防分団に配備しようとするものであります。

10款1項5目学校教育支援事業費8節旅費20万9,000円は、会計年度任用職員が替わり、遠隔地からの通勤になったことに伴う通勤手当への追加であります。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。仁田議員。何問でしょう。

○13番（仁田秀和君） 3点について伺います。

まず、1点目につきましては、議案書15ページの2款4項3目について伺います。

こちら、費用弁償の変更ということで説明を受けましたが、参議院議員選挙費としまして、大変住民の方からもいろいろな御意見であったり、疑問点等々が生じておりますので、について伺いたいと思います。

町内ではこれまで選挙公報については、各地区の区長や班長の協力により各戸配布がなされましたが、前回選挙投票日以降に配布されたとか、そういった経緯におきまして、経緯があつたことから、新聞折り込みによる配布に切り替えたというところで、先般の町の広報のほうでも周知されたというところで理解しております。

この今回の補正にはそうしたための予算措置が見当たらないというところで、質問をするわ

けでございますが、これはまた別のものなのか、そこについての理由と、また、ほかにも何か説明点ございましたら説明を求めるたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） それでは、お答えいたします。

こちらは、選挙管理委員会での議論ということもありますので、先にそちらから説明させていただくと、議員御指摘のとおり、一旦5月号で選挙公報と選挙公報の配布方法について新聞折り込みというような案内はさせていただいたところですが、意外と個別申込みがかなり来るのではないかという想定だったのですが、ほぼほぼ来なかつたというところで、これだと確実にむしろ届かないのではないかというような懸念がございまして、もう一度選挙管理委員会のほうで今月2日、定時登録の会議がありましたので、その場で再検討させていただきまして、今回の参議院議員選挙に関しましては、周知期間、または選挙の期間も長いということもありまして、従来のやり方でやはりやって、それを徹底したほうが確実に届くのではないか。それにあと郵便と、最終的にはポスティングも含めてのやり方を加えて、その配布漏れをなくすことを徹底するというところで選挙管理委員会としては方向性をまとめたところです。

まだ住民周知のほうにつきましては、この後地区との調整等を含めて行いまして、今月中にはホームページや各種SNS、あと広報につきましては、来月交付される広報について、従来どおりの選挙公報の配布をさせていただきたいという内容で周知する予定になっております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） ということで、今回の補正には組み込まれてないので、ちょっと議題外になる可能性あるんですけども、ここについては、事前に議会のほうにも説明がなかつたものでして、それについて若干ちょっとお伺いしたいんですけども、方向性について選挙管理委員会のほうで協議されたと。その結果従来どおりの配布方法とされたということでございましたが、そうしますと、前回の懸念点、配布漏れというところがやはりそういったところが気になりますが、そこの改善点については、もう少し具体的に御説明いただければというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君） 総務課長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） 改善点につきましては、今回さきの広報でお知らせした新聞折り込みの際に、希望者には郵送というところを含めておりますが、今回この郵送の部分に関しましては取下げないで、郵送部分も併せて行うというところは続けたいと思い

ます。

どうしても区長さん回って把握できてないところで各個別で欲しいという方もいらっしゃるかもしれませんので、そこで補強をさせていただければなというふうに考えております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） それでは、2点目に移ります。

17ページの4款1項7目12節地球温暖化対策実行計画区域施策編の策定業務の委託料について伺います。

こちら、全協でもるる説明いただきましたけれども、改めまして伺います。

本町における温室効果ガスの排出実態や再生可能エネルギー導入の可能性などを把握するための基礎調査を含めて広範な分析が想定されるというように理解しております。

そこで、まずお伺いますが、本業務委託の具体的な実施内容、成果物のイメージ、また、町としてのこの計画策定により、どのような将来像や政策展開を目指すのかについて説明を求める

ます。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 委託の内容のイメージなんですが、国や県、本町のエネルギーに関する動向等の整理、それから基礎資料収集整理、それからエネルギーの需要量及び温室効果ガス排出量、こちらの把握、再生可能エネルギーの導入ポテンシャルの推計、脱炭素シナリオの検討、温室効果ガス排出量の将来推計、それから削減目標、再生可能エネルギーの導入目標についての検討、目標達成に向けた具体施策の検討などを想定してございます。

成果物のイメージとしましては、分析内容の納品とともに、計画案についてのたたき台の納品といったものを想定しております。

町の将来像につきましては、国目標、削減目標に沿った形で削減を考えたときにどういったことができるのかというのもこの策定作業の中で見ていくというところでございますので、具体的の内容につきましては、策定作業を通じて見えてくるのかなということで考えてございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 現段階ではなかなか回答がしづらい部分のあると思いますけれども、このカーボンニュートラルに向けた地域施策の土台づくりとしての、大変意義ある取組ではあるというふうに思います。

提示された、こういったスケジュールも提示されておりますけれども、8月に解約、そして

翌年1月に成果報告、ここについては、国の補助縛り等々があるということでございました。そして、4月からの施策着手と。実質的な検討期間が短いようにも見受けられるという点でございます。

こうした限られた期間の中で、再エネの導入目標の設定であったり、具体的施策の検討などまで、どの程度まで踏み込んだ内容を盛り込む想定とされているのか。業務委託先の役割分担であったり、町の関与の在り方を含めて、現時点での整備状況について説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 確かにスケジュールタイトでございます。その辺のところで懸念はございますが、他市町村についてもそういったスケジュール管理やってきてているという実績もあるようですので、当町においても頑張らせていただきたいということで考えてございます。

それから、委託先とのその役割分担等々ございます。この辺は、かなり専門的知見が必要でございますので、町行政ができるところがどうしても限られてくるという前提がございますので、その辺は専門知見の部分、それから先行自治体での事例の照会等々含めて、委託先に期待しておるところでございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） やはり、そうした中でもパブコメの実施というところもありますので、この辺は行政のほうにかかるてくるのかなというふうに思います。

計画自体が法的義務はないというふうなことでございますが、御紹介のとおり、県内でも複数自治体が導入されているというところで、回答にありましたように、そういった先行事例に学ぶ余地も大きいのかなというふうに思います。

その上で、この計画はあくまでスタート地点であり、実効性ある取組へとどう落とし込んでいくのかというところが今後の鍵になると考えますが、町としてこの計画策定を単なる整理文書にとどめず、地域施策として具体化していくための財源確保であったりとか、住民事業者との協働体制の構築について、どのようなビジョンをお持ちなのか説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） ただいまの御質問にお答えいたします。

御指摘のようなところが課題になってまいります。関係機関との連携、特に民間との連携とかも含めて、どういった形で実施していくのかどうかというところも踏まえて、計画策定の

中で検討をさせていただきたいと。

それから、町としてどのような削減が見込めるのかというようなポテンシャルを見てみないと分からぬところもございますので、そういったところも計画策定の中で洗い出しをしながら、方向性を見てまいりたいと。

その計画を策定していけば、スタート地点に立てますので、実現可能性というものも見えてくるのかなということで考えてございます。

漏れてないでしょうか。以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） ここまでなのかなと。現時点ではそういうことだと思いますけれども、それでは、3点目でございますが、同17ページの中間の6款3項3目12節菖蒲田漁港内支障物撤去委託料について伺います。

埋没しているブロック9個の撤去ということでございますが、これが出現した要因についての分析について説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 御質問についてお答えします。

この支障物につきましては、一昨年も同じような案件がございまして、これまで潜水調査を行って撤去、移設ということで進めてきております。

一旦終わったものと思って、我々も判断しておりますが、漁業者からの通報、あとは県漁協からの要望をいただきまして、再調査をさせていただいたと。

4月に行った調査の中では、9つ、中空三角ブロックが7個、方塊ブロックが2個というところで、合わせて9個となっております。

いろいろ原因等も復旧後に一旦撤去をしたということで、そのとき探査機等で確認はしているものの、そのときの水の濁りの要因なのか、あと当時地盤沈下をしていたという状況もございまして、それらの要因である一定の水深は確保できたと。そのほかはないよという判断をしたもののが今となって現れてきて、水の透明度とかの関係かと思われます。

現時点では支障となり得るだろう9個を今回、もともとあった防波堤の位置、三角ブロックについては東側、方塊ブロックについては西側のほうに移動、移設をさせていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 分析というとどこまでたどれるのかなというふうなところありますけれ

ども、毎回毎回質問させていただいているんですけれども、震災に起因するものっていう可能性っていうものは払拭できないのかなとは思いますけれども、そうしますと、やはりここの中の持ち出しというふうなところにもかかってくると思いますし、その辺については、国であつたりとか県であつたりとか、そいつたところの機関との調整はどのようにされてるんでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 議員御指摘のとおり、今回ちょっと震災起因ではないかということで、県のほうに御相談をさせていただいております。

先ほど企画財政課長が御説明したように、歳入予算のほうで13ページをお開きいただきたいんですが、15款2項1目1節企画費補助金の中の漁港改良助成事業ということで、県のほうから補助金のほうお認めいただいております。

この247万5,000円というのは、当初前年度ベースの撤去費用を想定して550万円の45%がお認めいただけるということなので、それで一旦内定を受けております。

今後実績額が決まりましたら、追加分を改めて申請をして、補助をいただくというふうな流れで協議をさせていただいております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） では、再出現というか、こういったところがやはり懸念されるのかなというところがもうずっと続いているものだと思いますので、出ないという保証はないというところで、漁業者が安全に運航されるべきだというところなんござりますので、その潜水調査であつたりとか、そいつたところの徹底とか、その辺のさらなる調査に踏み込む可能性について、こういったものが出ておりますので、今後の展望について伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 今の御質問につきましては、県漁協のほうに十分お話をさせていただいて、実際お使いになっている菖蒲田の漁業者、何よりも漁業者の方に日頃より情報をいただくような状態とさせていただいておりますので、日々現場確認も含めて、対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。鈴木洋市議員。何問でしょうか。

○1番（鈴木洋市君） 1点でございます。

15ページの2款6項1目18節の笹山の件でございます。

先ほど説明でテーブル等ということですが、もう少し具体的に説明をお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 御質問いただきました笹山区コミュニティ活動備品購入事業の内容でございますが、まず、テーブル20台になります。テント2張り、草刈り機1台、あとはこれらを保管する物置屋1基ということで、前年度より事業計画のほう提出しております。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木洋市議員。

○1番（鈴木洋市君） では、その点の歳入の部分で先ほど説明あったと思うんですけれども、この250万円の配備先というか、そこをもう一度説明をお願いします。雑入だと思うんですけれども、そこで先ほどちょっと説明あったと思うんですけれども、もう一度お願いします。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 資料につきましては、14ページになります。14ページ、20款4項3目のまちづくり振興課分のコミュニティ助成事業助成金250万円、これを100%助成金ということで自治総合センターのほうからいただいているお金を歳出のほうで笹山区コミュニティ活動備品購入事業補助金として支出させていただく予定としております。（「はい、ありがとうございます」との声あり）

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。鈴木恵子議員。

○6番（鈴木恵子君） 4点です。

私の場合は、漁港管理費のところに関する問題です。

支障物があるというのは前からなんですかと、今回の場合はいつから把握していたのかというところ。

それから、潜水調査費用というのは経費は幾らなのかということと、あとはもともとあった防波堤のほうに移すんですけれども、その移すというか撤去して移す費用っていうのはどのくらいかかるものなのかということと、それから、撤去時期はいつなのかというところ、その4点です。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） まず、いつ分かったかといいますと、前回ちょっと3月議会のときに御説明はしているんですが、前年の年末に漁業者から御報告を受けまして、調査費用のほうを当初予算のほうに50万円計上させていただいておりまして、4月に調査を終えております。

金額につきましては、44万円。調査費で執行をさせていただいております。

その撤去に幾らかかるんだということは、現時点で予算の中で今回のは948万2,000円を予算として計上させていただいております。

今後お認めいただければ、事務契約手続を進めまして、できれば7月中、漁業者との調整では7月中にやっていただきたいという御意向がありますので、そういう流れということで。一刻も早くということで、年末には調整したんですが、ノリ養殖で海水を使っているという状況で、この時期にということで、このような計上の仕方をさせていただいております。

○議長（安倍敏彦君）ほかに質疑ございませんか。熊谷議員。

○8番（熊谷明美君）2点お伺いいたします。

まず1点目でございます。16ページでございます。3款1項10目物価高騰対応重点支援給付金支援事業でございます。18ですね、5,703万円の部分ですが、前回全協のほうで御説明を受けたんですが、特にこの人数に対してなかなか理解ができないというところがありまして、再度ここで質問をさせていただきたいと思います。

特に、（1）の不足定額給付金、全協でお示しいただきました資料見せていただいて質問させていただきます。

これ対象者が特に調整給付の部分で1万円単位なので、何千円ってなると繰上げっていうところでありますので、金額的にはなかなか平均な金額って出てこないとは思うんですが、でも、このときに前回1億5,000万円の予算をつけているわけです。それでまた今回1,450人分の不足減額給付の部分で計上されているわけです。

また、令和5年度に出生した方に対しても対象だということですが、1年間に出生される乳児というのはあまりにもこんなに多くないと思いますので、この1,450人、また、下の（2）の470人、この人数というのは、多分会社に勤めてられる方が対象というよりも年金生活者だったり、事業者だったりが多いのではないかなと思いますけれども、その辺の詳しい説明を再度お伺いしたいというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君）長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君）ただいまの質問にお答えさせていただきます。

前回全協のときには、対象となる例としまして、2つの例がございます。

1つ目としましては、1,450人ということで、前年のその所得と比べて実績、令和6年度所得のほうが確定したことによって、令和6年度所得のほうが減少した方だったり、扶養人数が変わったりとか、そういう方対象になります。

2つ目のパターンとしましては、制度の内容で本人及び扶養親族、そういった方が昨年のそ

の定額減税の対象外であって、令和5年及び令和6年度に行われました低所得者向けの給付金、そういうものの世帯主世帯に該当しなかった方、人数としましては470人ということで、お示しのほうさせていただいております。

今回その人数を出させていただいた方法としましては、その昨年の調整給付金の支給実績、それと令和6年の所得情報、そういうものを基に、不足額給付の対象者の抽出を行ったということと、あとは、予算の足りなくならないような形でこういった人数のほうをお出しさせていただいた次第でございます。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 多分前回の予算の組立ても恐らく不足にならないようにということで多めに予算を取られていたというふうに思いますけれども、特に出生時に関しては、これはこのときに当初生まれてなかった方が増えたというのは分かるんですけども、それにしてもその1,450人というのは大分多いのではないかなどというふうに思いますけれども、前回令和6年度では予算では賄い切れなかったという考え方でよろしいのかどうか。

そして、先ほどちょっと聞きたかったのは、どういう、多分対象者が多分会社員とかじやなくて、年金生活者の方とか、いろいろいらっしゃるとは思うんですけども、そういうふうに分析っていうのはされたのかどうかもお伺いしたいというふうに思いますが。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） おっしゃるとおり、年金の受給者の方並びに一般のパートの方とか、そういう方ももちろん対象にはなるかとは存じます。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） そうしますと、ちょっと令和7年度の重点支援地方交付金の取扱いについてというのをちょっと調べまして、今後そのスケジュールを見ますと、1年間で3回ほど給付金というのが出てくるという、国から交付されるというふうに思うんですけども、今回この定額減税で今後出生する乳幼児というか赤ちゃんとか出てくると思いますけれども、そういう方に対してはもう定額減税の対象にはならないというふうに捉えていいんでしょうか。

というのは、このスケジュールを見ますと、まだまだ1回目、2回目、3回目の中にも定額減税という言葉が出てくるんですけども、今後生まれた子どもさんに対してその定額減税の対象者になり得るのかどうかお伺いしたいというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（沼倉隆弘君） 今回の不足額給付に関しましては、令和7年の1月1日を基準

日というふうなことになりますので、今おっしゃられたような方につきましては、対象にはならないかと存じます。

○議長（安倍敏彦君） では、2点目。

○8番（熊谷明美君） では、2問目に移りたいと思います。

2問目は簡単なことでございます。17ページ最後の10款1項5目学校教育支援事業で、会計年度職員の通勤手当、これ遠隔地から通勤されるという方の予算でございますけれども、これは何人分なのかお伺いしたいというふうに思います。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稻妻和久君） こちら、1人分になります。

指導員の配置の関係で、当初予定していた指導員の通勤手当よりも要した指導員のほうが遠隔地からということで、今回補正させていただいております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） そうしますと、金額から見ると大分遠いところから通勤されるというところで捉えてよろしいのかどうか伺います。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稻妻和久君） 今回は、大分遠くから通勤になります。

以上でございます。（「以上です」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。鈴木 篤議員。何問でしょう。

○2番（鈴木 篤君） 2問質問させていただきます。

ちょっとほかの議員と重なるところで恐縮なんですが、ページが15ページ、2款6項1目18節篠山区コミュニティ活動備品購入事業補助金250万円ですかね。これ先ほど御説明と、あと洋市議員のときでしたか、御答弁の中でテーブル20台とかテントとかという細かい説明がございました。察するに、多分避難所の中のテーブルとか、そういうことなのかなというふうに思ったんですが、議会報告懇談会でも話していただいたときに、篠山区担当させていただいたんですが、避難所のところの中と外のカビが非常にひどいということで、何か再三希望出しているものの、ならないというようなお話で、お困りだというお話を伺いました。

今回のこの250万円の中には、それは入っていないのか。それとも別な項目があって、そちらで対応するということなのか、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君）　御質問の内容でございますが、今回の助成事業のほうには入ってございません。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君）　鈴木　篤議員。

○2番（鈴木　篤君）　では、どこでというのを質問したくなつたんですが、今回のこれとは多分違うものだというふうなことだと思いますので、2問目に移らせていただきます。

次が17ページになります。4款1項7目12節、17ページの一番上になります。委託料のところの金額について1,100万円、地球温暖化対策実行計画策定業務委託料ということなんですが、これ全協のときにも質問させていただいたんですが、先ほど来の御答弁をお聞きしていても、どうしてもこの多額なお金がかかるのかなというところがどうしてもちょっと納得できない部分がありまして、適正な価格だと思うからここに記載があるのだとは思うんですが、再度なぜこの金額になったのか、詳細な説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君）　町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、確かに金額は大きい金額だと思っております。こちら、先行事例などを参考にしながら、適正というか、よその事例を参考にしながら、金額を探っていったものございます。参考見積等々もいただいております。

内容につきましては、さらに精査を進めてまいりますが、あくまで最大値で見ておりますので、予算計上としてはこの額で見させていただいております。

ただ、この額で適正かどうかということにつきましては、なお契約に当たって精査しながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君）　鈴木　篤議員。

○2番（鈴木　篤君）　今の御答弁ですと、ほかのいわゆる事例とかを鑑みて、この場合の金額の頭出しあればこれ以上かかることはないということで計上したものであって、必ずこの金額がかかるとは限らないという認識でよろしいのか、再度お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君）　町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君）　お察しのとおりでございます。そのように考えてございます。

（「以上です」の声あり）

○議長（安倍敏彦君）　ほかに質疑ございませんか。遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） 1点のみ。

菖蒲田の消波ブロックの撤去、（「17ページ」の声あり）1点ですけれども、ちょっと確認なんですね。

これ撤去ってなっていますけれども、これ移設というか移動ではないんですか。移動ですよね。

それで、そこから続きます。移動であればいいんですけども、これは、通称ピンコロ、四角いやつ、ピンコロブロックだと、波にさらわれやすいんですね。例えば、防波堤の際に置いたとしても、海流の巻き込みで固定の方法何かあるんでしょうけれども、固定をきちんとしないと、また流されて、離岸流が起きるよう、その港の中央部にまた寄っちゃうと、こういうふうな感じで、図面の、それで、図面では一応10個あるようなんですね。A B C D Eと、あとこの赤い印、涙印みたいな、先ほど9個って言われたんですけども、計上する……、もう一度ちょっとお願ひしたいんです。まず1点。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） 事前に皆様に資料のほうお配りさせていただいたかと思うんですが、下段にございます中空三角ブロック2トン型というのは、右側が1個になります。合わせて三角ブロックが7個になります。7個です。

右上に記載しております四角い方塊ブロックというのは、4.5トン型というのが2つということで、合わせて今回9つという状況でございます。

いずれも再利用可能だということで、調査時点では確認しております、それぞれ適した場所への移設ということで考えております。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） ちょっと足りないんですけども、そのピンコロっていうか、あの四角やつだと、要は海流に流されやすいと。その固定方法とか、そういうのはあったんですか。この三角にしても同じなんですね。下が平なので、よくウイルス型の、こうポンと出てるやつありますよね。三角に、こう、あれだと海底にささりやすいんですけども、この三角もそのピンコロと言うと失礼なんですかとも、四角いやつは流れやすい。

それで多分中央部に、見た感じですよ。湾の中央部に寄っているのかなと、長い月日の間ですね。

ですから、またこの防波堤の際に置いたとしても、また流れる可能性があるんではないかと。それに対する、その固定方法なり、潜水の方がプロですから、きちんとやってくれるでしょう

けれども、そういう方法に関しては、何か聞いていることなんかはあるんでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（鈴木昭史君） まず、四角い方塊ブロックのほうにつきましては、本来西側防波堤の基礎部分にはまる部材というか、石ですので、これは、もともとの位置のほうを潜水していただいたところ、空きというか、固定できるような場所があるので、そちらへの移設を現時点では想定してございます。

また、三角ブロックにつきましては、東側の防潮堤の外洋側、（「外」の声あり）外側のほうにそれぞれ配置を考えてございます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤議員。

○10番（遠藤喜二君） そうすると、基礎部のはめ込みということでいいですか。（「そうです」の声あり） そうすると、それは、何か後で両方止めるわけですか。

例えば、震災のとき、花渕漁港ですね、あの下地、漁港の岸壁ありましたね。その下が空間になったんですよ。そのときブロック、ある程度あったんですけども、やっぱりその離れというのはありました。止まってないんですよ。ただ置きっ放しで。

だから、ある程度のその波の強さ等でやっぱり移動する。だから、固定方法何かあるのかなって、さっきも言ったんですけども、ただ置きっ放しというか、ただ差し込みだけなのか、それでちょっと確認したいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 私のほうから。恐らく方塊ブロックについては、昭和31年から38年まで作ったトウフ石って言われるんですけども、それなものですから、かみ合わせは難しいと思います。

ですから、西防波堤の恐らく浅い位置に1つの磯的なもので、岩というか、そういった部分で配置されると思います。

中空三角についても、東防波堤というのは、これ昭和の40年代の中空三角なので、根固めのほうというか、航路敷にできるだけ離れた位置に置いてもらうようになると思います。

というのは、ただ、ブロックというのは、波の計算で重量が決まつてくるものですから、当時のその波高計算の中では2トンブロックとか方塊ブロックの4トンだとしても、今の設計値での計算だとちょっと弱いんですね。

ですから、そういった意味では、支障のないというか、航路敷を離れたところのそういった

ところに配置するだけで、決してかみ合わせたり、つなぎ止めたりというふうな配置にはならないと思います。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 1問です。

15ページの2款6項9目、七ヶ浜アロープログラム事業費に関してです。

こちら、追加で今47万円補正額なっていますけれども、歳入で入ったものが279万3,000円ですけれども、この追加ということで、これはもともとあったイベントのものに講師謝金とかを人数を増やして追加して、あとはお客様も来る人が増えるであろうと見込んでの追加なのか、詳細をお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 国際村事務局長。

○国際村事務局長（我妻幸弘君） それでは、御質問にお答えいたします。

こちらアロープログラム、既存のイベントを拡充して行うために今回の補正の計上になっております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） そうしますと、そうなんだろうなと思ったので、もう少し詳細をお聞きしたかったんですけれども。

○議長（安倍敏彦君） 国際村事務局長。

○国際村事務局長（我妻幸弘君） こちら、賞品、ダーツフェスタですか、地区対抗ダーツ大会とかありますので、賞品の充実ですか、あとは広く広報するためにチラシの印刷ですか、そういうといったものを見込んでおります。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） そうしましたら、国際村で一気にやる1つのイベントに対しての追加ではなくて、今の説明だと、各地区に出向いて行うイベントをやるから、それに対しての追加という理解でよろしいでしょうか。そのところをもう一度説明をお願いします。

○議長（安倍敏彦君） 国際村事務局長。

○国際村事務局長（我妻幸弘君） アロープログラム事業ですけれども、国際村でやるイベントもしかりなんですけれども、あと、各地区に出向いてのイベントもございます。

そういういたイベントに対する消耗品ですか、そういういたものも含まれております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより暫時休憩いたします。午後4時再開いたします。

午後3時48分 休憩

---

午後4時00分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

---

日程第8 報告第4号 令和6年度七ヶ浜町一般会計継続費繰越計算書の報告について

○議長（安倍敏彦君） 日程第8、報告第4号令和6年度七ヶ浜町一般会計継続費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 報告第4号令和6年度七ヶ浜町一般会計継続費繰越計算書の報告について説明いたします。

議案書18、19ページを御覧ください。

今回報告いたします継続費の定時繰越事業は、令和6年定例会12月会議議案第62号令和6年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第4号）で議決いただいた継続費、七ヶ浜町健康スポーツセンター機械設備改修事業であります。

翌年度定時繰越額は710万円で、財源のうち繰越金は180万円、地方債は530万円となってお

ります。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑ないようですので質疑を打ち切り、報告について終了いたします。

---

日程第9 報告第5号 令和6年度七ヶ浜町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（安倍敏彦君） 日程第9、報告第5号令和6年度七ヶ浜町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 報告第5号令和6年度七ヶ浜町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明いたします。

議案書20から22ページを御覧ください。

今回報告いたします繰越事業は、令和7年定例会1月第2回会議議案第6号令和6年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第6号）及び令和7年定例会3月会議議案第23号令和6年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第7号）で議決いただいた繰越明許費のうち、15事業であります。

翌年度に繰り越した額は2億1,842万2,400円で、財源のうち未収入特定財源は、七ヶ浜縦断線舗装工事（その2）に充当する社会資本整備総合交付金や物価高騰対応重点支援給付金支給事業に充当する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などの1億3,714万7,730円、一般財源は8,127万4,670円であります。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑ないようですので質疑を打ち切ります。本報告について終了いたします。

---

日程第10 議員提出議案第6号 七ヶ浜町議会基本条例について

○議長（安倍敏彦君） 日程第10、議員提出議案第6号七ヶ浜町議会基本条例についてを議題といたします。

提出者仁田秀和議員の説明を求めます。御登壇願います。

[13番 仁田秀和君 登壇]

○13番（仁田秀和君） それでは、私から議員提出議案第6号七ヶ浜町議会基本条例について御説明申し上げます。

提案理由は、町民に身近な機関としての七ヶ浜町議会及び七ヶ浜町議会議員の責務、活動の原則、その他議会に関する基本的事項を定めることによって、議会の情報公開及び議会への町民参加を基本にした七ヶ浜町の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とするため、基本条例の制定を提案するものでございます。

議案書は1ページから5ページでございます。

まず、第1条に条例の目的としまして。提案理由でも申し上げましたとおり、議会に関する基本的事項を定めることにより、議会の情報公開及び議会への町民参加を基本にした七ヶ浜町の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することとしております。

次に、第2条では、この条例が議会における最高規範とすることを定めており、以下第3条から第11条例までそれぞれ議会の活動原則、議員の活動原則、町民との連携及び町民参加、議会と町長等の関係、議会図書室の体制整備、議会事務局の体制整備、災害時の対応、議員定数及び報酬改正手続について定めております。

施行日は公布の日からとしております。

そのほか詳細は、お手元に配付している資料のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（安倍敏彦君） この際、全議員が提出者及び賛成者のため、質疑と討論を省略し、採決したいと思いますが、これに異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多數ありますので、異議なしと認めます。

仁田秀和議員、御降壇をお願いします。

[13番 仁田秀和君 降壇]

○議長（安倍敏彦君） これより採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多數ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議員提出議案第7号 七ヶ浜町議会傍聴規則の一部を改正する規則について

○議長（安倍敏彦君） 日程第14、議員提出議案第7号七ヶ浜町議会傍聴規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提出者仁田秀和議員の説明を求めます。仁田議員、御登壇願います。

[13番 仁田秀和君 登壇]

○13番（仁田秀和君） それでは、私から議員提出議案第7号七ヶ浜町議会傍聴規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。

提案理由は、標準町村議会傍聴規則が改正されたことにより、同様の改正を行うため提案するものでございます。

議案書は6ページから7ページ、議案参考資料は1ページから4ページでございます。

今回の大きな改正点につきましては、3点でございます。

まず、1点目としまして、第3条、第4条におきまして、傍聴人の特定は住所及び氏名で足りるため、傍聴人受付票等への年齢の記入に関する文言を削除するものでございます。

2点目としまして、第7条第2項として、スマートフォン端末やタブレット端末などの携帯電話端末は、議事妨害への対応として、音を発しないように設定することと定めるものでございます。

3点目としまして、同じく第7条に、特に議長の許可を得た場合を除き写真の撮影、録音、録画を禁止する項目を追加するものでございます。

そのほか、文言の整理等でございますが、詳細はお手元に配付している資料のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

以上、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

仁田秀和議員、御降壇願います。

[13番 仁田秀和君 降壇]

○議長（安倍敏彦君） これより討論に入ります。

初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 陳情第3号 「再審法改正を求める意見書の採択について」の委員会  
審査結果について

○議長（安倍敏彦君） 日程第12、陳情第3号「再審法改正を求める意見書の採択について」の委員会審査結果についてを議題といたします。

審査の結果を総務産業常任委員会佐藤壯一委員長より報告願います。御登壇願います。

〔総務産業常任委員会委員長 佐藤壯一君 登壇〕

○総務産業常任委員会委員長（佐藤壯一君） それでは、私の方から日程第12、陳情第3号「再審法改正を求める意見書の採択について」、それでは、御報告申し上げます。

令和7年定例会5月会議において、総務産業常任委員会に付託されました「再審法改正を求める意見書の採択について」、令和7年5月15日、委員会で審査した結果、採択すべきものと決しましたことを御報告いたします。

採択に至った主な理由としまして、冤罪により無罪の人間が何十年も間被害を被っています。再審制度があるものの、再審開始決定後に検察官が不服申立てをすることにより、裁判が長期化していることから、短期解決による冤罪被害者の迅速な救済を実現すべく、刑事訴訟法の再審規定を速やかに改正する必要があります。

以上のことから、採択すべきものと決しましたことを御報告いたします。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） ただいまの報告に対する質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

佐藤壯一委員長、降壇願います。

〔総務産業常任委員会委員長 佐藤壯一君 降壇〕

○議長（安倍敏彦君） これより討論に入ります。

初めに、本陳情に対し反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、本陳情に対し賛成の討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

本陳情に対する委員長報告は採択すべきものであります。本陳情を委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本陳情は採択と決しました。

暫時休憩いたします。

午後4時13分 休憩

---

午後4時13分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

お諮りいたします。

先ほど佐藤壯一議員より意見書の提出についての議案が提出されました。これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、議員提出議案第8号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決しました。

暫時休憩をいたします。

午後4時14分 休憩

---

午後4時15分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

---

追加日程第1 議員提出議案第8号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書の提出について

○議長（安倍敏彦君） 追加日程第1、議員提出議案第8号刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書提出についてを議題といたします。

提出者佐藤壮一議員へ説明を求めます。御登壇願います。

[9番 佐藤壮一君 登壇]

○9番（佐藤壮一君） それでは、私のほうから追加日程第1、議員提出議案第8号刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書。

それでは、私のほうから議員提出議案第8号について御説明させていただきます。

刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書を地方自治法第112条及び七ヶ浜町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由としまして、冤罪は国家による重大な人権侵害の1つであり、人権の救済は国家としての義務であります。

再審制度は存在しておりますが、手続に関する法律は不十分であります。

しかし、現行法には明文規定がなく、制度的保証がありません。再審開始決定後に検察官が不服申立てを行う事例も多く、冤罪被害者の迅速な救済の公平性が損なわれております。

したがって、刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を速やかに行いうよう、地方自治法第99条の規定により、意見書の提出を提案するものです。

また、提出先は掲載のとおりでございます。

以上、私の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

佐藤壮一議員、御降壇願います。

[9番 佐藤壮一君 降壇]

○議長（安倍敏彦君） これより討論に入ります。

初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多數ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（安倍敏彦君） 以上をもって、本定例会6月会議に付議された案件は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

本定例会は、明日6月5日から12月26日までの205日間を休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本定例会は明日6月5日から12月26日までの205日間を休会とすることに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後4時19分 散会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和7年6月4日

七ヶ浜町議会議長

署名議員

署名議員